集落営農法人運営のための手引き

～　一歩一歩、一段一段、みんなで育む集落営農　～

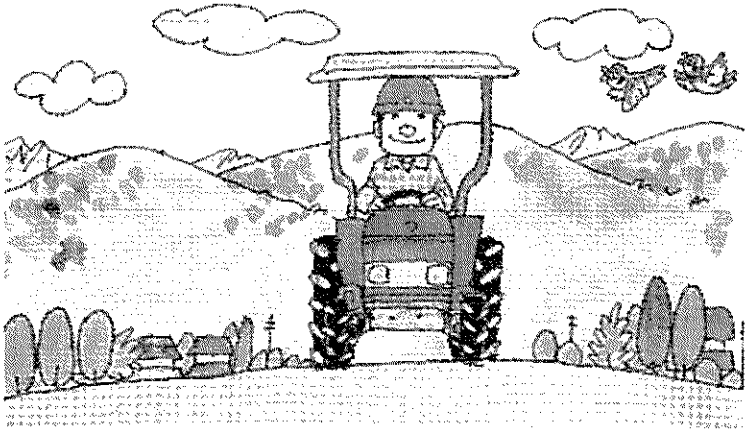

平成２４年３月

群馬県担い手育成総合支援協議会
群馬県集落営農支援プロジェクトチーム

はじめに

平成１９年度からの水田経営所得安定対策の導入に合わせて、平成１８年までに県内で１１１の集落営農組織（任意組織）が設立されました。当初これら任意組織は、地域農業を支える担い手として位置づけられましたが、多くは麦のみの経営であり、経営体質は極めて弱い状況でした。また、対策の対象となる任意組織には設立後５年以内の法人化が要件化され、経営体質の強化とともに、法人化推進が取り組むべき最重要課題となりました。

このため、担い手育成総合支援協議会を中心として、関係機関が連携を図り、集落座談会や、研修会などを実施し、任意組織の法人化を推進してきたところです。

平成１８年の任意組織設立から５年が経過し、これまでの法人化推進の結果として各地域において任意組織の法人化が進み、県内において大きな流れができつつあると言えます。

ただし、法人化は最終目標ではなく、あくまでも経営体質を強化するひとつの手段であり、法人化後の経営の充実がより重要な課題となります。

昨年、実施しました集落営農組織に対するアンケート調査によれば、法人において最も大きな課題として挙げられていたものが「法人運営を軌道に乗せること」であり、法人化後もなお、運営に際しては多くの課題があることが明らかになっています。

そこで、これらの課題等に対する解決の手助けとなるよう、アンケート調査で法人が求めている支援等を中心に、法人運営のための手引きを作成しました。

今後、本県水田農業を担う法人として発展していくために、本手引きを活用していただきますようお願いします。

目　　次

第一部　集落営農法人運営の実際

1　県内集落営農組織の概要　1

2　集落営農法人の１年　9

3　運営業務の進め方　11

4　経理事務の進め方　15

5　従事分量配当と農業経営基盤強化準備金　17

6　労務管理のあり方　23

7　農場管理の進め方　29

8　農地の効率的な活用　33

9　機械の共有化について考える　37

１０　補助事業で機械を導入する場合の留意点　43

１１　農作業安全管理　45

１２　後継者確保対策あれこれ　51

１３　ぐんま型集落営農　53

１４　「わが法人」の中長期計画（ビジョン）を作る　55

第二部　集落営農法人等の取組事例集

取組別検索目次　58
1　ゼロ円リース型の出発から機械を着々と共有化（前橋・亀里）　59
2　集落営農法人の可能性に挑戦（前橋・元気ファーム２０）　61
3　定年帰農で新旧交代（前橋・中）　65
4　プール計算で効率的な農地利用（前橋・東上野、小島田、女屋）　67
5　法人化を契機に組織を再編　少数精鋭オペレーター型法人の挑戦
（渋川・行幸田ファーム）　71
6　雇用を活用して経営発展（玉村・にしきの）　75
7　米麦経営でも野菜導入でも、まずは共同圃場を設けることだよ
（伊勢崎・波志江北部）　77
8　コスモス畑で地域貢献（伊勢崎・田中島）　79
9　そば加工を柱に６次産業化を目指して（高崎・浜川）　81
１０　気心知れた仲間で一致団結（藤岡・西平井）　83
１１　２５年以上も前から加工に取り組む６次産業化の草分け
（中之条・たけやま）　85
１２　中山間の果樹地帯で地域貢献する水稲農作業受託法人
（沼田・ほっちみずほ組合）　88
１３　担い手に対する農地の面的集積に向けて
（太田・休泊地区農用地利用調整組合）　91
１４　県東端のリーディングカンパニー（板倉・大荷場麦作組合）　95

県外の事例（６事例）　97

第三部　様式集　103

第一部　集落営農法人運営の実際

1　県内集落営農組織の概要

（１）これまでの推進経過と現状

◆群馬の水田農業が変わった

本県では、平成１９年度の品目横断的経営安定対策（水田経営所得安定対策）導入に合わせて、「麦作県“群馬”の麦を守る」を合い言葉に、全県的な担い手育成を推進し、１１１の任意組織と１７の法人が設立され、以前から法人化されていた７組織と、合わせて１３５の集落営農組織が活動を展開することとなりました。

この対策導入により、群馬の水田農業は、集落営農組織・認定農業者などの「担い手への農地集積」へと大きく舵を切り、初年度は、合わせて６６０経営体が担い手として、国の支援を受ける体制ができ、麦については、対策導入前の８５％の作付け面積が確保されました。

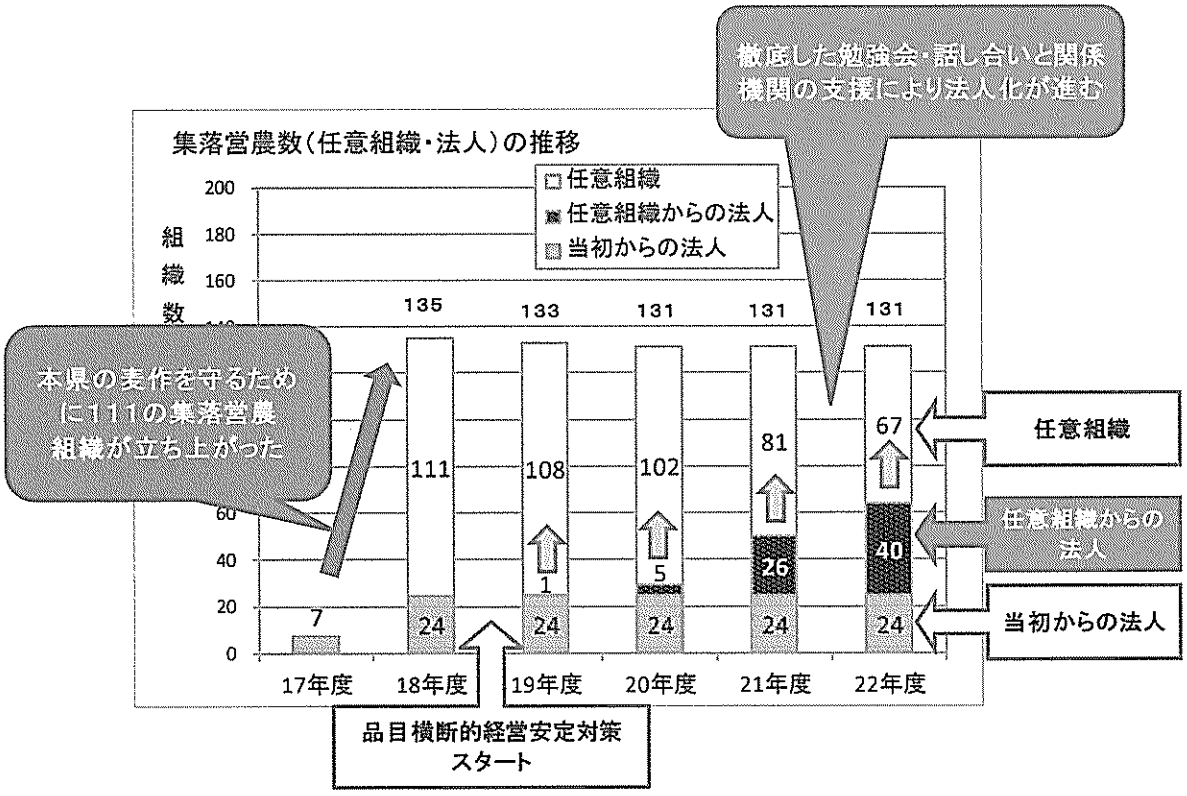

◆麦の作付減少に歯止めをかけた集落営農

平成１８年産まで、年間約３００ｈａずつ減少してきた麦の作付け面積が、対策導入後は作付減少に歯止めがかかり、ほぼ横ばいで推移しました。さらに、対策導入から５年が経過した平成２３年産の麦作付け面積では、対策導入以前の減少のペースをついに逆転するまでになりました。

これは、対策導入時に集落営農組織・認定農業者などの担い手への農地集積が進んだこと、そして、その後も、担い手が地域で認知され、集積が進んでいることが大きな要因だと考えられます。この傾向は、アンケート調査の中で、３割の集落営農組織が「経営面積が年々増加している」と回答していることにも現れています。

この対策導入がなければ、麦の作付け面積はさらに減少したものと予想されます。

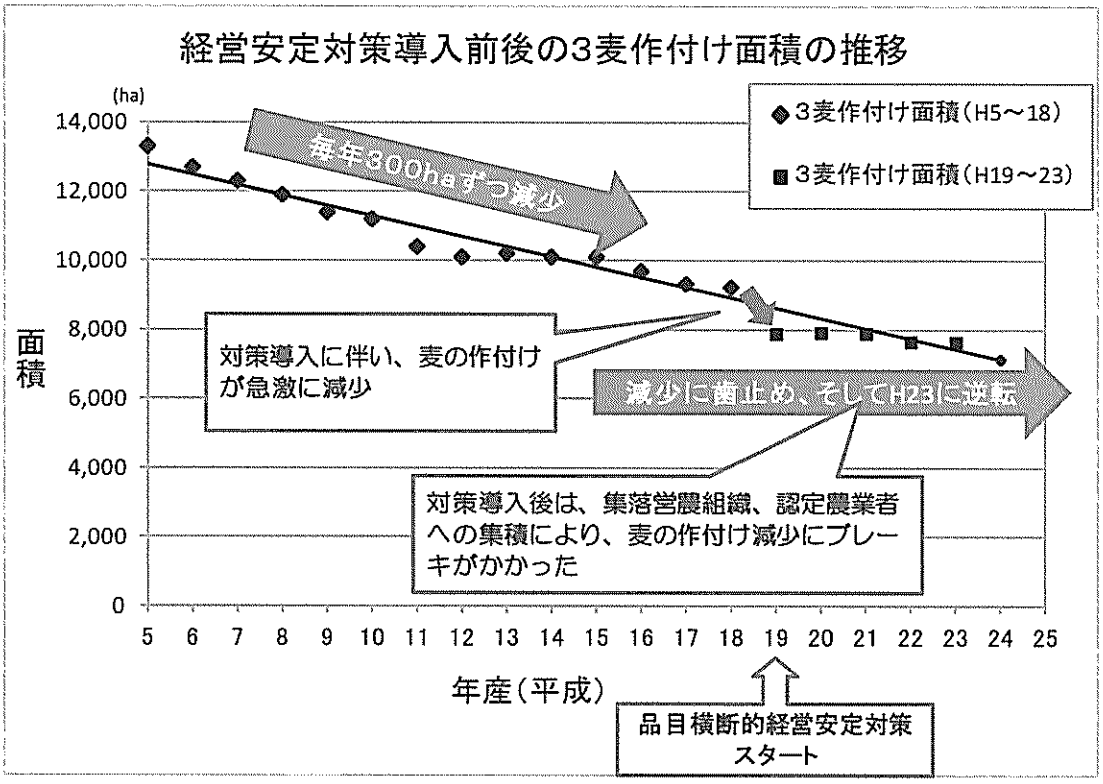

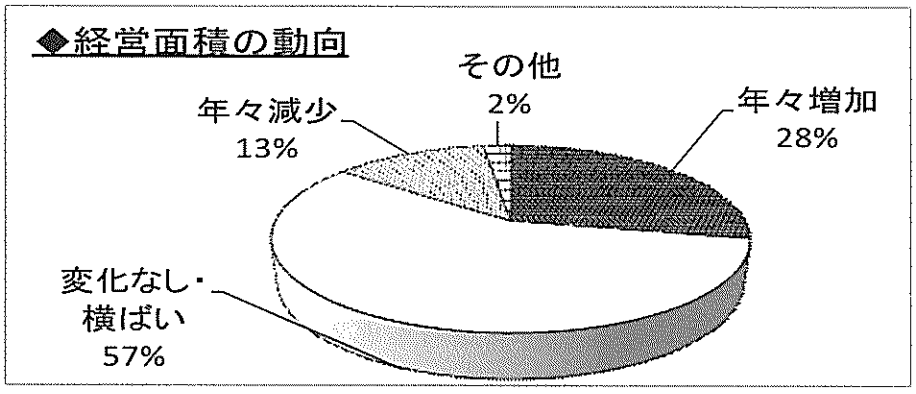

◆法人化の推進

平成１８年に組織された集落営農組織（任意組織）は、「５年以内の法人化が、対策加入の要件」とされたこと、また、「継続的に地域農業を担うためには経営体質の強化が欠かせない」ことから、県段階においては、県・農業会議・ＪＡ中央会・県担い手育成総合支援協議会、地域段階においては、市町村・ＪＡ・農業委員会・農業事務所、地域担い手育成総合支援協議会が相互に連携して、「集落営農組織

（任意組織）の法人化」を支援してきました。

その結果、平成１９年度の（農）三ツ橋（伊勢崎市）を皮切りに、続々と任意組織からの法人化が進み、平成２４年２月末で、集落営農法人は、７７法人となり、法人化率は５７％となりました。

本県の集落営農の組織構成　　平成24年2月末現在

項目	集落営農組織数		
		うち法人	うち任意組織
合　計	136	77	59
比　率（%）	100	57	43

近県の集落営農の法人化状況（平成23年2月1日現在）

農林水産統計：集落営農実態調査結果より　農政課構造政策室試算

都道府県	H18年度（2/1）			H22年度（2/1）			法人増加数	
	計	法人	任意組織	計	法人	任意組織	実数	順位
	A	B		C	D		D−B	
群　馬	128	5	123	130	43	87	38	1
茨　城	162	7	155	163	16	147	9	4
栃　木	138	3	135	219	9	210	6	6
埼　玉	79	13	66	96	20	76	7	5
千　葉	48	21	27	68	34	34	13	2
東京	0	0	0	0	0	0	0	8
神奈川	0	0	0	1	0	1	0	8
山　梨	2	0	2	3	1	2	1	7
長　野	215	28	187	314	41	273	13	2

※国の統計調査のため県の取りまとめとは数値が異なります

（２）「集落営農組織に対するアンケート調査（平成23年度）」から見えてきたもの

このように、関係機関と担い手の皆さんが一体となった様々な取り組みが展開され、本県水田農業は変わりつつあります。

そこで、水田経営所得安定対策導入から５年が経過したこと、法人化した組織が増加していること、引き続き法人化に向けた取り組みが進んでいることなどから、集落営農組織共通の課題、組織毎に抱える課題、新たな取り組み等を把握し、今後の支援につなげるため、各農業事務所を中心に「集落営農組織に対するアンケート調査」を実施しました。

この関係機関が連携して実施したアンケート結果から、法人化進行に伴う共通の課題が見えてくるとともに、面談を実施することにより、より細かい組織毎の課題が見えてきました。

これまでの主な取り組みの成果

○集落営農全体の経営面積は４，１３３ｈａで、本県水田面積の１２％を担う
○集落営農組織１３６組織のうち７７組織（57%、平成24年2月末現在）が法人化
○３割の組織で「経営面積が年々増加」しており、地域の担い手として定着
○８割以上の組織が経営を複合化（うち野菜導入は１９組織、加工導入は３組織）しており、着実にぐんま型集落営農へ向けた取り組みが進んでいる
○６割の組織が、組織で機械を所有しており、着実に機械共有化が進行　など

今後、重点を置くべき支援課題

○継続した法人化支援
○法人化した組織の運営支援（役員の負担軽減など）
○組織を担う次世代のリーダー育成支援
○面的集積等農地利用の効率化支援
○機械の共有化による生産コスト低減の促進
○オペレーター育成支援
○プール方式による収支計算への誘導と支援
○支援施策等の情報提供
○県内外の集落営農取り組み事例等の情報提供　　など

（３）今後も、関係機関が連携して集落営農組織を支援

県では、平成２３年度から、「ぐんま農業はばたけプラン」（農業振興のための５カ年計画）の中で、「力強い農業を担う人づくり」を大きな柱とし、認定農業者や集落営農組織などの担い手への支援をより充実させる方針を打ち出しています。

今回のアンケート調査も、プラン実現に向けた取り組みの一環として、集落営農組織の法人化や野菜を導入した複合経営などによる経営体質の強化へ向けた取り組みを、関係機関が一体となって支援するために実施したものです。

アンケート結果からこれまでの取り組みの成果が、明らかになりましたが、これらの成果を、関係機関・集落営農組織が共有するとともに、アンケート調査から見えてきた、組織共通の課題、法人化進行に伴う課題、組織個々の課題を整理・解決していく必要があります。

これらの課題や目標もまた、関係機関と集落営農組織が共有し、それぞれが集落営農組織を核とした地域農業活性化のための両輪として、相互に連携していくことが重要です。

＜集落営農組織に対するアンケート調査の概要＞

◇調査時期　　平成２３年９～１１月

◇調査対象　　県内の全集落営農組織（任意組織・法人）　１３６組織

※水田経営所得安定対策関連の組織以外も含む

１　地域における今後の水田農業の担い手について

５割が「集落営農が中心」、４割が「集落営農と個人が連携して」担うと回答。

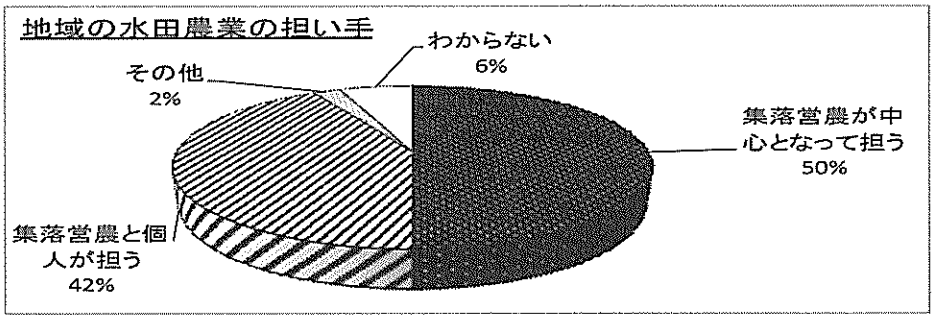

２　経営面積の動向について

３割の組織が「年々増加」と回答。

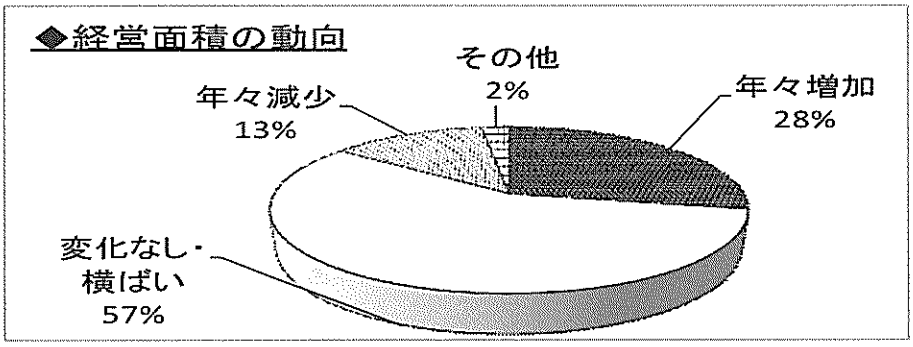

３　組織所有機械の有無について

全体では6割が所有。法人は8割が所有する一方、任意組織は3割に止まる。

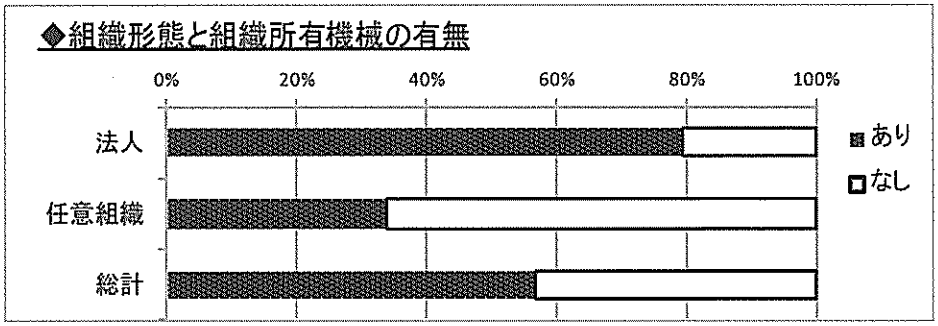

4　機種別所有機械について

コンバイン、トラクター、乾燥機、田植機、乗用管理機など。

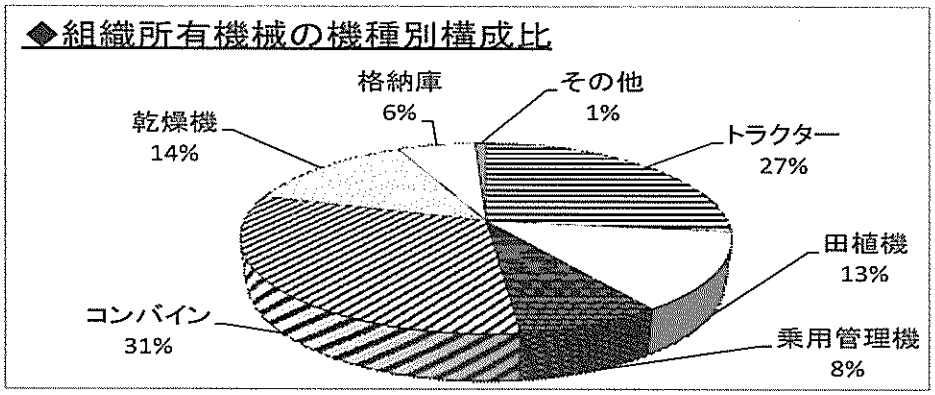

5　オペレーターの年齢構成について

６０～７５歳が最も多く、次いで４０～６０歳。４０歳未満も１割弱。

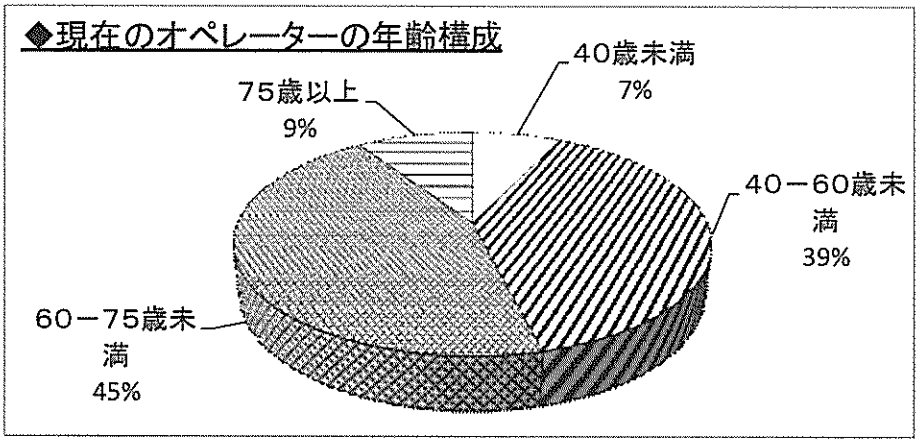

6　今後検討している取り組みについて

７割以上の組織が、何らかの新たな取り組みを検討。

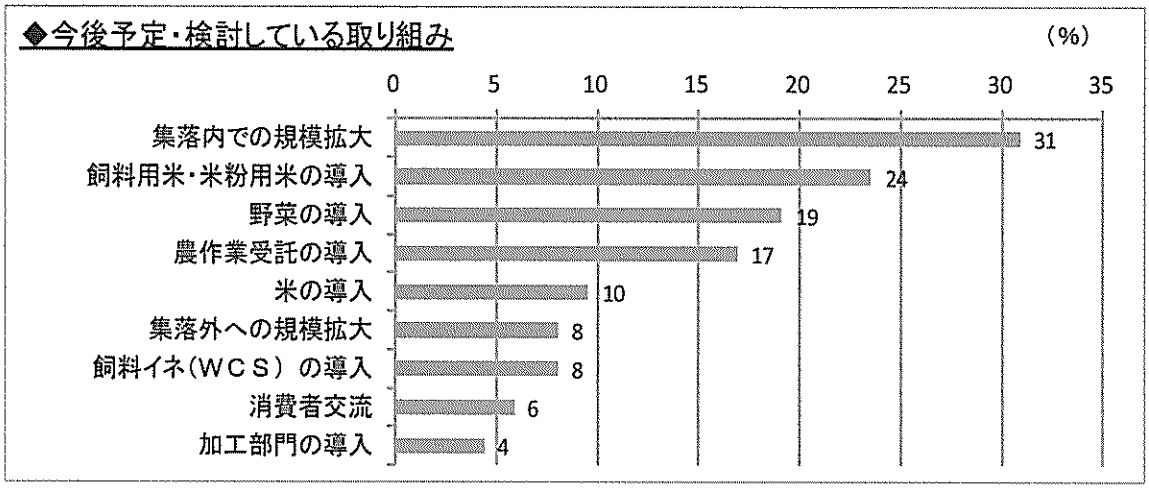

7　組織運営上の課題について

「役員の負担や役員の後継者」などの課題が上位。次いで、「農地がまとまっていない」、「機械の共同利用が進まない」などが上がっている。

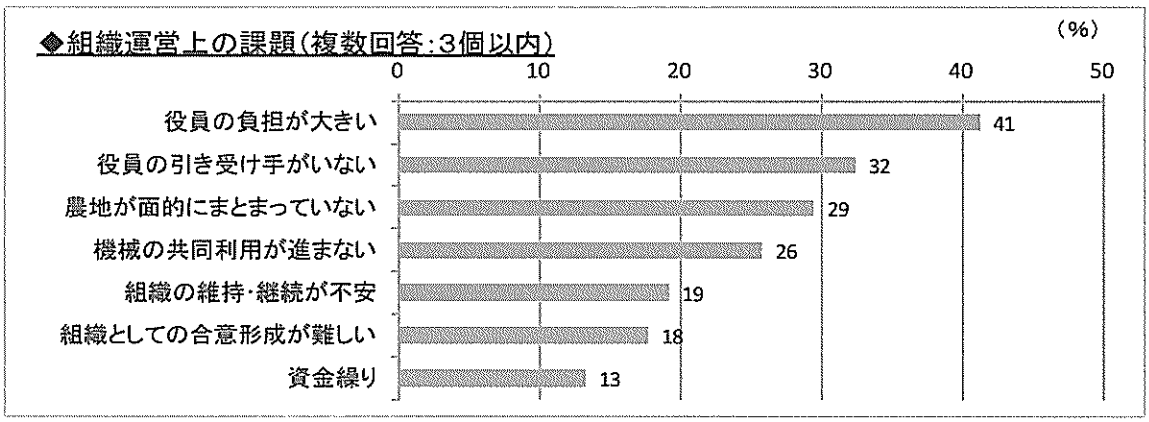

8　法人化の状況について

半数は「既に法人化」。「現在の組織のまま法人化を検討」が３割、「再編も含めて検討」が１割。

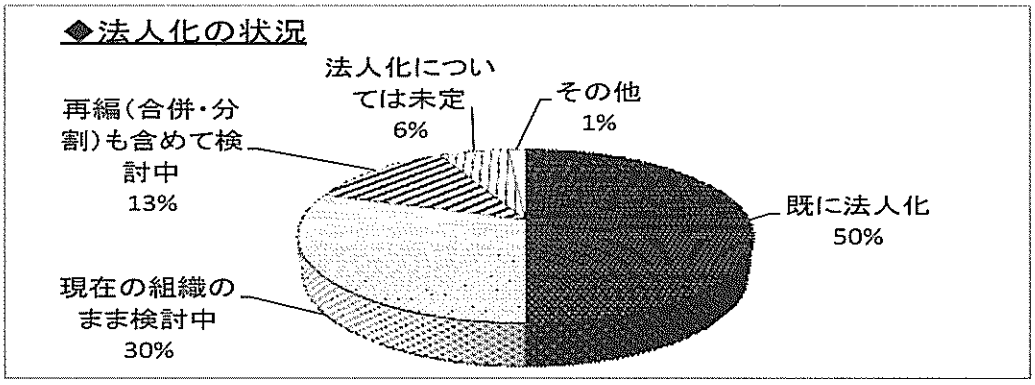

9　法人化して良かった点について

過半の組織が、「理事会での意志決定」、「内部留保」、「補助事業活用」を挙げている。「法人化したばかりでまだわからない」も約１／４が回答。

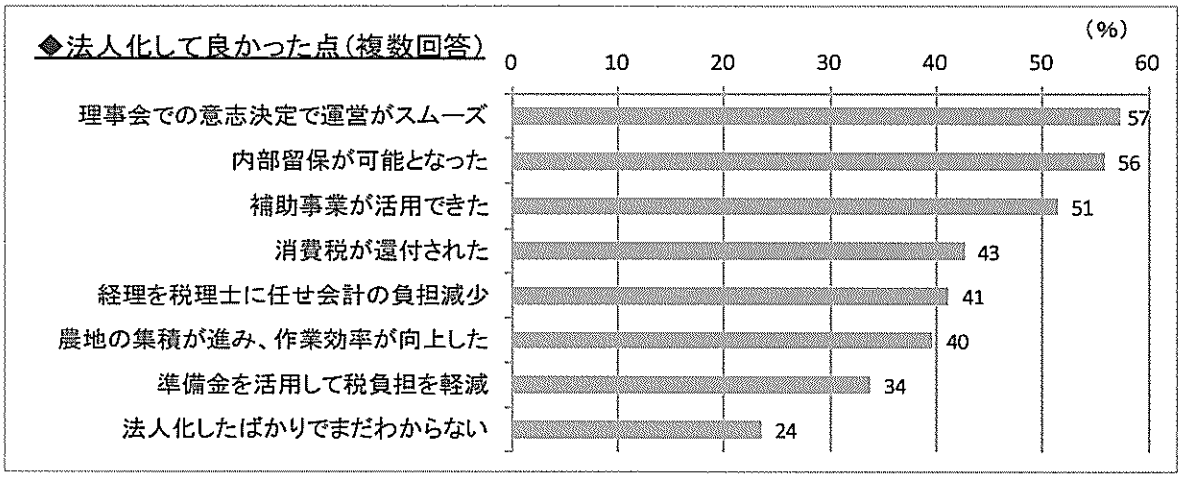

１０　法人化して苦労している（した）点について

「利益の配分方法」が最も多く、全体に運営に関する回答が多かった。一方で、１／４の法人は「法人化したばかりでまだわからない」と回答。

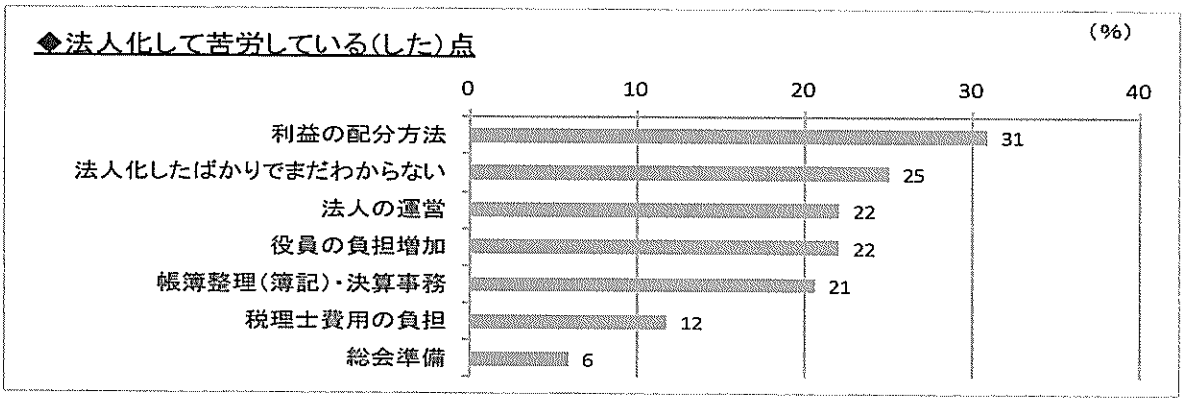

１１　現在の最も大きな課題について（法人）

「法人運営を軌道に乗せること」が最も多く、次いで「法人運営の後継者確保」。

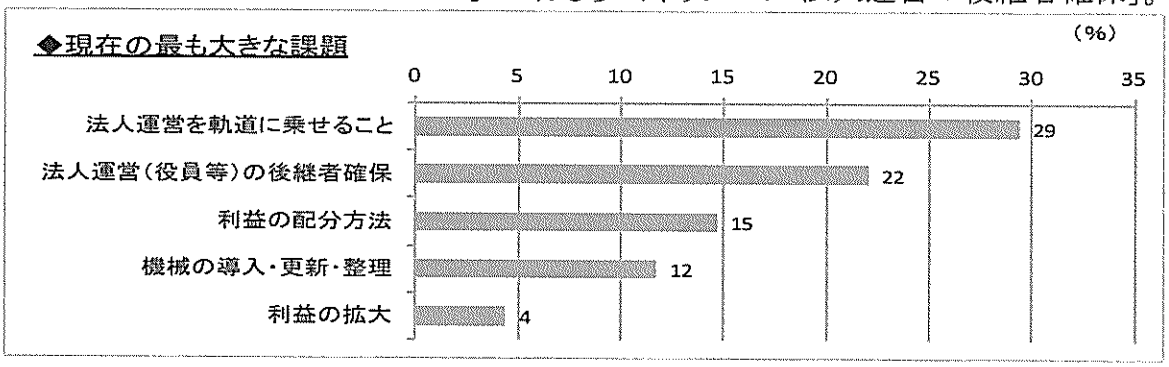

１２　関係機関に望む支援について（法人）

「支援施策の情報提供」が最も多く、「資金繰り」、「法人運営支援」、「取組事例の情報提供」などが続く。

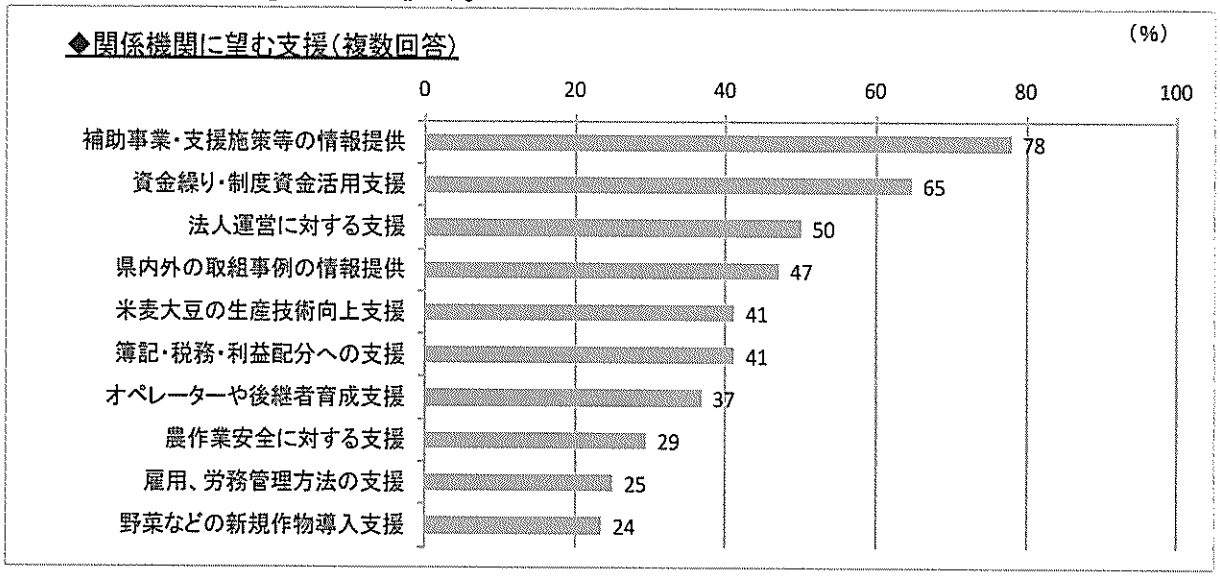

2　集落営農法人の1年（米麦経営の

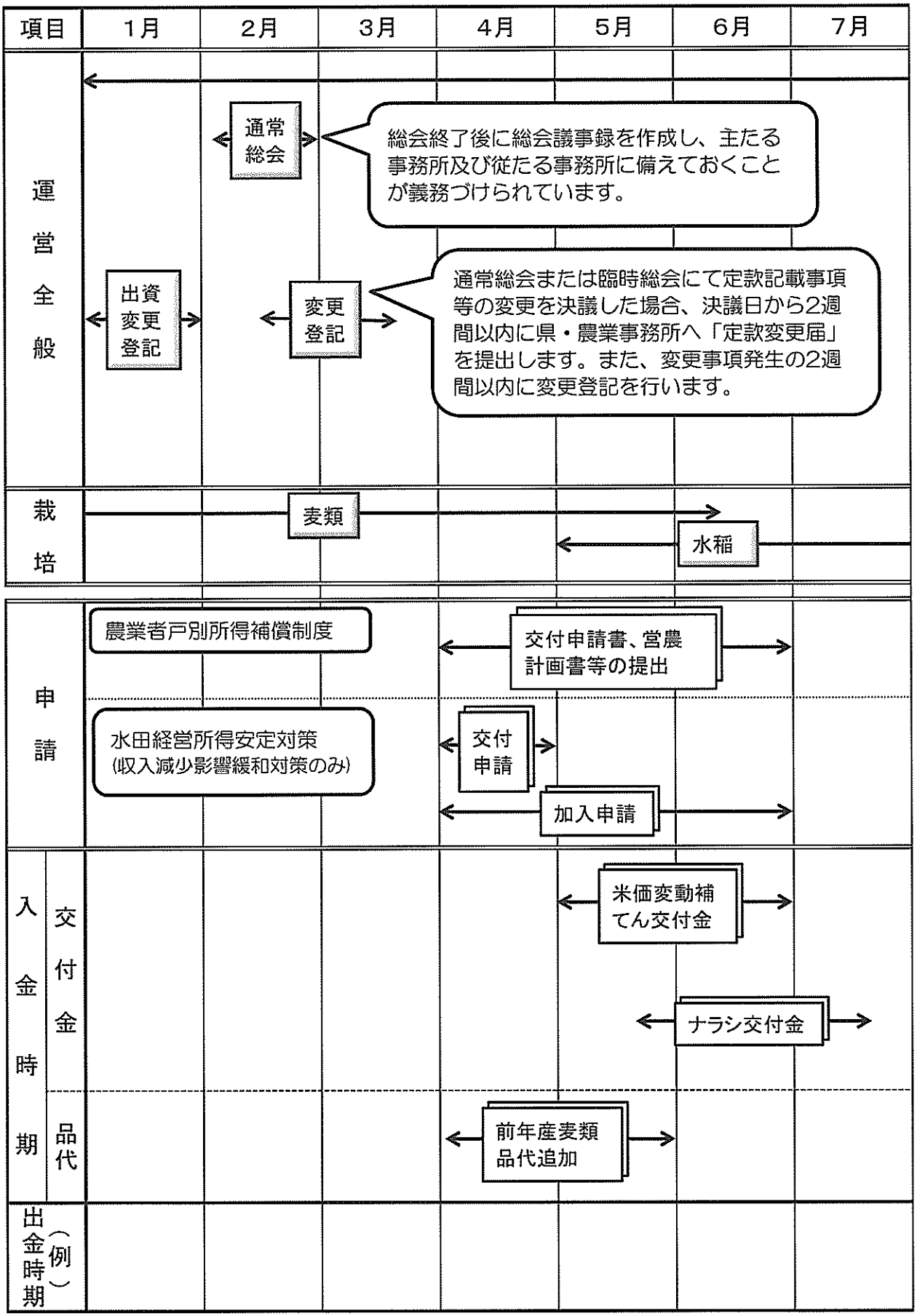

モデル的年間スケジュール）

※事業年度を1月から12月とする

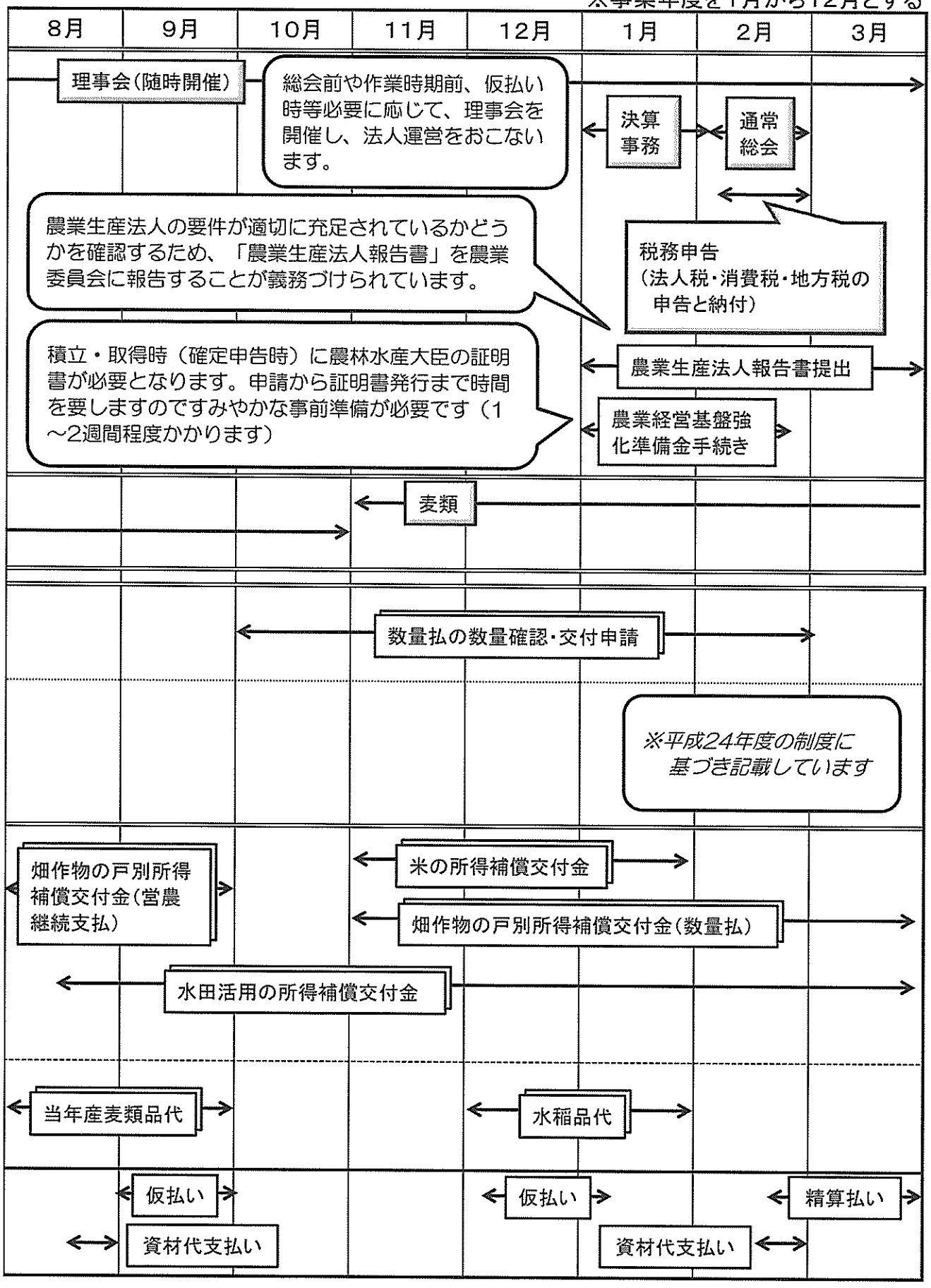

3　運営業務の進め方

（1）運営業務とは（総会までの運営）

法人を地域の担い手として維持・発展していくためには、単に農業生産活動を行うだけでなく、法人の事業展開を考え日々の運営事務を円滑に進めることが大切です。実際の法人運営にあたっては、法人で策定する定款、規約、細則の他、農事組合法人であれば農業協同組合法等の法令の定めに基づきます。法人の運営事務は多岐にわたりますが、法人役員を中心に組合員全員の総意に基づいた組織運営を行っていきます。

次に、運営に必要な基本的な事項を記載します。

①事業計画・収支予算計画

法人の土台となるものであり、事業方針や生産計画などの事業計画及び、事業計画に沿った収支予算計画を検討・策定し、それに基づいた事業実施及び法人運営を行います。毎事業年度の事業計画・収支予算計画については総会において決議を得なければなりません。

また、法人経営の安定と将来への地域農業の発展を目指し、法人の目指すべき方向やビジョンを考え「とちやひと、もの」といった観点から中・長期計画を検討策定することが、組合員全員の共通認識として理解をしてもらう上で重要であり必要不可欠です（→詳細　Ｐ．５５、様式集　Ｐ．１０３：中長期計画）。そこで、経営規模の拡大や新規作物・機械導入などの取組み目標は、認定農業者の農業経営改善計画書とリンクするよう検討を行います。

②会計処理

法人の活動によって生じる日々の取引を記帳し、会計期間終了後に決算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案など）の作成を行います。その後、総会での承認を受け、税務申告を行います。法人は企業会計原則の定めに従って行うこととされております。これを適正に行うためには一定の基礎知識や技能が求められますので、最終的な申告書の確認・申告は税理士など専門家に相談することも含め、慎重に検討して行います。また、作成された決算書類は申告に用いるだけでなく、法人の経営管理に活用できる重要なデータです。法人の経営分析等に有効活用できるよう人材の育成にも努めましょう。

③運営管理（栽培・労務計画とその管理）

事業計画に基づいた構成員の栽培作業や役員の事務作業の計画作成とその記録管理を行います。

まず、年間栽培計画と営農計画書を作成し、いつ、何の作業があるのか整理しま

す。この栽培計画に基づき、年間の労務計画を検討します。その際、作業者の適正配置や今後のオペレーターの育成を考える必要があります。この労務計画により構成員（オペレーター補助者を含む）に十分周知を図り、計画に基づいた確実な作業を行えるようにします。また、農作業日誌や事務作業日誌（→様式集　Ｐ．１０６～１０９：農作業日誌、業務報告書)、機械使用による作業の際は運転日誌等（→様式集　Ｐ．１１０～１１６）を必ず記録し、従事分量配当への反映等に活用します。この労務管理により計画と実績を比較し、次年度計画に反映させます。

④資金管理（運転資金、機械更新資金積立）

法人の経営管理を行うためには、組織全体の資金の動きや流れを的確に把握し、計画的な資金運用を図ることが必要です。

毎年度の年間運用では、月ごとの品代や交付金といった収入の入金時期と購買品（資材等）や借入金の出金時期を考慮した上で、構成員への利益分配金の仮払いの時期や額を決定し、資金不足が生じないようにします。

また、法人としての機械導入の計画を策定する場合は、年間運用だけでなく中・長期運用も考えておく必要があります。機械導入にあたっては、構成員個人の機械所有状況を把握し、法人として今後導入する機械について、緊急度、必要度に応じて優先順位をつけて運用の計画を考えます。併せて、補助金や農業経営基盤強化準備金の活用を検討し、借入金がある場合は償還計画を作成し、無理のない借入を行います（→様式集　Ｐ．１０４～１０５：年次別施設・機械導入計画、事業実施計画)。

⑤役員会（理事会）の開催

各種計画と実績の検討や農作業前の作業確認、運営・事業遂行のための規約や細則の作成等を行うために必要に応じて開催します。

（２）総会の運営

①総会開催前の準備

総会開催日時・会場・提出議案である「総会の招集及び総会に付議すべき事項」は理事の過半数により決定し、総会招集の通知を行います。

（留意事項）

・総会召集通知は、総会の日の５日前までに到着すること

・定款に「書面による議決権の行使を認めている事項を会議の目的とする場合」は、通知に当該事項の決議案を具体的に提示すること

②総会での議決事項

総会の議決を経なければならない事項（総会議決事項）は次のとおりです（定款例より）。

１．定款の変更 ２．規約の設定、変更及び廃止 ３．毎事業年度の事業計画の設定及び変更 ４．事業報告、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案及び損失処理案 ５．団体への加入（農業協同組合への加入を除く。）又は団体からの脱退 ６．持分の譲渡又は出資口数の減少の承認

また、重要な事項の議決については総組合員の３分の２以上の多数による議決を必要とします（特別議決事項）。

１．定款の変更 ２．解散及び合併 ３．この組合への加入（持分の相続又は譲受けによる加入を含む。）の承認 ４．組合員の除名 ５．役員の解任

③終了後の事務

総会議事録を作成し、主たる事務所に及び従たる事務所に備えておくことが義務づけられています（農協法第７３条で準用する第４６条の５）。

（３）事業年度終了後の事務

①税務申告

法人の事業年度終了の日から２ヶ月以内に税務申告をしなければなりません。総会での承認を経た決算書類に基づき法人税・消費税・地方税（事業税、住民税）の申告書の作成と税務申告（納税）を行います。

②定款変更に伴う登記について

総会により、定款の変更や出資額や役員などの登記事項に変更を生じた時は変更登記や県への届出が必要です。変更登記が必要な場合は、変更事項発生の２週間以内に変更登記を行います。ただし、「出資の総口数」、「払込出資の金額」の変更

に伴う変更登記は事業年度終了後４週間以内の変更登記が認められています（農協法第７５条第２項)。県への届出は、総会の議決日から２週間以内に所管の農業事務所へ「定款変更届」を届け出ます。

項　　目	内　　容	定款変更	変更登記	県への届出
事業	事業の内容・目的の変更	要	要	要
名称	名称の変更	要	要	要
事務所所在地※2	事務所所在地の変更	要	要	要
地区	活動範囲の変更	要	要	要
出資１口の金額	出資１口の金額変更	要	要	要
出資の総口数	新規出資又は減少	―	要	―
払込出資の金額	新規出資又は減少	―	要	―
出資払込方法	出資の払込方法の変更	要	要	要
公告の方法	公告の方法の変更	要	要	要
組合員※1	組合員の加入又は脱退	―	―	―
役員	役員定数の変更	要	―	要
役員※2	理事の変更	―	要	―

※ 1　組合員の加入・脱会により「出資の総口数」、「払込出資の金額」に変更が生じる場合は、変更登記が必要になる。

※ 2　代表理事等の変更により、登記上の事務所所在地や定款上の事務所所在地にも変更が生じる場合は、変更登記、定款変更及び県への届け出が必要になる。

4　経理事務の進め方

（１）会計担当の実際～会計事務所の活用～

経理事務と聞くと、“仕訳”“総勘定元帳”など簿記の専門知識と煩雑な記帳が待ちうけており、「これは参った」という感想を持っている方が多数であるかと思いますが、ここは、アレルギー反応を起こさずに冷静に考えていきましょう。

果たして、法人役員（会計担当者）は、実際にはどこまでの経理事務をおこなったら良いのでしょうか。先に実施したアンケート調査結果では、税務申告まで法人独自で完結しているところは３組織のみで、その他の法人は会計事務所に経理事務を委託しています。言い換えれば、大多数の法人は、先に出てきた仕訳や総勘定元帳、財務諸表の作成など煩雑で専門的な知識が必要な部分は会計事務所に任せてしまえば良いですし、実際に任せてしまっているのです。

〈会計担当者の仕事：正確な原始記録の収集〉

では、法人役員（会計担当者）は何を行ったら良いのでしょうか。たとえ、会計事務所の専門家と言えども何の手がかりもない状態で関係書類の作成を行うことは不可能です。法人役員（会計担当者）の仕事は、会計事務所が正確な財務諸表を作成するために必要な正確な原始記録をきちんとっておき、会計事務所へ確実に引き継ぎを行うことと言えます。ここで、正確な原始記録とはいったいどんなことでしょうか。簿記の原則では「網羅性」「立証性」「秩序性」の３要素が求められています。原始記録においても、この３要素を満たす形で収集されている必要性があるのです。もっと具体的に言うならば、①預金の記帳保持、②現金の流れの記録（現金出納帳の記帳）、③領収書の保管、④その他各種証拠書類の記録（オペレーターの出役記録や取れ高記録等々）をそれぞれ時系列で整理しておけば良いのです。いずれにしても、会計事務所と事前に打ち合わせを行い、どのような記録をどのような形で収集しておけば良いのか、確認を取っておきましょう。

（２）利益配分の実態

事務を煩雑化させ、法人役員（会計担当）に多大な労力を強いるのは、上述の税務申告の部分よりも、むしろ「利益の配分」に係る部分ではないでしょうか。先のアンケート調査でも、法人化して苦労した点や課題点として「利益の配分方法」が上位に入っており、その負担の大きさが伺い知れます。同アンケート調査によると配分方法の基準は「圃場管理面積＋収量・品質差プレミアム」32 %、「労働時間＋圃場管理面積＋収量・品質差プレミアム」22 %、「労働時間＋圃場管理面積」21 %、「労働時間」12 %、「圃場管理面積」6 %と様々になっております。これは法人毎に置かれた状況や熟度、その歴史的な背景に左右されるもので、これが絶対正解と

いったものはありません。しかし、配分の要素（労働時間、圃場管理面積、収量・品質差プレミアムなど）が増えれば、必然的に事務も複雑化することは必至です。

（３）組織の熟度に応じた利益の配分方法

下表は組織の熟度に応じた利益の配分方法について整理したものです。この表では、効率性を求め、プール計算方式（共同栽培）に至る点を熟度の上位に位置づけています。上述では、利益の配分に関し、絶対的な正解は無い旨を述べましたが、事務の効率化や作業効率の観点からするとプール計算方式への段階的移行が望まれます。

組織の熟度に応じた利益の配分方法

熟度	項　目	作業の実施者		経理区分		配当金の算出方法	特　　徴
		基幹作業	圃場管理	収 入	経 費		
高い ⇧ 低い	プール計算方式 （共通栽培）	組織	組織 （単価を定めた管理委託も可）	プール計算	プール計算	オペ：出役時間×単価 （管理者：定額の管理料×管理面積）	・収入、経費ともプール計算のため会計処理が簡単 ・合意形成に時間がかかる ・営農意欲の減退につながりかねない
	ランク付け傾斜配分方法 （共通栽培）	組織	個別	収穫前にランク付けを行う（乾燥調製はプール）	プール計算	オペ：出役時間×単価 管理者：平均配分額×収量ランク別調整率－組合経費	・個別の収量把握が必要なくなり、一層作業が効率化 ・管理者の努力をある程度配分に加味できる ・経費がプール計算になり、会計処理が簡素化
	収量傾斜配分方法 （共通栽培）	組織	個別	個別管理 （個別に収量把握）	プール計算	オペ：出役時間×単価 管理者：圃場管理者ごとの収入－組合経費	・オペによる効率的な作業が行える ・個別に収量把握が必要 ・経費がプール計算になり、会計処理が簡素化
	傾斜配分方法 （個別栽培）	一部組織	個別	個別管理 （個別に収量把握）	個別管理	オペ：出役時間×単価 管理者：圃場管理者ごとの収入－（組合経費＋個別経費）	・一部作業の効率化が図られる ・集落営農とほぼ同じ配分方法になる ・個別管理のため会計処理は複雑
	傾斜配分方法 （個別栽培）	個人	個人	個別管理 （個別に収量把握）	個別管理	管理者：圃場管理者ごとの収入－（組合経費＋個別経費）	・集落営農とほぼ同じ配分方法になる ・個別管理のため会計処理が複雑

5　従事分量配当と農業経営基盤強化準備金

（1）剰余金はどう使う？

①剰余金の処分は総会で決定

事業報告の中で、貸借対照表、損益計算書と同様、剰余金処分案（マイナス時は損失処理案）についても、総会で議決承認されなければなりません。

②剰余金の処分の流れ

剰余金の処分の流れを示すと次のように表現できます。

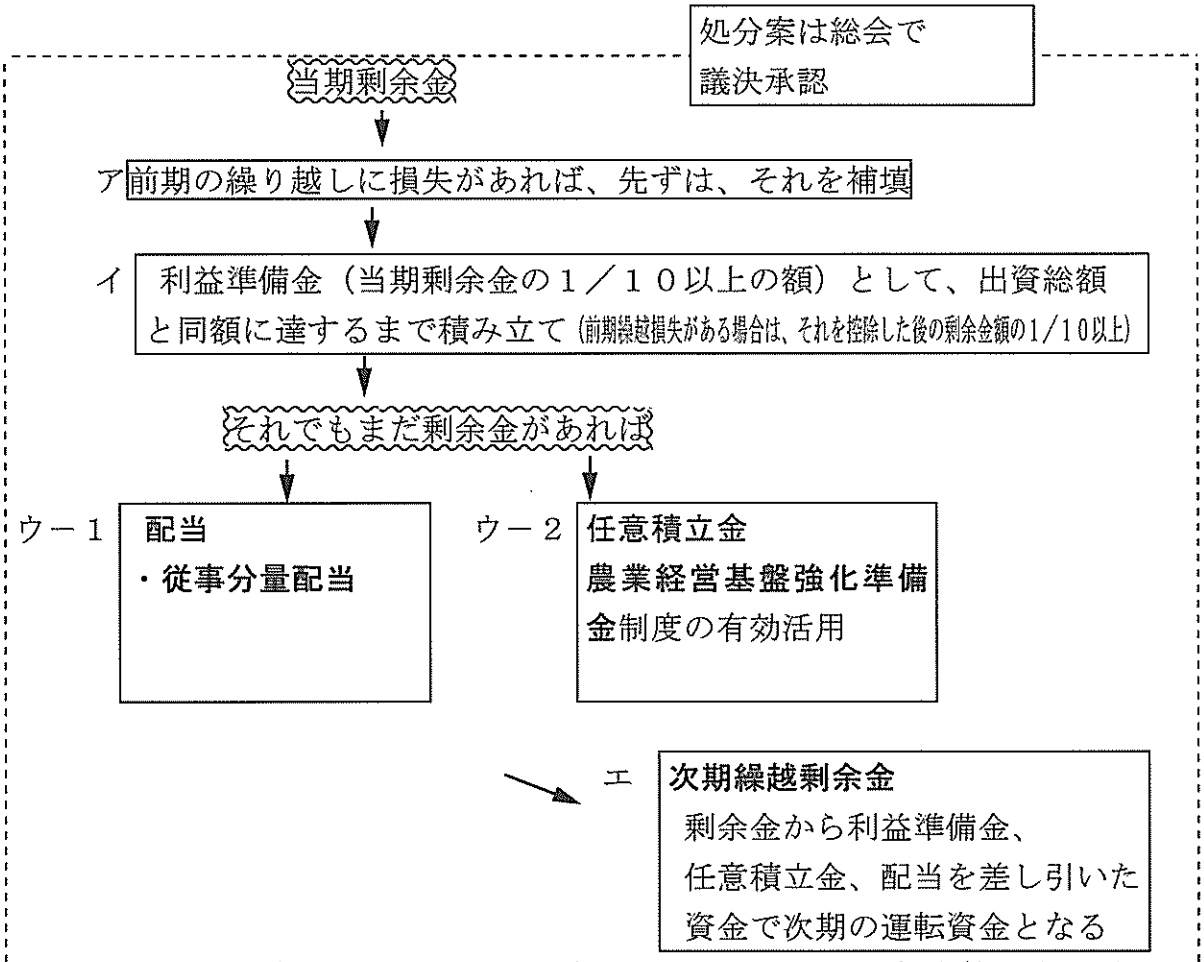

※配当には、従事分量配当の他に出資配当などもあるが、損金算入されずに課税対象となる他 、構成員に配当する段階で源泉徴収も必要となるため、一般的には実施されることは少ない。

次に、上記の剰余金の処分のフロー図にも出てきた、従事分量配当制や農業経営基盤強化準備金制度について詳しく説明します。

（２）従事分量配当

①従事分量配当とは

従事分量配当とは、構成員に対して、法人の事業に従事した程度に応じて分配する配当です。従事分量配当制を選択した法人では、従事分量配当を支出する前の状態で決算を確定します。すなわち、労務費相当額が計上されていないため、通常では剰余金が生ずることとなります。この剰余金については、事業年度終了後の通常総会で、事後的に決定した処分案に基づき従事分量配当を行い、その配当は事業年度に遡って損金に算入することになります。このように、従事分量配当制は、直接生産費用を差し引いた後の剰余金の範囲内で、労務費相当額を分配する仕組みとなっているために、一般的に赤字となる危険性は少ないといわれています。

なお、従事分量配当を受け取った個人にとっては、農業所得となり、消費税上の課税売上となります。一方、従事分量配当を支払った法人側にとっては、損金扱いとなり、消費税上は課税仕入れとなります。

法人の収支計算イメージ

会社法人

収入			
生産費用	従業員給与	役員報酬	純利益

支給された個人は給与所得

従事分量配当を行う農事組合法人

収入		
生産費用	従事分量配当	純利益

配当を受けた個人は農業所得

従事分量配当の課税仕入れの時期

事業に従事した課税期間

＝事業年度

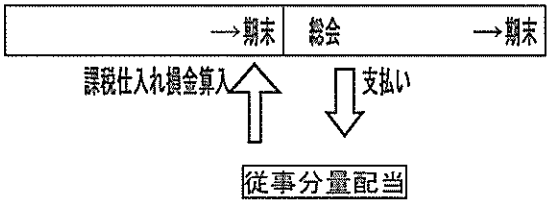

②従事した程度（質と量）に応じて分配

従事分量配当における「従事の程度」とは単に労働時間（量）だけで評価するものでなく、作業の内容（質）も考慮することができます。また、部門別(作目別)にその評価割合を変えることも可能とされています。いずれにしても、従事分量配当の根拠となる作業時間や内容、作業面積等については、作業日報等で正確な記録保持に努めましょう。

③役員報酬と従事分量配当は併給可能

理事である構成員に対し、理事としての役割に役員報酬を支給したうえで、現場での生産活動に従事した程度に応じて、別途、従事分量配当を行うことは可能です。

ただし、同じ業務を対象として役員報酬と従事分量配当の併給は認められないと考えられます。

（３）農業経営基盤強化準備金～担い手に向けた特例措置～

①制度の概要

農業経営基盤強化準備金制度は、認定農業者等（個人又は法人）が農業者戸別所得補償制度等の交付金等を活用して、計画的に農業経営の基盤強化（農用地・農業用機械等の取得）を図る取り組みを支援するための特例措置です。この制度を使い、認定農業者が国から受領した交付金や補助金を、将来の投資に備えて「準備金」として積み立てるとき、その年の積み立て額を個人経営においては必要経費に、法人経営においては損金に算入することができます。 また、この準備金を５年以内に取り崩して、農業経営改善計画の記載どおりに農業用機械等を購入する際には圧縮記帳を行うことができるので、課税の負担を実質的に繰り延べることができます。

（農水省HPより引用）

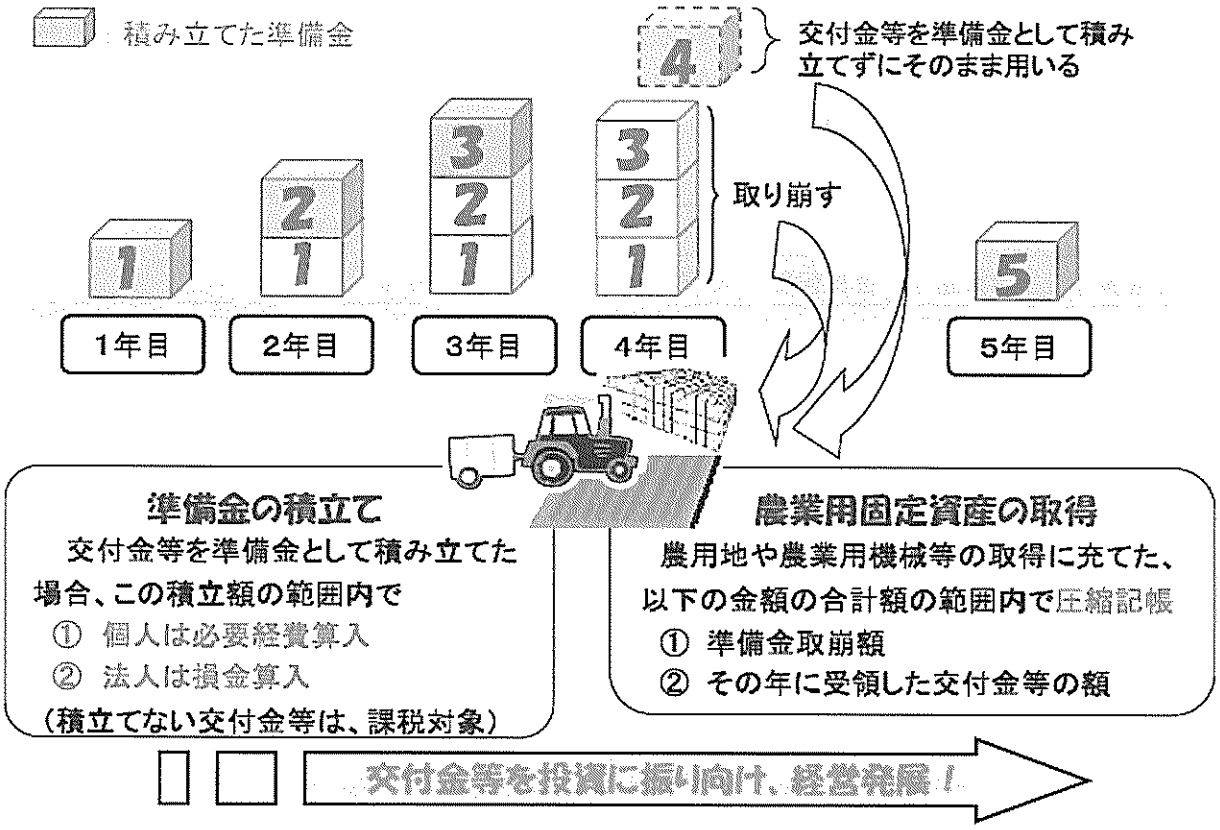

注：積立てから5年を経過した準備金は、順次、総収入金額（益金）に算入され、課税対象となります。

②対象者

この準備金を利用できる対象者は、認定農業者（個人又は農業生産法人）で、交付金等の交付対象者で、「青色申告」を行う者です。

③適用を受けるための計画

この準備金の適用を受けて導入できる農業機械等の農業用固定資産は、農業経営改善計画（認定農業者の認定時に出された計画）にあらかじめ記載され、計画的に導

入を進めようとする農業用固定資産に限られます。そのため、導入予定の農業用機械等が、農業経営改善計画に記載されていない場合は、事前に農業経営改善計画の変更を行っておく必要があります。

④対象となる補助金や交付金

対象となる助成金や交付金は次のとおりです。　（平成２４年度）

水田経営所得安定対策関係
・収入減少影響緩和交付金
農業者戸別所得補償制度関係
・畑作物の所得補償交付金　・水田活用の所得補償交付金　・米の所得補償交付金
・米価変動補てん交付金　・加算措置（規模拡大加算、再生利用加算、緑肥輪作加算）
環境保全型農業直接支援対策関係
・環境保全型農業直接支払交付金

⑤必要経費（損金）算入限度額

積立時

農業経営基盤強化準備金の積立時の必要経費（損金）算入限度額は、次のいずれか少ないほうの金額となります。

○準備金として積み立てようとする金額（交付金等収入額の範囲内で農林水産大臣の証明する金額）

○その年（事業年度）の事業所得（所得）の金額

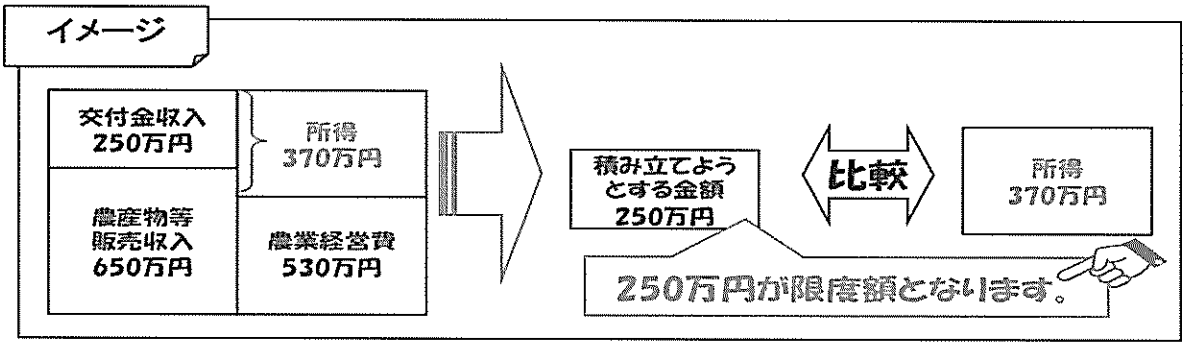

（農水省 HP より引用）

農業用固定資産取得時（圧縮記帳時）

次のいずれか少ない金額が固定資産取得時の圧縮記帳による必要経費（損金）算入限度額となります。（ただし、取得した固定資産の価額が上限）

○準備金の取崩額とその年（事業年度）の交付金受領額のうち農業用固定資産の取得に充てた金額（農林水産大臣の証明する金額）の合計額

○その年（事業年度）の事業所得（所得）の金額

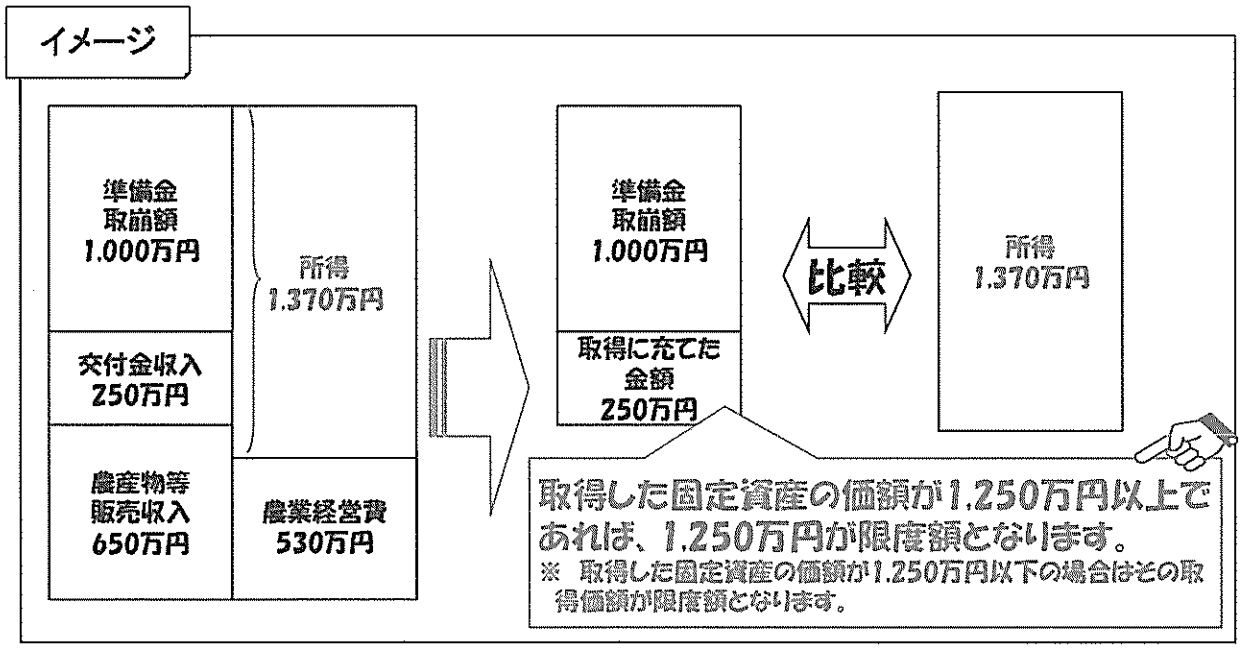

（農水省 HP より引用）

⑥農業経営基盤強化準備金制度の経理処理（仕訳例示）

		日　付	借方	金額	貸方	金額
交付金受領時		交付決定通知書の日付	現金・預金	○○	交付金収入	○○
積立時	①損金経理とした場合	期末日	農業経営基盤強化準備金繰入額	○○	農業経営基盤強化準備金	○○
	②剰余金処分経理とした場合	期末日又は決算確定日	繰越利益剰余金	○○	農業経営基盤強化準備金	○○
取崩時	①損金経理として積立ていた場合	期末日	農業経営基盤強化準備金	○○	農業経営基盤強化準備金繰戻額	○○
	②剰余金処分経理として積立ていた場合	期末日又は決算確定日	農業経営基盤強化準備金	○○	繰越利益剰余金	○○
固定資産取得時　（固定資産取得）		取得日	固定資産	○○	現金・預金	○○
（圧縮記帳：直接減額方式）		期末日	固定資産圧縮損	○○	固定資産	○○

※積立時に損金経理（引当金経理方式）とした場合の農業経営基盤強化準備金は負債勘定となり、剰余金処分経理（積立金経理方式）の場合の農業経営基盤強化準備金は純資産勘定となります。ただし、税申告時にはこの積立額を当期利益から減算して課税所得を計算するため、結果的に課税所得の金額は同じになります。

⑦農業経営基盤強化準備金制度の適用を受けるための手続

農業経営基盤強化準備金制度の適用を受けるためには、対象となる金額についての農林水産大臣の証明書が必要です。この証明・申告手続については、関東農政局前橋地域センター（旧群馬農政事務所）等にお問い合わせ下さい。

適用を受けるための手続きの流れ

積立時

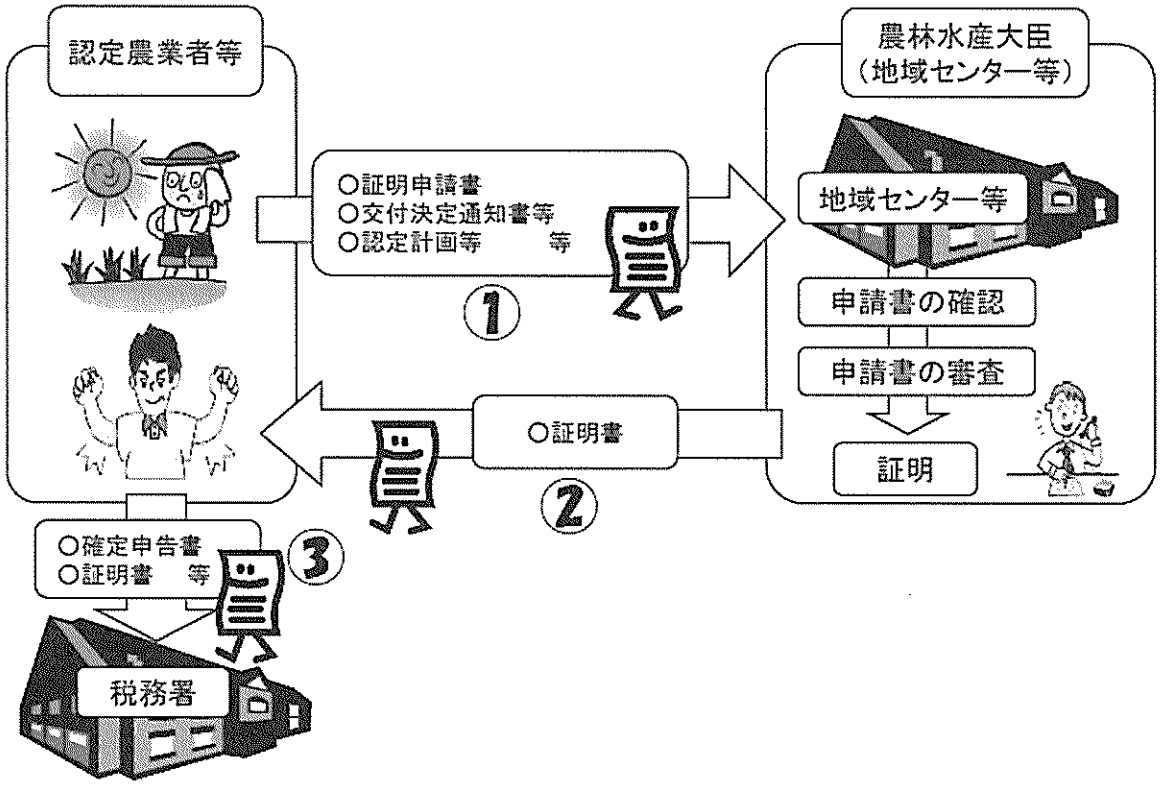

取得時

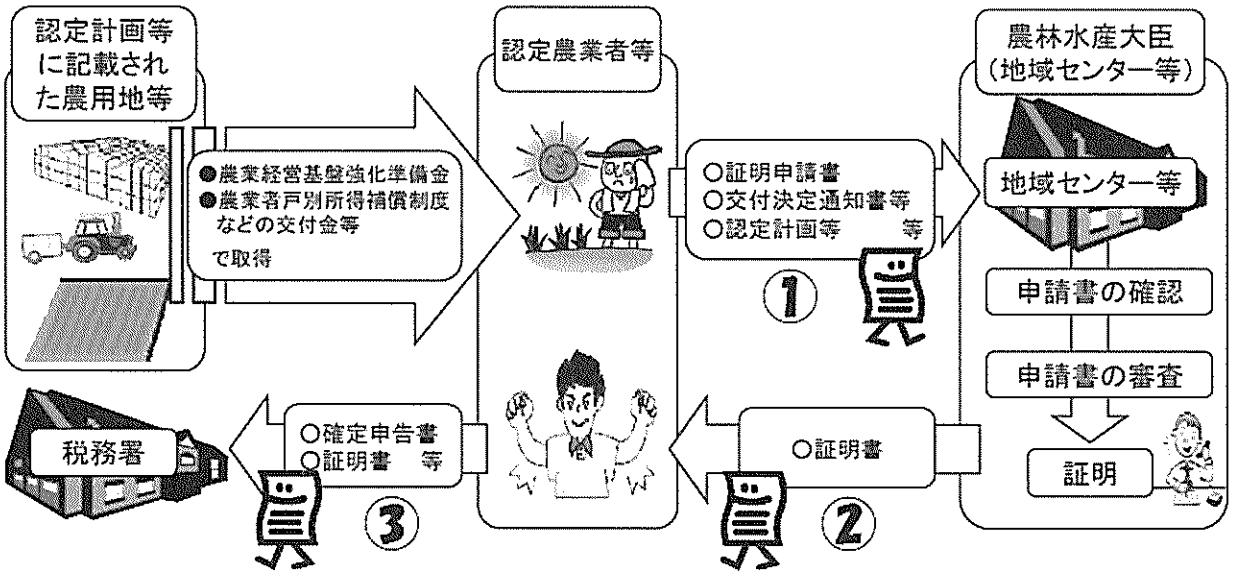

（農水省 HP より引用）

6　労務管理のあり方

（1）労務対策に関する基礎知識

法人化に伴い、全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）、厚生年金、労災保険、雇用保険など社会保険全般にわたって保険料の法人負担が必要になりますが、農事組合法人の場合は法人の組織形態の違いによって労務管理の実務が大きく異なってきます。

農事組合法人のタイプは大別して、「集落全体を一農場として、農地・労働力・機械設備を持ち寄って、協力して農作業に取り組む集落農場組織型（集落ぐるみ型）」と「少数のオペレータが組織を設立し、農作業を行う担い手組織型（オペレータ型）」の２つの形態があります。また労賃の支給形態では「従事分量配当制」と「確定給与制」がありますが、このうち、確定給与制法人にあっては給与の源泉徴収や労働社会保険事務などが必要となります。

①「雇用労働者」の有無で大きく異なる労務対策

労務対策（労務管理、労働社会保険事務等）は、雇用する労働者の有無により大きく異なります。下図に２つの場合の違いを示します。

雇用労働者の有無による労務対策の違い

「労働者（労働基準法第９条）」を雇用し、賃金を支払う農事組合法人
＊「確定給与制を採用する法人」（農協法第72条の６、同15）
＊「労働者、会計・庶務担当者等を雇用する法人」

↓

雇用労働者の採用から退職に至る雇用管理、賃金・労働社会保険事務全般が必要

「労働者（労働基準法第９条）」を雇用しない農事組合法人
＊「従事分量配当制」を採用する農事組合法人
＊「労働者、会計・庶務担当者等を雇用しない法人」

↓

組合員（農業者）の作業管理、従事分量配当管理事務、農業災害リスク管理等が焦点

②農事組合法人の労災該当に関する具体的判断

ア　法人構成員

従事分量配当制における農事組合法人の構成員は労働者に該当しないため、法人としての労災加入手続きは不要です。構成員が労災補償を受けるには、個人として「特定農作業従事者」又は「指定農業機械作業従事者」としてＪＡの加入組合を通じて特別加入（任意）する必要があります。

イ　構成員の家族

通常は家族が法人の農作業に従事した場合もその報酬が従事分量配当として行われますので、構成員と同様の扱いとなりますが、家族の従事に対して従事分量配当ではなく、賃金を支給する場合は「労働者」に該当するため、法人として労災加入手続きをする必要があります。

ウ　機械のオペレーター

法人構成員もしくは家族がオペレーター作業に従事した場合、報酬が最終的に従事分量配当の一部として処理される場合は労働者に該当しないため労災手続きは不要です。雇用者として賃金を支払う場合は労災手続きをする必要があります。構成員以外の人を臨時に雇用した場合も当然手続きが必要となります。

エ　アルバイト・臨時雇用者

たとえ短期雇用であっても労働者を一人でも雇った場合は法人として労災加入手続きをする必要があります。

③労災加入手続きの方法

法人が労災加入手続きを行うには、ＪＡ（労働保険事務組合）と法人との間で「労働保険事務等委託契約」を締結し、ＪＡ（労働保険事務組合）を通じて「保険関係成立届」を労働基準監督署へ提出します。労災保険料は、労働者に対して支払った年間の賃金総額の12／1,000になります。

④法人として機械を保有した場合の対応

法人として、コンバイン、トラクター等の機械を所有し構成員がその機械を使用中に事故を起こした場合、個人として特別加入していなければ基本的に労災補償は行われないため、法人として「ＪＡの特定農機具障害共済」等に加入しておくが求められます。

（２）社会保険および労働保険

①健康保険・厚生年金保険の基礎知識

ア　強制適用事業と任意適用事業

健康保険・厚生年金保険については、加入が義務づけられている強制適用事業と、

加入の義務は無いが希望すれば加入できる任意適用事業があります。

強制適用事業の要件は次のとおりです。

（ア）株式会社、農事組合法人といった法人の事業所（従業員数の制限はない）

（イ）常時５人以上の従業員がいる個人経営の事業所（農林水産、サービス、旅館、飲食、理美容、映画演劇、弁護士・会計士・宗教関係団体などの事業は除く）

法人の事業所については、常時１人以上の従業員が勤務している場合（役員・職員の別は問わない）は社会保険の適用を受けることが法律で規定されています（報酬等の要件が別途ある）。農事組合法人も法人事業所なので、役員も含めて従業員数が常時１人以上であれば、強制的に社会保険に加入することが要請されます。ただし、従事分量配当制の農事組合法人の構成員は従業員に該当しないので、他の雇用従業員がいない場合は社会保険の手続きは不要であり、構成員個人が引き続き国民健康保険、国民年金に加入し、労災保険については個人で特定農作業従事者又は指定農業機械作業従事者として任意で特別加入することになります。

②労災保険の基礎知識

法律の規定により、労働者を1人でも使用する法人は、事業主の意思にかかわりなく労働者災害補償保険（労災保険）に加入しなければなりません。

ア　労災保険の目的と労働基準法との関係

労働保険は労働災害・業務災害・通勤災害などに対応するための公的保険であり、就業中や通勤途中に発生した病気やケガの治療費の負担、仕事が原因で起きた病気やケガの治療費の負担、そのために休業した場合の給与の補償、後遺症に対する一時金または年金の支給、それが原因で死亡した場合の遺族への補償などを目的とする公的保険です（労働災害補償保険法第1条）。ここで理解しておかなければならないのは、労災保険と労働基準法上の使用者責任との関係です。

労働基準法は労働者の業務上の災害については使用者が当然に一定の補償をしなければならないことを規定していますが、使用者に十分な賠償能力がなければ、災害を被った労働者や遺族だけでなく使用者も困難な状況に陥ることになります。そのような事態を避けるために、保険に強制的に加入させることでこれを回避する制度が国の運営する労災保険です。

イ　労働基準法による災害補償と補償義務の免除

労働基準法は、「労働者の業務上の負傷・疾病」については同法第78条の規定に該当する場合を除き使用者に災害補償を義務づけています。ただし、同法第84条では同法に規定する災害補償の事由について労災保険法に基づき災害補償に相当する給付が行われる場合は、使用者は補償義務を免れるとしています。

ウ　強制適用事業と任意適用事業

労災保険は原則としてすべての業種が加入を義務づけられる強制保険でありますが、一部の個人事業については加入を事業主や労働者の意思に委ねています。農業の場合、「労働者５人未満の個人経営の事業であって、特定の危険または有害な作業を主として行う事業以外のもの」は暫定任意適用事業とされています。しかし、農業の事業を行う農事組合法人など法人が１人でも労働者を雇用している場合は強制加入となります（雇用労働者がなく、従事分量配当制の農事組合法人は構成員個人が任意で特別加入することになります)。

エ　労災保険の対象者と加入

労災保険の適用労働者とは、適用事業に使用される労働者です。ここでいう労働者の定義は労働基準法に準じており、正社員、準社員、嘱託社員、契約社員、臨時雇、日雇、アルバイト、パートタイマーなど名称や雇用形態にかかわらず、すべての労働者です。つまり、事業所に働く正職員だけでなく、１ヵ月だけ雇われるアルバイトや１日数時間働くパートタイマーなど、すべての労働者が保険対象となっています。中小企業や農事組合法人の経営者、１人親方等は労働者ではないので労災保険は適用されませんが、実態は労働者である場合もあり、契約の形式にとらわれずに実態で判断されます。

ほかの社会保険（健康保険・厚生年金保険・雇用保険）と異なり、労災保険への加入は従業員個々人単位ではなく事業所単位で行われます。労災保険は原則として事業単位で適用され、労働者を使用するすべての事業は原則として強制的に労災保険の適用事業となり、加入脱退の自由は認められません。

オ　暫定任意適用事業における労災保険の対応

暫定任意適用事業（労働者５人未満の個人経営）においては、「事業主の判断」または「労働者の過半数の加入希望」で労災保険に加入できます。

労働基準法は、任意適用事業であっても労働者を雇用する場合には「労働者の業務災害に係る補償義務」を事業主（使用者）に課しています。したがって、「任意適用事業だから」「労働者の過半数の希望がないから」といった理由で加入しないという対応は適切ではなく、労働者を１人でも雇えば「事業主判断」で加入することが望まれます。

「③労災保険未手続事業主に対する費用徴収制度」を踏まえ、労働災害に係るリスク管理を徹底することが求められているといえます。

カ　労災保険の保険料負担

労災保険の保険料は全額法人の負担であり、給与総額に労災保険料率（事業の種類により異なる）を乗じた金額を、前払い（年間給与支払見込額に基づいて計算）で納付することとされています。保険料については、すべての事業について同率で負担を求めるというのでは不公平になるため、災害の起こる度合いによっ

て業種ごとに細かく定められ、ちなみに農業は給与総額の12／1,000（平成23年4月1日現在）となっています。

キ　労災保険の特別加入制度

労災保険は労働者の業務上および通勤途上の災害を補償する公的な保険であり、任意組合の組合員（農業者）や農事組合法人の理事等は、一般的には労働者にあたらないため労災保険は利用できません。また、①日本国内における、②労働者の災害に対する補償、と適用範囲が限られています。しかし、中小事業主、自営業者、家族従事者などのなかには、労働者と同様な作業をしており作業の実態や災害の発生状況などからみて労働者に準じて保護するのがふさわしい人がいることから、これらの人に対しても、制度本来の建前を損なわない範囲で特別に加入することを認め、一定の要件を充たす災害について保険給付を行うこととされています。これが労災保険の特別加入制度であり、農業においては①特定農作業従事者、②指定農業機械作業従事者、③中小事業主等の３つの加入態様があります。

ク　任意組合と法人による労災保険への加入態様の違い

法人に雇用労働者がいるか、農事組合法人であっても確定給与制か従事分量配当制かなど、組織の形態によって労災保険への加入の態様も変わることになります。まず、集落営農等任意組合の「構成員（農業者）」は、特定農作業従事者として加入することが原則となります。農事組合法人の場合は、給料中心か従事分量配当かの違い、及び役員か一般組合員かの違いによって次表のとおり加入態様が異なります。

農業者の労災補償制度のまとめ

組織形態	任意組織	農事組合法人		
		役員報酬中心	給料中心	従事分量配当
代表理事	特別加入	特別加入	特別加入	特別加入
理事		特別加入	一般労災	特別加入
構成員 組合員 (出資者)		一般労災	一般労災	特別加入
雇用従業員 (非出資者)	一般労災	一般労災	一般労災	一般労災

	特別加入			一般加入
	特定農作業従事者	指定農業機械作業従事者	中小事業主	雇用労働者
保険料率	9／1,000	5／1,000	12／1,000	12／1,000
保険料負担	個人負担を基本	個人負担を基本	事業主負担	事業主負担

※保険料率は平成23年4月1日現在

③労災保険未手続事業主に対する費用徴収制度

未手続事業主に対する費用徴収制度は、未手続事業主の注意を喚起し労災保険の適用促進を図ることを目的として昭和６２年に創設されたもので、事業主が労災保険に係る保険関係成立の手続を行わない期間中に労災事故が発生した場合に、被災労働者に支給した保険給付額の全部または一部を事業主から徴収する制度です。

強化された費用徴収制度強化の内容は、次のとおりです。

ア　加入手続きについて行政機関からの指導等を受けたにもかかわらず、事業主がこれを行わない期間中に労災事故が発生した場合、現行の取扱いでは「故意又は重大な過失により手続を行わないもの」と認定して保険給付額の４０％を徴収しているが、これを改め「故意に手続を行わないもの」と認定して保険給付額の１００％を徴収する。

イ　加入手続きについて行政機関からの指導等を受けていないが、事業主が事業開始の日から１年を経過してなお加入手続を行わない期間中に労災事故が発生した場合、「重大な過失により手続を行わないもの」と認定して、新たに費用徴収の対象とし保険給付額の４０％を徴収する。

労働者を雇用する農事組合法人や事業主には、万一の労働災害発生に備え、関係法令を踏まえた的確な対応が求められています。

7　農場管理の進め方

（１）課題

本県の集落営農法人の営農形態は、ゼロ円リース型のものが多く、構成員ごとの収量・品質に応じてほ場管理料を支払(傾斜配分)う形態が大半です。この方式は、営農活動に関しては個別完結型と大きく変わらない反面、法人として作業の効率化や低コスト化を図るには限界があります。

今後、法人経営の発展を図るためには、実質的な協業形態に徐々に転換することが望まれます。併せて、法人の営農活動に係る課題を解決するため、農場管理ルールの明確化、ルールの実践、記録、点検・評価による持続的な改善活動(ＧＡＰ)に取り組む必要があります。

（２）農場管理ルールづくり

①農地利用の調整

土壌や水はけ等のほ場条件、水系などの環境条件、機械格納庫からの距離などを考慮して、徐々に作目や品種ごとに団地化を図れるような農地の利用計画を立てます。その際、ほ場１筆ごとの詳細な情報を記録したほ場台帳等を作成します。併せて、台帳の主要な条件別に色分け、リンクさせたほ場図を作成し、作業漏れや作業ミスのないように努めます。

ほ場台帳（例）

ほ場番号	所在地	面積	作付品種		留意点	管理責任者
			夏	冬		
No.. 1	○1-1	○a	ゴロピカリ	さとのそら	周辺に民家、農薬散布時注意。	○○○○
No.. 2	○2-2	○a	ゴロピカリ	さとのそら	進入路急傾斜。	○○○○
No.. 3	○3-1	○a	あさひの夢	つるぴかり	土壌ph低下。要排水対策。	○○○○
No.. 4	○3-4	○a	飼料イネ	つるぴかり	カラスノエンドウ多発生。	○○○○

ほ場管理台帳（例）

ほ場番号　No.１　　面積　○a　　小麦　さとのそら

作業日	作業内容	使用資材	使用量	使用機械	生育状況等	作業者
○／○	耕起・施肥	○○○○	60kg	△△ 50ps		○○
○／○	播種			△△ 50ps		○○
○／○	除草剤散布	○○○○	500ml	ブーム	土壌水分高い。	○○

②栽培・作業技術の高位平準化

ア　栽培暦（防除暦）作成

作物ごとに、地域における例年の播種時期、施肥量、水管理、防除時期、収穫時期等の栽培についての情報を共有できるよう栽培、各種作業のスケジュールを作成します。

ブロッコリー栽培暦（例）

月	8	9	10	11	12	1	2	3
旬	上 中 下	上 中 下	上 中 下	上 中 下	上 中 下	上 中 下	上 中 下	上 中 下
作型	○ ― ▲ ―――― □ ○ ― ▲ ―――― □ ○ ― ▲ ―――― □ ○ ― ▲ ―――― □ 品種：○○、○○　○：播種　▲：定植　□：収穫							
作業	育苗：播種量（ｾﾙﾄﾚｲ 23 枚）4,500 粒。かん水は午前中・初期は寒冷紗で遮光。 ほ場：定植 2 w前N成分 15kg/10a 基肥。本葉 3 枚頃定植（移植機利用）4,000 本/10a、。定植 2 w後N成分 3kg/10a 追肥･土寄せ。花蕾の出来はじめに追肥。 収穫調製：目標 1 トン/10a、、葉ごと包丁で収穫後、葉を落とす。規格にあわせ切断、箱詰め。							
防除	コナガ：○○粒剤、ハスモンヨトウ：△△乳剤　べと病：□□水和剤							

イ　機械作業の手順書作成

耕起、播種、田植え、防除、収穫等の主要な作業については、具体的な作業手順ををわかりやすく示したマニュアルを作成します。

水稲コンバイン収穫作業手順書（例）　　農事組合法人○○

年　月　日　作成

1　収穫作業は朝露の乾いた頃から始める。
2　ほ場では運転席を畦畔寄りにし、左回りの運転を基本とする。
3　最初の畦畔寄りは右刈取部デバイダに特に注意する。
4　刈取高を低くしすぎて、土壌を噛み込まないよう注意する。
5　ほ場から出る際は転倒防止のためグレンタンクを空にする。
6　駆動部の点検やワラを取り除く際は、必ずエンジンを止める。
7　籾の搬出時はコンバインを搬送トラックに後進で近づける。

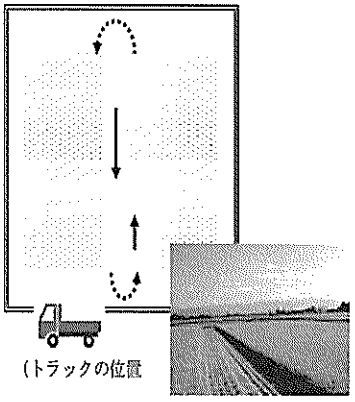

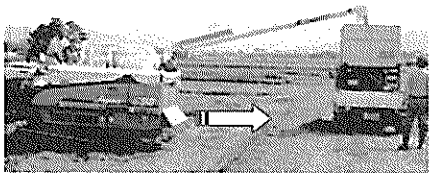

・
・

（引用：福井県版農作業マニュアル平成22年度版）

コンバイン整備・点検手順書（例）

1　点検・整備は必ず二人以上の組み作業で行う。
2　収穫前、後に取扱説明書に基づいて点検・整備・清掃を行う。
3　必要な部品交換は点検時に必ず行う。
4　２年に１度は整備に出す。

・
・

ウ　作業者等の技術向上

高品質、高収量の実現や農作業事故を防止するため、構成員（作業者）の技術を高位平準化する必要があります。作成した栽培暦や作業手順書を有効活用し、熟練者が後継者や未熟練者を育成、指導する体制をとります。実際の作業の前に作業者の能力に応じた出役計画書(作業日程表)を作成し、熟練者と未熟練者がセットで出役し、現場で指導するようにします。

出役計画書（例）

11月上旬日程表　　農事組合法人○○

日		1(月)	2(火)	3(水)	4(木)	5(金)	6(土)	7(日)	8(月)	9(火)	10(水)
氏名	内　容	施肥作業：○　耕起作業：△　播種作業：□									
A	作　業	○	○	○	△	△	△	□	□	□	□
熟練者	ほ場No.	1,2,3	4,5,6	7,8	1,2,3	4,5,6	7,8	1,2	3,4	5,6	7,8
B	作　業		○		△		△	□	□	□	
後継者	ほ場No.		9,10		1,2,3		9,10	1,2	3,4	5,6	
C	作　業		○				△		□	□	□
熟練者	ほ場No.		9,10				9,10		9	10	7,8
D	作　業	○		○		△	△		□	□	
後継者	ほ場No.	1,2,3		7,8		4,5,6	7,8		9	10	

（３）農場管理ルールの実践及び各種記録帳票類の整備

農場管理ルールに基づき営農活動を適正に実践します。実践にあたって作業日報等の各種記録帳票を整備します。

作業日報では日々の作業で気づいたこと、翌日への伝達事項等を記載し、翌日

以降の出役者へ作業情報の確実な伝達と共有化を図ります。併せて、機械や資材の管理使用記録や土壌診断データや各ほ場の収量・品質の記録など農場管理に必要な情報を記録・整理し、作業効率化、安全性確保、経営改善に役立てます。

各種記録帳票類(例)

トラクター運転日誌　　型式・車番等　　平成　　年

使用月日	使用時間	運転者	ほ場地番	面積(a)	作業内容	資材種類・使用量(種子、肥料など)	アワメーター給油量
	: ～ :				耕耘・代かき・播種・施肥(ライムソワ)・その他(　)		
	: ～				耕耘・代かき・播種・施肥(ライムソワ)・その他(		

田植機運転日誌　　号機　　平成　　年

使用月日	使用時間	運転者	ほ場地番	面積(a)	品種	植付株数(株/坪	使用苗箱数	肥料使用量	アワメーター・給油量
	: ～ :								
	: ～ :								

構成員別作業日報　　氏名

作業月日	作業内容	作業時間	就労時間	使用機械	備考
		: ～ :			
		: ～ :			

農薬管理台帳　　平成　　年

月日	種類	農薬名	容量ml・g	増減理由	数量(本・袋)	差引在庫量(本・袋)
	殺虫剤・殺菌剤 除草剤・その他()			納入・返品・使用・その他(　)		
	殺虫剤・殺菌剤 除草剤・その他()			納入・返品・使用・その他(　)		

（4）環境の管理

集落営農法人は地域における公共的な面も持ち合わせています。農場を管理していく上で地域の環境保全・美化に取り組む必要があります。ほ場内外の雑草管理はもちろん、道路に落とした土の処理、水路等の清掃などに取り組みます。

（5）ＧＡＰ（生産工程管理）

法人としての農場管理にはＧＡＰ手法による生産工程管理が適しています。

ＧＡＰは法人自らが食品の安全の確保、品質の改善、環境保全等様々な目的を達成するために、①農場管理のルール作り、②ルールの実践、③点検・評価、④見直し・改善を継続しながら経営の効率化を図ります。

8　農地の効率的な活用

（1）農地集積は進んだが「面的にまとまってはいない」

集落営農組織に対するアンケート調査の結果では、組織の課題として、「役員の負担や役員の後継者問題」に次いで多かったのが、「農地が面的に集積されず効率が悪い」という回答でした。また、農地の面的集積についての質問では、耕作している農地の「２／３程度まとまっている」と回答したのは４割で、「１／２程度まとまっている」、「まとまっていない」がそれぞれ３割となっています。

そして、面的集積が進んでいないという問題は、任意組織・法人共通の課題であることがわかりました。

農地の面的集積とは？
⇒ 文字通り、耕作する農地が連坦（隣り合わせで続く）していることをいいます。

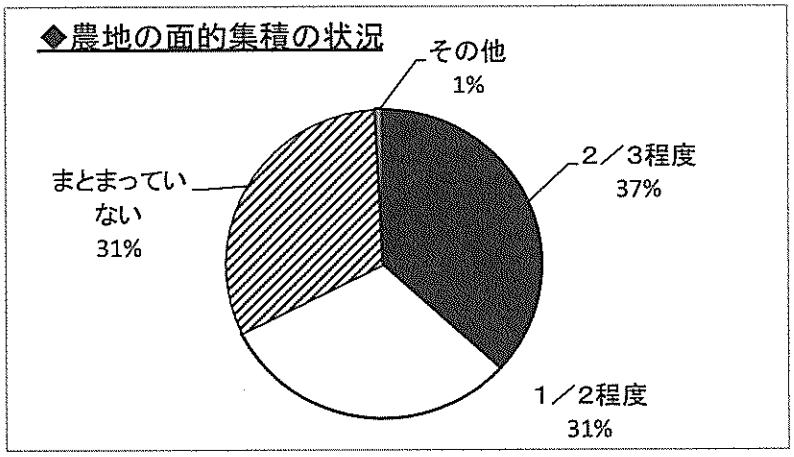

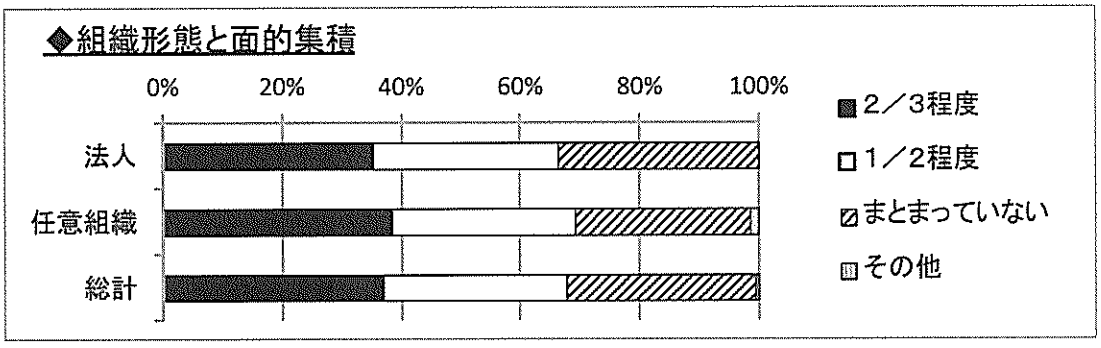

（2）「わが農場」の「ほ場図」を持とう

集落営農組織が経営を展開する上で、自らが耕作する「農場」の「ほ場図」は必需品で、地図なしには、作付計画の樹立や作業の効率化の検討が行えません。まず、「ほ場図」の区画だけが示された「白地図」を作っておきましょう。

現在、農業委員会や水土里ネット群馬（群馬県土地改良事業団体連合会）などでは、地図情報システム（マッピングシステム、ＧＩＳなど）を活用しており、多くの市町村で集落全体のほ場図が簡単に作成できるようになっています。

また、農場の地図を、担当する構成員毎に色塗りしてみると、構成員と構成員以外の農地が点在すること、また、１軒の構成員の担当農地で見ても、あちこちに点在し、管理の面でも非効率なことがわかります。

＜現　状：イメージ＞　（水土里ネット群馬提供）

（３）農地の利用調整のすすめ

集落内の認定農業者など構成員以外の農地と、集落営農組織が耕作する農地の位置を調整して、全体の農地をそれぞれ連坦化できれば、お互いに農作業の効率が大幅に向上します。

＜利用調整後：イメージ＞　（水土里ネット群馬提供）

また、連坦化した農地の畦畔を補助事業を活用するなどして除去すれば、２０ａ区画が４０ａに、３０ａ区画が６０ａになり、大型機械の効率的利用が進み、一層の作業時間短縮につながります。

しかし、実際には、地権者の了解、単収の違い、面積の増減などの問題で先に進まないケースが多いのです。

誰もが答えはわかっているのに、このままでは、次の世代でも、同じ事を繰り返してしまいます。これまでできなかったことに挑戦し、一歩踏み出すためには、集落営農という組織経営体が核になってはいかがでしょうか？

（４）地図の活用事例

県内でも、前橋市や太田市では、地図を活用して、農地の利用調整を進めています。

前橋市では、関係機関が連携して、農地の面的集積を積極的に推進しています。その中心的な役割を果たしているのが、前橋市農業委員会と農地利用集積円滑化団体であるＪＡ前橋市です。地図を活用して、国道５０号が隔てていた活用しにくい農地を、集落営農法人同士がそれぞれ活用しやすい形で利用調整するなど、具体的に効率的利用が進んでいます。

太田市では、農家と関係機関が一体となり、休泊地区で農地利用調整組合を立ち上げ、地図を活用して、地域内の認定農業者、集落営農組織などが、互いに効率的に農地が活用できるよう、取り組みを始めました。（→事例集　Ｐ．９１参照）

（５）面的集積を支援する制度

◆農地利用集積円滑化事業

農地利用集積円滑化事業は、平成２１年から始まった新しい制度です。県内の各市町村により承認された「農地利用集積円滑化団体」が、農地の地権者から白紙委任（貸し手を特定せずに、農地の貸借調整を任せる）を受け、担い手が効率的に利用できるよう調整するしくみです。

特に、農地の面的集積（連坦化）が進むものと期待されています。

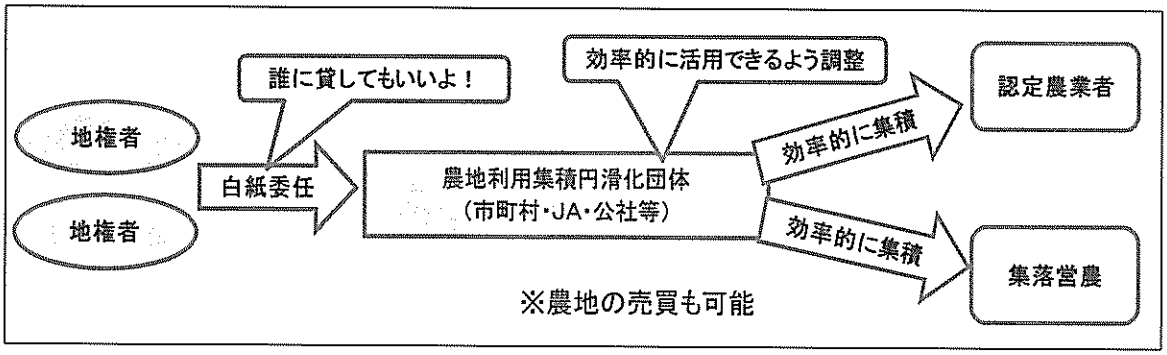

◆農地保有合理化事業

以前からある制度ですが、群馬県では市町村により活用の差があります。農地保有合理化法人となっている群馬県農業公社が、地権者から農地を借り受け、その農地を希望者に貸し出すものです。公社が間に入ることで、貸し手は相手を気にせず、貸借調整が進みます。市町村をまたぐような、広域的な調整が得意です。

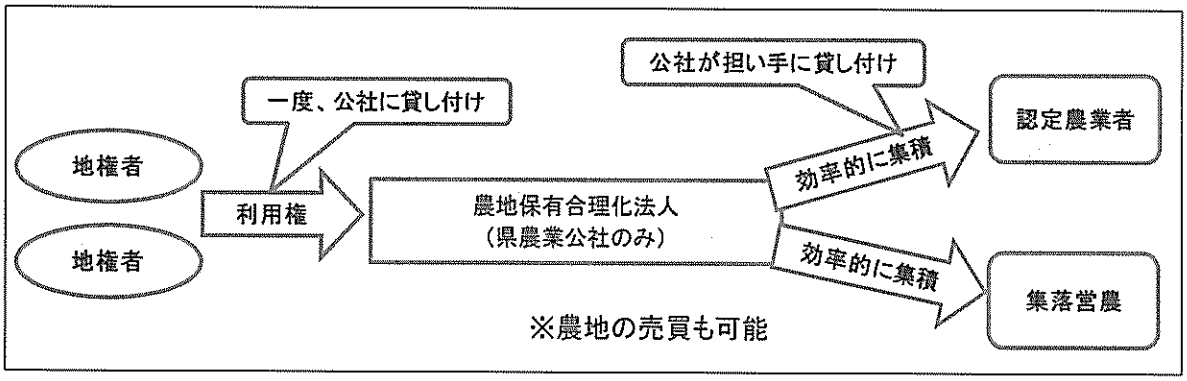

◆農地利用集積円滑化団体等を通した農地売買のメリット

農地利用集積円滑化団体等を通した農地売買を行った場合、条件を満たせば、

①譲渡所得税の控除（800 万円、1,500 万円）

②不動産所得税の控除や免除　　などのメリットがあります。

また、各種手続きを団体や公社が行うので、煩わしさも解消されます。

農地利用集積円滑化団体一覧

平成24年2月現在

地区	市町村名	円滑化団体	地区	市町村名	円滑化団体
中部	前橋市	JA前橋市	利根	片品村	JA利根沼田
	伊勢崎市	JA佐波伊勢崎		川場村	
	玉村町	玉村町農業公社		沼田市	
	吉岡町	吉岡町		みなかみ町	みなかみ町
	渋川市	渋川市		昭和村	昭和村
	榛東村	榛東村	東部	板倉町	JA邑楽館林
西部	高崎市	高崎市農業公社		邑楽町	
	藤岡市	JAたのふじ		千代田町	
	神流町			大泉町	
	安中市	JA碓氷安中		明和町	
	富岡市	JA甘楽富岡		館林市	
	甘楽町			太田市	JA太田市
	下仁田町				JAにったみどり
	南牧村			みどり市	
	上野村	上野村		桐生市	
吾妻	中之条町	JAあがつま			
	長野原町				
	高山村				
	東吾妻町				
	草津町	JA嬬恋村			
	嬬恋村				

９　機械の共有化について考える

（１）現在の機械共有状況

アンケート結果では６割の集落営農組織が「組織所有の機械」を持っていると回答しています。法人化を契機に、補助事業を活用して、組織としての機械導入が進んでおり、徐々に共有化が進んでいることがわかります。組織内に機械化組合がある場合も考慮すると、さらに多くの組織が共有機械を所有していることになります。

組織所有機械の構成比を見ると、コンバインが３１％で最も多く、次いでトラクターが２７％、田植機が１３％となっています。水田農業の場合、大面積をこなすため、大型トラクターを活用した耕耘、代かき、麦は種、大型コンバインによる収穫などで、スケールメリットを発揮できることを反映しています。

また、最近では、乗用管理機（赤かび病等の病害虫防除、除草剤散布等）の導入も増加しています。

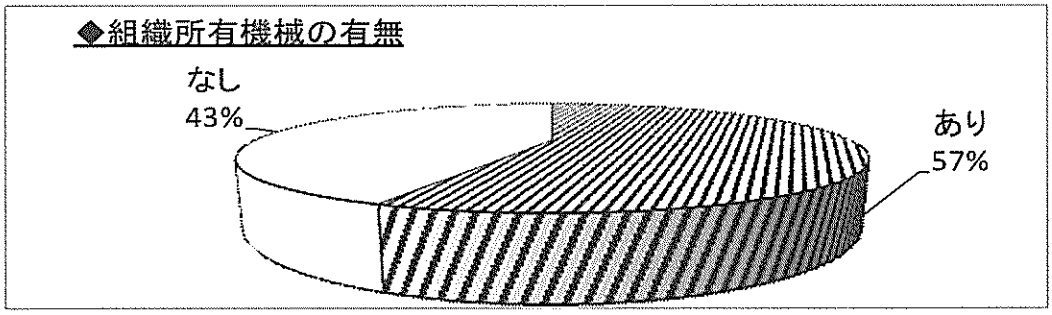

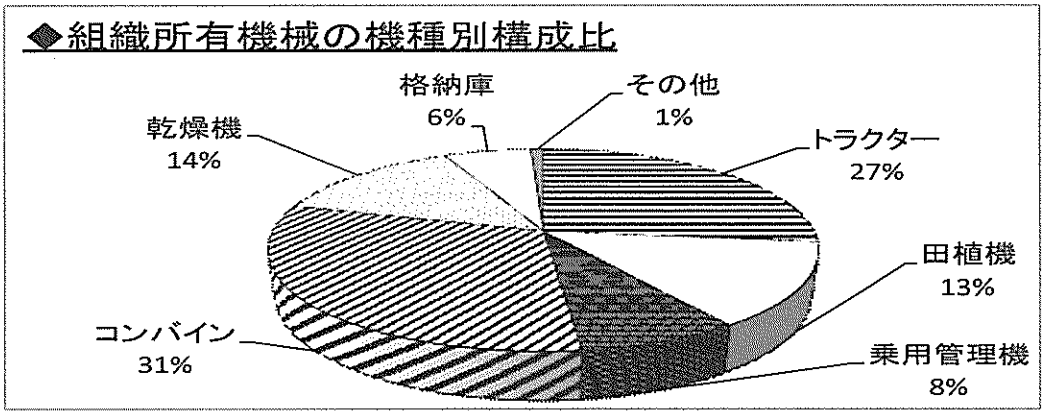

（２）今後の導入予定

全体の６割が「今後５年以内の機械導入・更新予定がある」と回答しており、さらに機械の共有化が進むと予想されます。組織形態別に見ると、法人では８割以上が予定しているのに対し、任意組織では３割弱に止まっていることから、法人化に伴い様々な議論がなされ、組織内の合意形成が進んできたことがわかります。

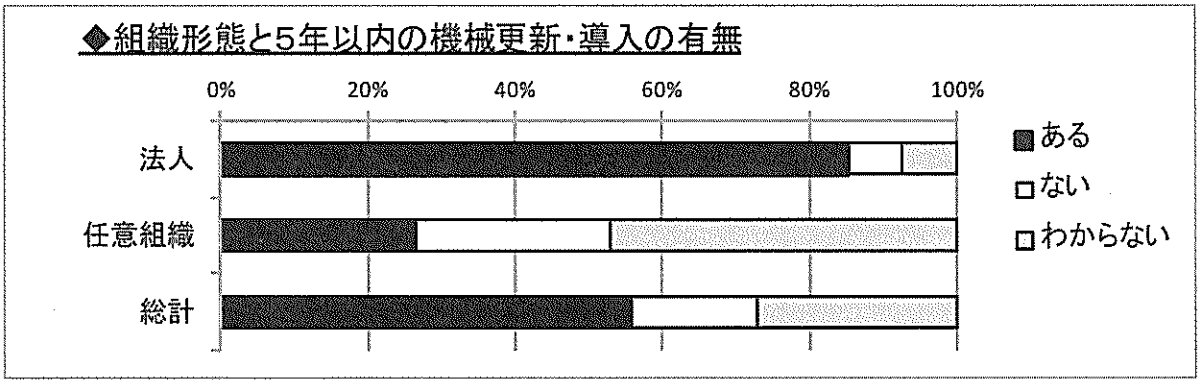

（３）機械共有化によるコストダウン
～スケールメリットを生かし、集落に落ちるお金を増やす～

米麦作経営で、１ｈａ規模、３ｈａ規模、３０ｈａ規模の１０ａ当たりの経費・労働時間を試算してみると、下表のようになります。

１ｈａ規模（構成員規模）で機械を全て装備した場合、減価償却費（機械・施設の経費）は、６９，５５５円で、経費の４４％を占めるのに対し、３０ｈａ規模（集落営農規模）では、１８，１５２円で、経費の１８％となっています。機械が整理されると、１０ａ当たり約５０，０００円のコスト削減となり、売り上げ（単収×単価）は、規模が変わっても同様と考えると、単純計算では所得が約５０，０００円増加することになります。このような計算通りには行かないとしても、米麦作経営においては、機械利用の効率化によるコスト削減がいかに大きいかがわかります。

労働時間も同様に、１ｈａ規模に比較して３０ｈａ規模では、５６％の時間で作業ができることになります。

このように、米麦作を中心とした経営では、農地集積・機械の共有化による効率的な利用を進めることで、コスト削減が可能となり、構成員へ還元される利益が大きくなるのです。

米麦経営における経営規模と経費・労働時間の関係（10a当たり）

※前提条件　水稲６０％、麦１００％作付けの場合

項　目	１ｈａ規模	⇒	３ｈａ規模	⇒	３０ｈａ規模
経費合計	157,205 円		115,825 円		98,135 円
うち減価償却	69,555 円	⇒	34,537 円	⇒	18,152 円
構成比	44%		30%		18%
労働時間	32.7 時間		25.8 時間		18.2 時間
1ha 規模対比	100 %	⇒	79%	⇒	56%

（平成２１年　県技術支援課作成資料より）

機械共有化前後の経費試算例

経営面積28ha、構成員30人のある集落営農法人の場合

※平成２０年 中央会担い手支援センター試算データより

＜機械共有化前＞

機械装備

トラクター（14 ～ 22PS）	25 台
コンバイン（2 ～ 4 条）	18 台
田植機（2 ～ 5 条）	24 台
乾燥機（12 ～ 15 石）	21 基
バインダー（1 ～ 2 条）	17 台
合計	105 台（基）

機械導入に伴う経費試算

トラクター	25 台	5,000 万円
コンバイン	18 台	7,200 万円
田植機	24 台	3,600 万円
乾燥機	21 基	2,700 万円
バインダー	17 台	700 万円
合計		19,200 万円

全て 10 年使った場合

年間　1,920 万円の経費

＜機械共有化後＞

機械装備

トラクター（43、48PS）	2台
コンバイン（3、5条）	2台
田植機（6条）	2台
乾燥機（44石）	4基
ドライブハロー	2台
格納庫	2棟
合計	14台（基、棟）

機械導入に伴う経費試算

トラクター	2台	1,000万円
コンバイン	2台	1,500万円
田植機	2台	500万円
乾燥機	4基	1,000万円
ﾄﾞﾗｲﾌﾞﾊﾛｰ	2台	80万円
格納庫	2棟	2,000万円
合計		6,080万円

全て10年使った場合
（格納庫は20年）
年間　508万円の経費

単純計算をすると、共有化により、1年間に約1,400万円のコストが下がり、構成員1人当たり、約50万円の所得が向上する！

（4）ゼロ円リースからの機械共有化

◆共有化のイメージ

機械費削減や作業の効率化を図るために機械の共有化が望まれます。下図は０円リース型から出発した経営体が機械共有化を進める過程を図式化したものです。

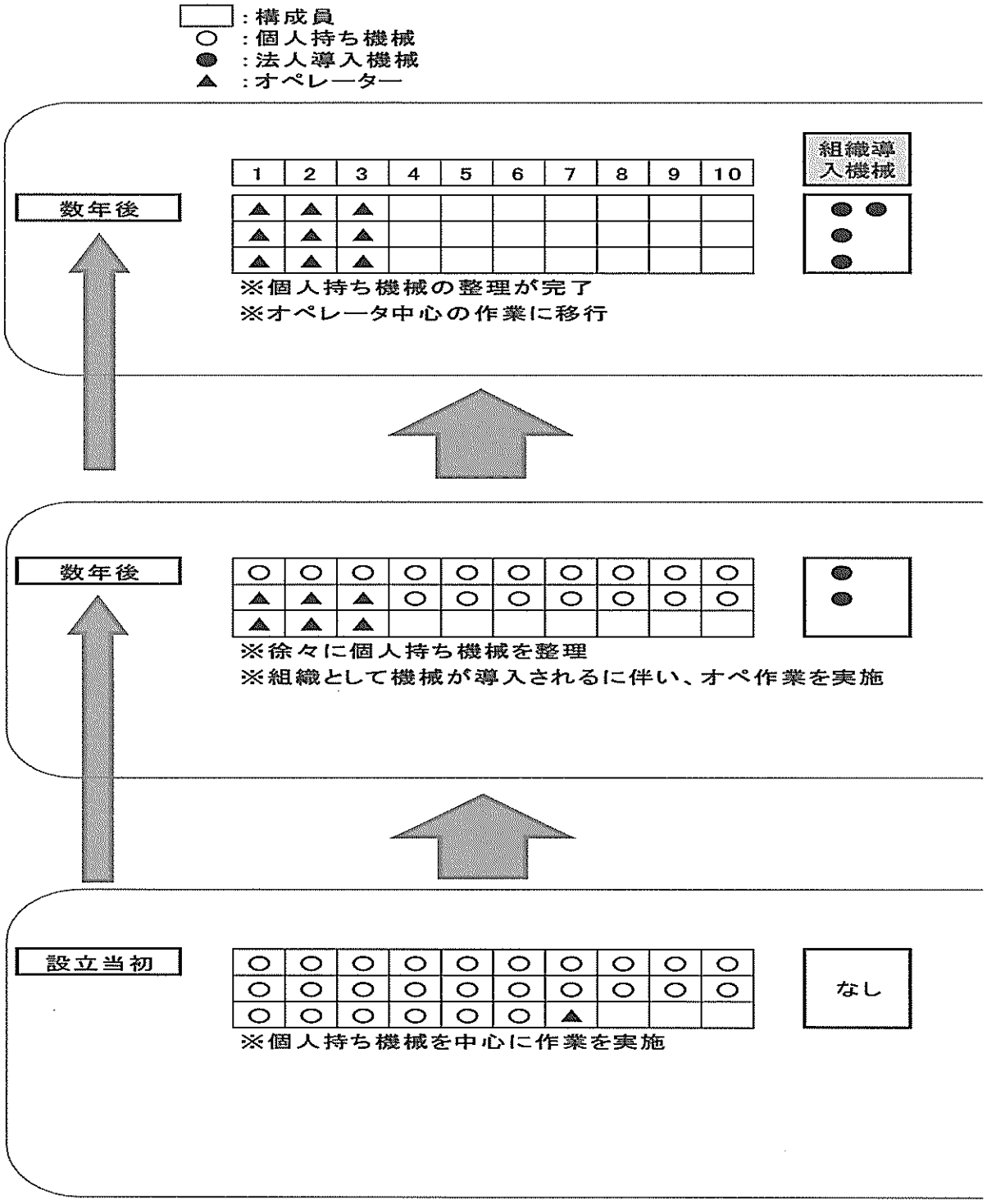

◆利益配分のイメージ

下図は、左ページの機械共有の進展過程に伴った利益配分の変化を表しています。「配分イメージ１」は、配分の主が圃場管理料（作業委託費）から徐々に従事分量配当へ変わっていくパターンを表しています。「配分イメージ２」は当初から従事分量配当が配分の主で、その内訳としては、管理面積配当から徐々にオペ賃へ変わっていくパターンです。

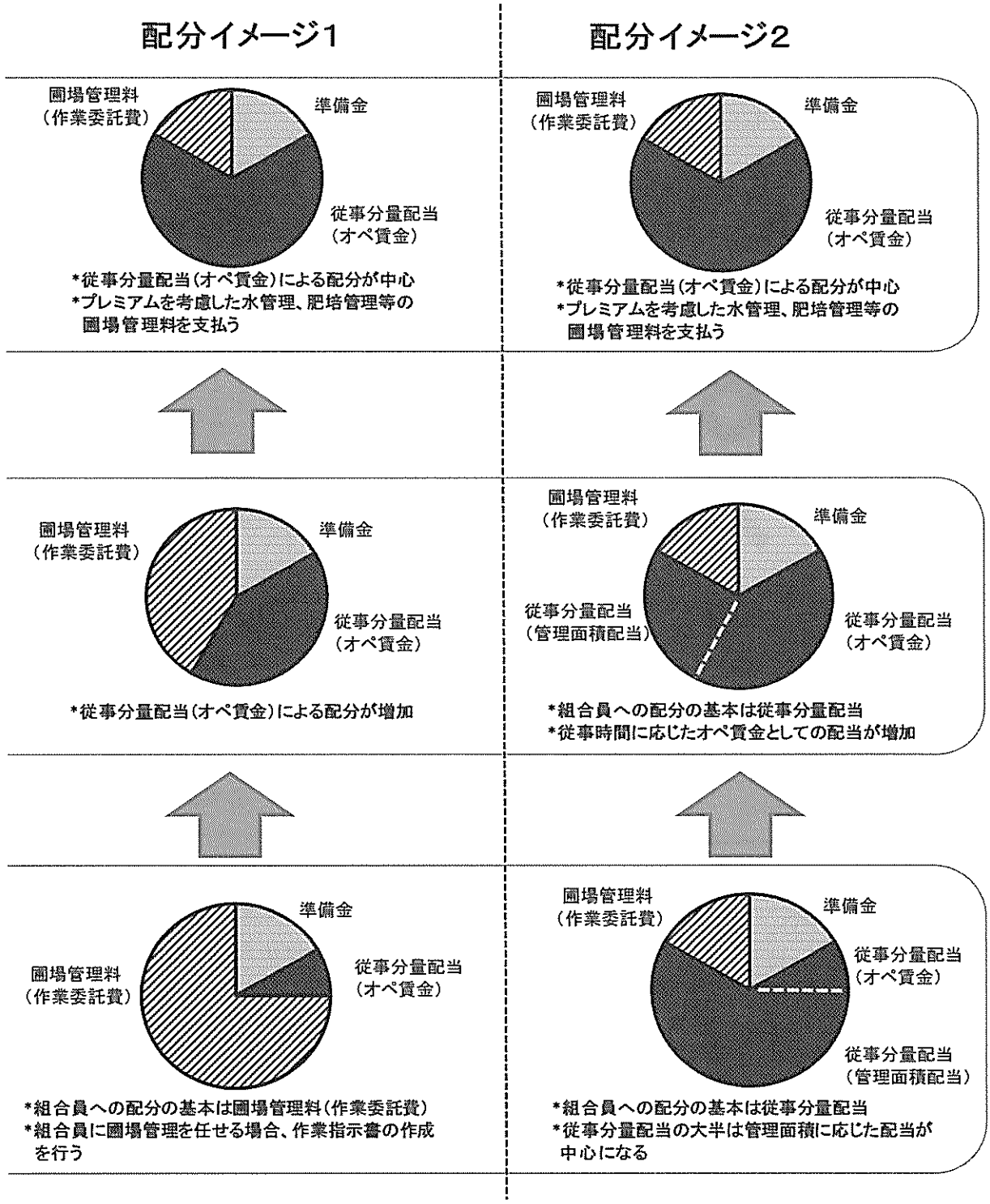

１０　補助事業で機械を導入する場合の留意点

（１）集落営農組織（任意組織）が補助事業で導入する場合

①購入代金の支払いについて

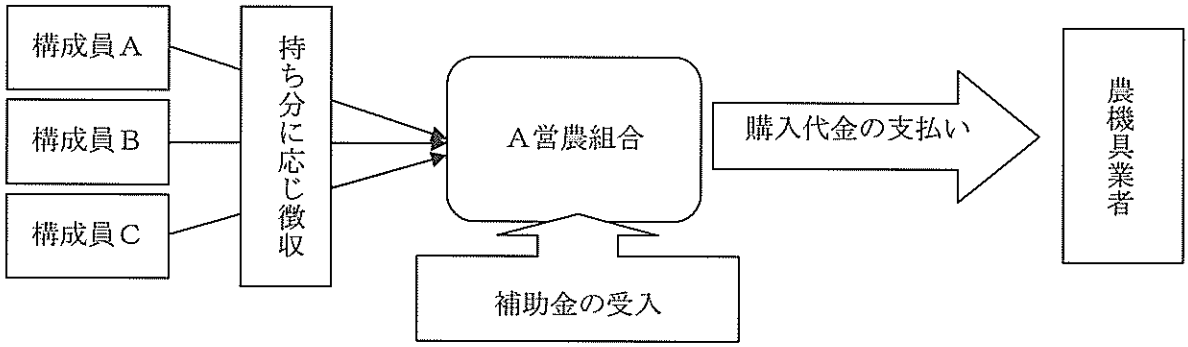

※補助金の残額分の支払い方法は、事前に役員会等で決定しておいて下さい。

※構成員から営農組合への支払も振込で行って下さい(業者への振込手数料は、組合で負担して下さい。)。

②オペレーター賃金の支払いについて

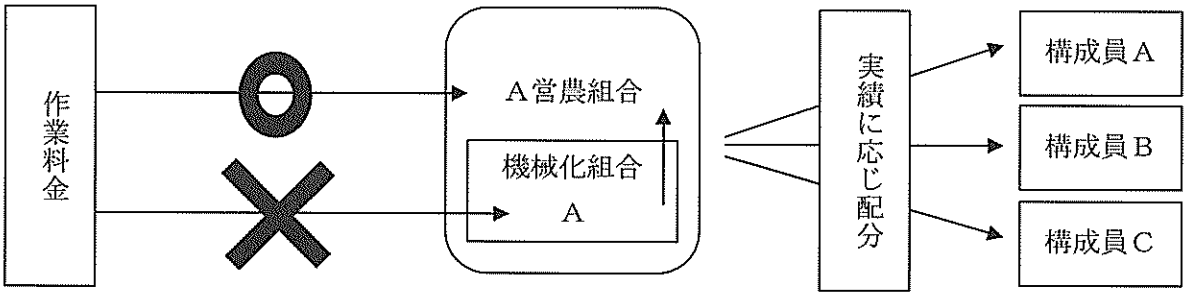

※機械化組合が作業した場合であっても経理の一元化の考えから、作業料金は「集落営農組織（任意組織)」へ振り込んで下さい。

（２）集落営農組織（任意組織）が法人化した場合

①補助事業で導入した機械の法人への譲渡について

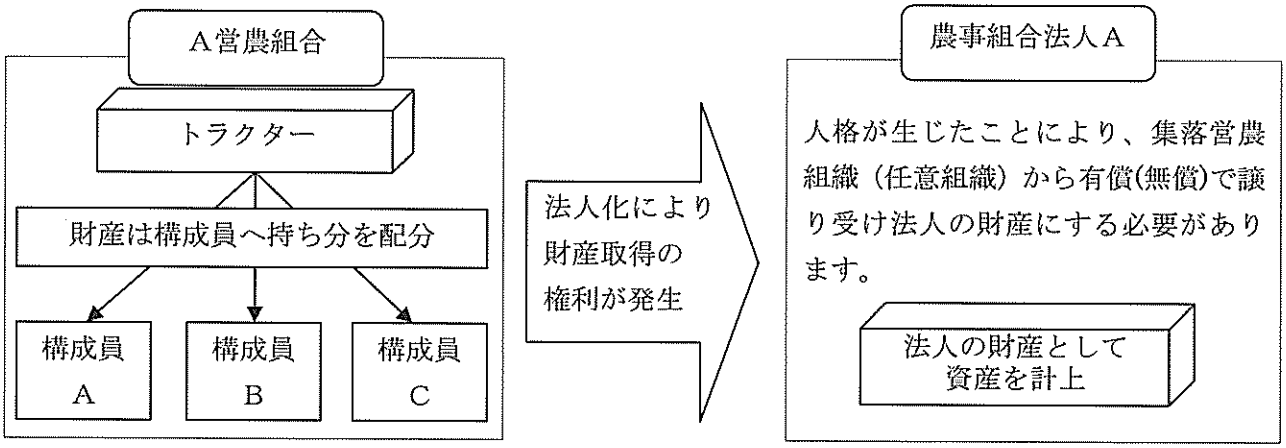

※法人化前後の実質的な同一性(構成員や経営面積など)を担保に、有償譲渡であっても補助金の返還はありません。

（３）補助事業で導入した機械の一時貸付けの場合

事例Ⅰ

※当初の利用計画に支障を来さない遊休期間中のため、無償で貸し付けることは可能です。

【補助事業上の利用計画】

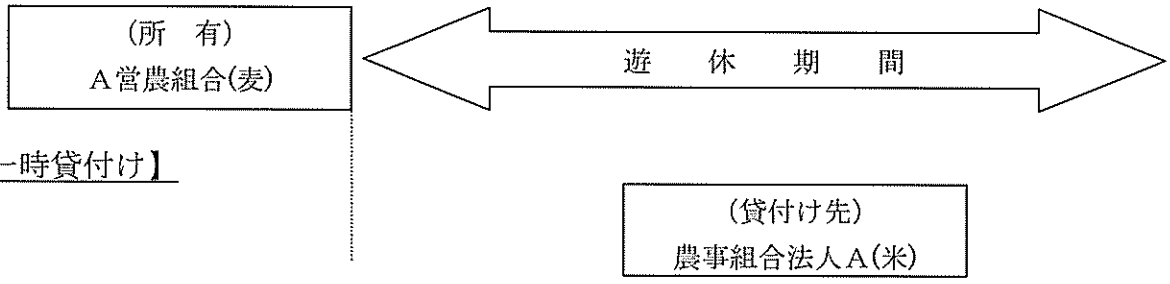

事例Ⅱ

※当初の利用計画に支障を来すため認められません（機械の能力が過大であった可能性が指摘されます。）。貸付を行った場合、無償であっても補助金返還の可能性があります。

【補助事業上の利用計画】

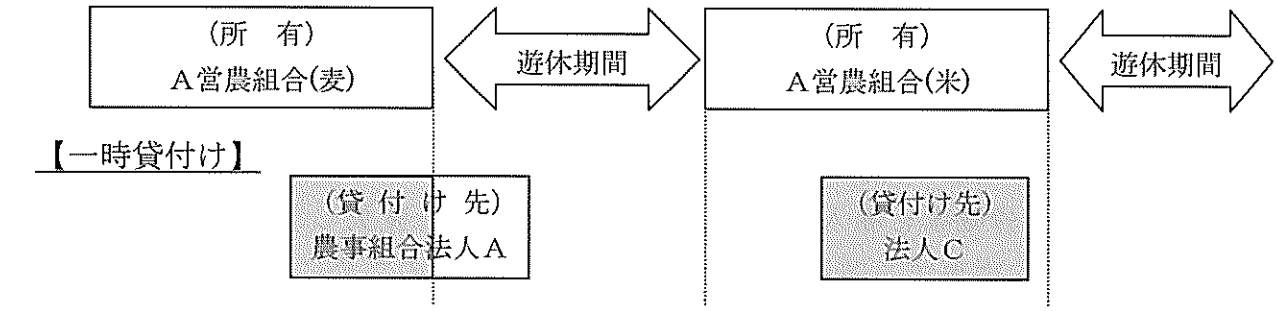

（４）譲渡や一時貸付けを行う場合

◆譲渡や一時貸付けを行う前に市（県・国）へ申請し、承認を受ける必要があります。

◆国の承認を受けるまでには、1～3 ヶ月間程度の時間がかかりますので、早めに準備をして下さい（法人化することの合意形成が組織内で図られたら、直ちに財産処分の準備を行って下さい。）。

◆手続きが遅れ、承認前に法人化後の組織が機械等を使用すると、無断処分により補助金の返還を求められることもあります。

◆補助金の申請書類等は、7 年間（耐用年数期間）整理・保管する義務がありますので、紛失することのないように管理して下さい。

（５）その他

機械等を使用したら必ず作業日誌を付けましょう。

１１　農作業安全管理

（１）雇用者への指導

農業であっても、労働者（パートやアルバイト）を雇用すると、雇用主として被雇用者（労働者）に対する安全の確保・教育、さらに健康的に作業に従事させる責任が生じます。また、雇用労働力を最大限に活用していくためには、労務管理手続きに加え、職場環境を改善していくことが必要です。

（２）労働安全衛生法に基づく措置

事業主は、労働安全衛生法に基づき、以下の措置を講じることが必要です。

①安全衛生管理体制、②機械及び有害物に関する規制、③労働者の就業に当たっての措置、④健康の保持増進のための措置、⑤快適な職場環境形成のための措置

などについて定められています。

特に農作業安全管理に関係ある措置としては、③労働者の就業に当たっての措置があげられます。

これは、安全衛生教育や就業制限に関することで、

■安全衛生教育

ア　雇入れ時、作業内容変更時の教育

事業者は、労働者を雇入れたときおよび作業内容を変更したときは、その労働者に対して、その従事する業務に関する安全または衛生のために必要な事項について、教育を行なわなければならないとされています。

教育の内容については、次のとおり定められています。

（ア）機械等、原材料等の危険性または有害性およびこれらの取扱い方法に関すること

（イ）安全装置、有害物抑制装置または保護具の性能およびこれらの取扱い方法に関すること

（ウ）作業手順に関すること

（エ）作業開始時の点検に関すること

（オ）その業務に関して発生するおそれのある疾病の原因および予防に関すること

（カ）整理、整頓および清潔の保持に関すること

（キ）事故時等における応急措置および避難に関すること

（ク）その他、その業務に関する安全または衛生のために必要な事項

■就業制限

特定の危険･有害業務に労働者を就かせるときは、法定の資格を有する者でなければ、その業務に就かせてはならない、とされています。

（３）雇用者のための指導事例

①作業前に機械の危険箇所や合図について確認します。エンジンの停止方法を補助作業者にも教えます。できれば基本的な操作法、トラブル時の対処方法も教えます。

②クラクション等で周囲に注意を促し、安全を確認してから機械の電源スイッチをONにし、機械を発進させます。

③作業に適した服装を指示します。特に脱穀機等への収穫物を投入する場合は、袖口や裾が締まった服装にし、頭髪は短くまとめ、腰手ぬぐいは禁止します。防塵マスクなどの保護具を支給します。

④判断ミスを減らすため作業内容を単純化します。一度の指示は三つまでにし、メモや黒板に書いて確認できるようにします。

⑤機械の使用前に必ず取扱説明書を熟読させます。また、いつでも読めるよう分かりやすい場所に保管します。

（４）安全な作業環境の確保事例

①機械を定期的に点検・整備し、整備記録を保管します。

②作業場や事務所を整理整頓します。

③炎天下や虫が多い等嫌われる環境での作業を少なくします。

④重量物運搬、腰曲げ姿勢等きつい作業を極力なくします。また、危険な作業もなくします。

⑤定期的に休憩、休日を設けます。

⑥労災保険等に加入します。

農作業安全に関連するサイト

農林水産省　農作業安全対策

http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/index.html

農林水産省　農作業事故防止啓発ツール

http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/tool/index.html

農作業安全情報センター　http://brain.naro.affrc.go.jp/anzenweb/index.html

（社）日本農業機械化協会　農作業安全関連　http://nitinoki.or.jp/menu4.html

労働安全衛生に関するサイト

厚生労働省　安全・衛生　http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzen.html

農作業安全の講習会などに関すること

農政部技術支援課　農業環境保全係

群馬県立農林大学校

乗用型トラクターの事故に関する安全対策のポイント

［都道府県事故情報（平成22年4月～23年3月）詳細分析結果］

①安全キャブ・フレームのあるトラクターを使用し、シートベルト着用を徹底しましょう！

○安全キャブ・フレームの有無による事故割合

安全キャブ・フレームのないトラクターで事故を起こした場合、結果として亡くなっている方が多くなっています。

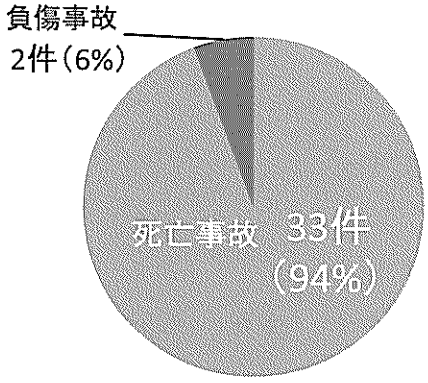

安全キャブ・フレームなし

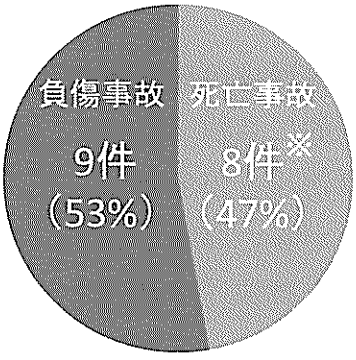

安全キャブ・フレームあり

※　安全キャブ・フレームありの死亡事故（8件）についてみると、うち5件はシートベルト未着用（推定を含む）。

安全キャブ・フレームのあるトラクターでもシートベルトを着用しなければ、安全域の中に身体が固定されないため、転倒した際に身体を守ることはできません。

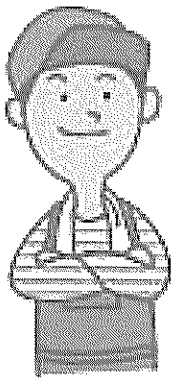

【ここをチェック】

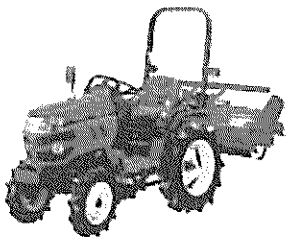

＋

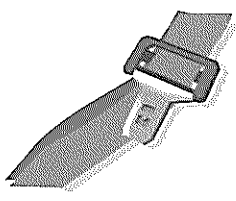

フレーム付きトラクターでのシートベルト着用を徹底しましょう。

いつも気をつけている	
今後もっと気をつける	

②作業環境を確認し、危険性に配慮しましょう！

転倒が発生している場所としては、ほ場から出入りする際の傾斜やほ場の端から法面に転落するケースが数多く報告されています。以下の点に注意し、事故を起こさない環境作りを心がけることが重要です。

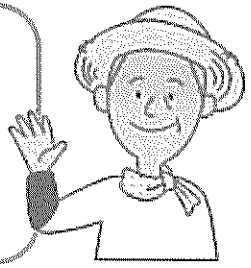

【ここをチェック】

ほ場への進入路は、
路肩等を整備しましょう！

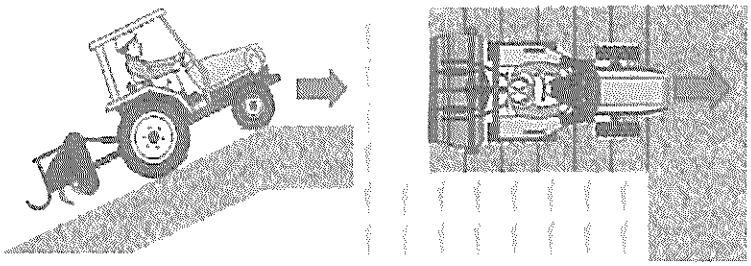

いつも気をつけている

今後もっと気をつける

作業機を下げて、傾斜に対して直角の向きで入退出しましょう。

【ここをチェック】

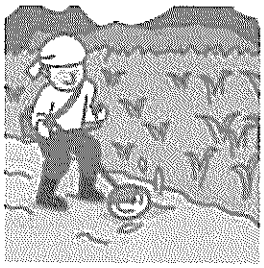

いつも気をつけている

今後もっと気をつける

危険が潜む場所は草刈りで見通しをよくしましょう。

③ブレーキペダルの連結を確認しましょう！

転落・転倒事故の多くは操作上のミスが伴うものと思われます。ほ場から出たところでの事故では片ブレーキによる事故などが考えられます。

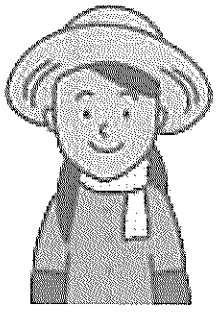

【ここをチェック】

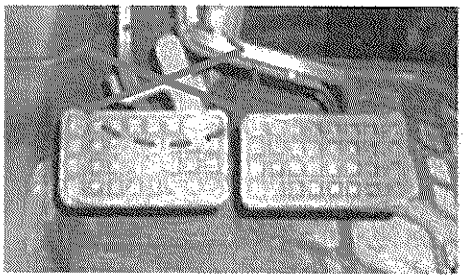

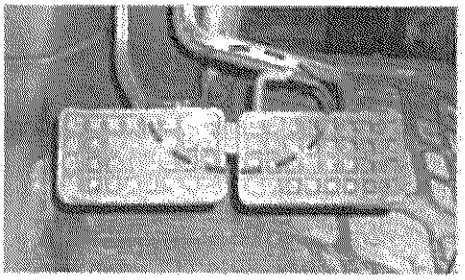

いつも気をつけている

今後もっと気をつける

作業が終わったら、ほ場を出る前にブレーキを連結しましょう。

自脱コンバインの事故に関する安全対策のポイント

［都道府県事故情報（平成22年4月～23年3月）詳細分析結果］

①後進時は、より慎重に運転しましょう！

コンバインの事故で最も多いのが、転落・転倒事故です。
特に、後進時に事故が多く発生する傾向があります！

○ コンバインの転落・転倒による死傷事故

転落・転倒事故20件のうち、少なくとも9件は後進時に発生！

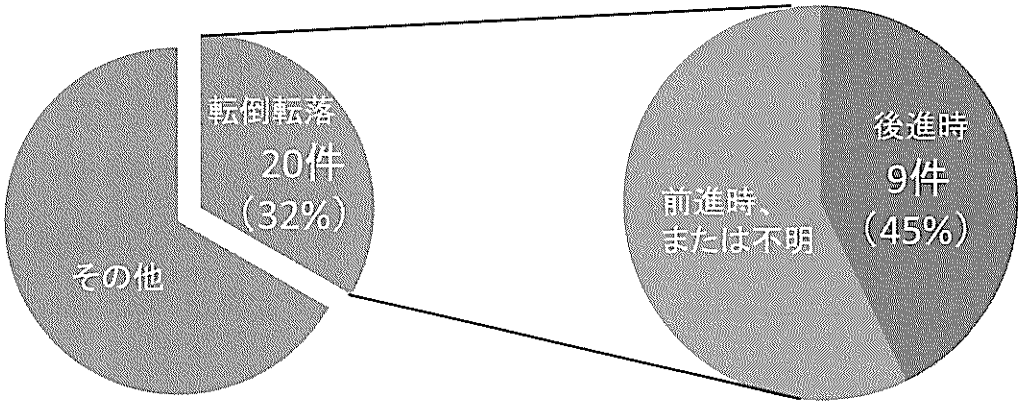

【ここをチェック】

コンバインの後進時…

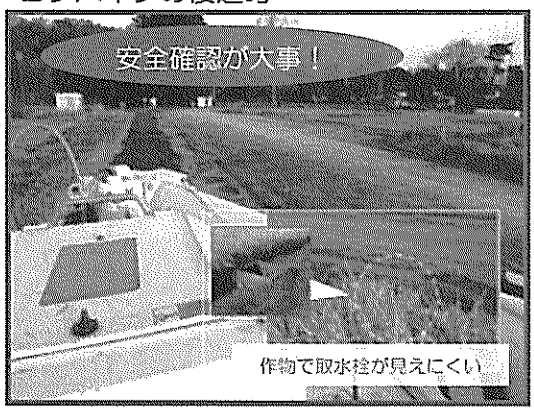

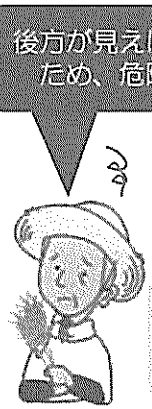

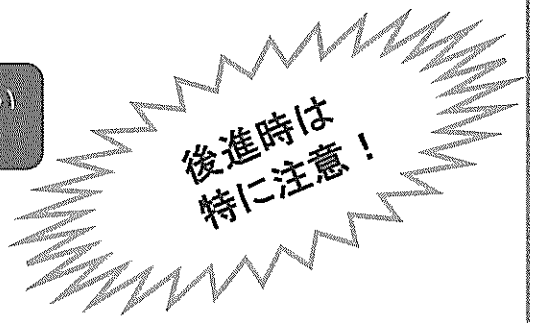

コンバインは、トラクター以上に運転席から見えない死角が多い！

○ 畦畔や路面の凸凹等による転倒・転落事故に十分注意しましょう。
○ 補助作業者は、コンバインの死角での作業に十分注意しましょう。

進行方向の安全を十分に確認し無理のない運転をしましょう。

いつも気をつけている	
今後もっと気をつける	

② 納屋等からの出入り時は、十分注意しましょう！

コンバインの挟まれ事故は、納屋等からの出入り時に梁と挟まれることによっても多く発生しています！

【ここをチェック】

狭い納屋からの出入り・・・

挟まれ事故に注意！

挟まれ事故で、納屋の梁に挟まれ死亡したケースも！

いつも気をつけている

今後もっと気をつける

狭い場所での作業は、補助作業者との声かけや合図を決めておく等、周囲の安全を確認しながら作業を行いましょう。
また、作業者自身も前方不注意などには十分気をつけましょう！

③ 巻込まれによる負傷事故に注意しましょう！

コンバイン巻込まれ事故は、点検整備・清掃中に多く発生しています！
そのうち、エンジン非停止が事故要因となるケースが多い状況です。

【ここをチェック】

点検整備・清掃時…

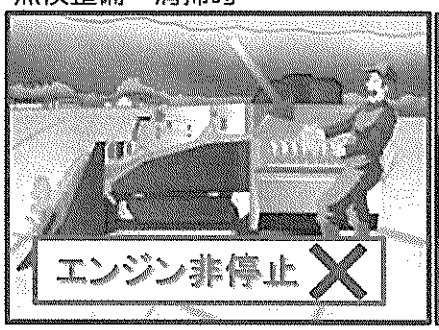

手こぎ作業時…

巻込まれ事故に注意！

巻込まれ事故は、点検整備・清掃時と手こぎ作業時で発生！

いつも気をつけている

今後もっと気をつける

点検整備・清掃作業では、エンジンを停止しましょう。
手こぎ作業は、適切な服装で機体の内側に手を入れないようにしましょう。

１２　後継者確保対策あれこれ

（１）法人運営における大きな課題と期待

集落営農組織に対するアンケート調査の結果を見ると、大きな課題として、法人運営の後継者確保が挙げられており、現在の役員の中でも、次の世代へのバトンタッチを重要視していることがわかります。

「今後５年以内のオペレーターの確保」で最も期待されているのは「定年帰農者」で、全確保予定者数１０３人のうち、８割近くを占めています。

また、定年帰農者は、単に機械のオペレーターとして期待される以外に、これまでの勤務先で培った様々な特技（会計、経理、事務処理、営業、機械整備、運営など）を生かした組織へ貢献も期待されます。集落営農法人は、実に人材の宝庫なのです。

このような豊富な人材をいかに法人運営に生かして行くかが重要なポイントになっており、待つのではなく、積極的な働きかけが求められます。

◆オペレーターの確保予定形態別割合

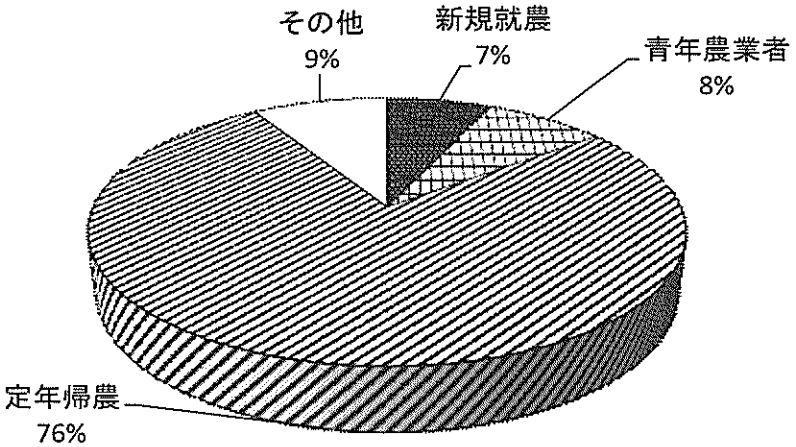

（２）後継者確保のアイデアあれこれ

福井県のＡ集落営農の裏技　「全員参加が基本」

構成員や地権者ともルール作りを行って、オペレーター以外の人にも土手の草刈りや水管理をやってもらっている。できるだけ多くの人が法人運営に関われるよう工夫して、法人に所属している意識を持ってもらうことで、意志の疎通や後継者確保がうまく行っていると思うよ。田んぼの維持には、水路そうじを始め、みんなの力が必要だからね。

滋賀県のＢ集落営農の裏技　「近所のおじさん作戦」

自分の息子に「機械のオペレーターをやってみろ！」と親父が言っても、なかなか言うことを聞かないんだよね。ところが、近所のおじさんが電話で「手伝ってくんねぇか～」と頼むと、不思議とやってくれるんだよ。

富山県のＣ集落営農の裏技　「得意分野を生かす」

うちの集落は、もともと兼業農家が多かったので、銀行員ＯＢ、公務員ＯＢ、ＪＡ農機センターＯＢなど、人材が抱負なところは返って強みになっている。会計は、銀行員ＯＢ、簡単な機械の整備は農機センターＯＢ、書記は公務員ＯＢというふうに、退職後どんどん理事になってもらい、得意分野を生かしてもらっている。やっぱり、餅は餅屋だね。

滋賀県のＤ集落営農の裏技　「金払いはよく」

うちは、地域の地権者組合が中心となって、法人で使う農地と、認定農業者が使う農地を面的に寄せて（ゾーンニング）いるんだよ。これで、作業効率が良くなり、作業時間も短縮されているから、オペレーターの配分単価を高くしているんだよ。だから、若い衆も喜んで出てくるし、若い仲間も自然と増えてきたんだ。しかも、支払いは、当日、現金で日当を渡しているんだ。

富山県のＥ集落営農の裏技　「見ざる言わざる」

うちは、大型機械のオペレーターは６０歳で定年してもらっている。必然的に、若手がオペレーターをやるようになるんだけど、田植えをすれば条は曲がるし、コンバインの刈り方も下手クソだ。でも、熟練したオペレーターＯＢは、曲がった条を見て見ぬ振りをして、そのこと自体は注意しない。作業のコツと安全作業を重点的に引き継ぐようにしている。もちろん、曲がった条は気になるんだけど、「あえて言わずに、育てよう」という申し合わせになっている。

１３　ぐんま型集落営農

（１）ぐんま型集落営農とは

本県の水田農業においては、平成１９年度から導入された水田経営所得安定対策導入に合わせ１１１の集落営農組織（任意組織）が育成されました。しかしながら、これらの組織の多くは麦作のみの経営であり、経営体質は極めて弱い状況で、経営安定が大きな課題となりました。

このため、従来の麦のみの経営に加え、米、さらには収益性の高い野菜や加工等の部門を導入した『ぐんま型集落営農』への発展を推進してきたところです。

ぐんま型集落営農への取り組みは、任意組織、法人を問わず経営体質強化のために有効であり、ぐんま型集落営農への発展により従来の土地利用農業に加え、収入確保のための経営部門が増えたり、雇用機会の創出等の効果が得られます。

（２）野菜等の導入

ぐんま型集落営農への発展の主要な取組として、野菜の導入が挙げられます。

本県は、恵まれた立地条件のもと全国有数の野菜の供給県であり、組織として地域で栽培されている作物に取り組むことは、地域の農業振興上からも有効であると考えられます。

実際の導入にあたっては、野菜は気象条件に生産が大きく左右されたり、市場価格の影響を受けたりするため、当初から大規模に生産するのではなく、まずは展示ほレベルの試験的な栽培から開始し、作付や生産状況や販売方法等をよく検討した上で、本格導入することが必要となります。

また、野菜の作付にあたっては、高い栽培技術が要求されることから、ＪＡや普及組織の指導等が必要となるケースも考えられます。

さらに、地域によっては、野菜でなく果樹や加工、直売との組み合わせも可能であり、地域の実情にあった経営形態に取り組みます。

ぐんま型集落営農法人育成支援事業の活用例

県では、平成１９年度から、「ぐんま型集落営農法人育成支援事業」による取り組みへの支援を行っています。事業対象としては、任意組織が行う法人化に向けた研修会や野菜等導入のための実証展示ほ設置、先進的な法人等の事例調査があります。

任意組織だけでなく、既に法人となっている組織についても対象となり、事業活用が可能です。

これまで２９の組織が事業に取り組んでいます。うち野菜の試作に取り

組んだのは１８組織あり、事業への取り組みがきっかけとなり、事業終了後に野菜を本格導入するに至った組織もあります。

（３）ぐんま型集落営農の普及状況

これまでの米麦中心の経営の中に野菜を導入しているのは１９組織であり、各地域の特産品等の地域状況に合った作物等を栽培しています。また、栽培作物を活かした加工に取り組む組織も出てきています。

アンケート調査によれば、今後、野菜導入予定のある組織は２６、加工導入予定のある組織は６となっていて、経営の複合化が一層進展するものと見込まれます。

野菜導入に取り組む組織

市町村	組織数	合計作付面積(ha)	主な作付品目
前橋市	6	7.9	ブロッコリー、サツマイモ、ジャガイモ、ダイコン、タマネギ、ニンジン
渋川市	1	1	タマネギ
伊勢崎市	2	2.6	ブロッコリー、タマネギ
玉村町	1	0.6	キャベツ、ブロッコリー
中之条町	1	0.6	サツマイモ、ダイコン
館林市	5	9	ニガウリ、トマト、ハクサイ、ミズナ、イチゴ、キュウリ、ナス、ブロッコリー
板倉町	1	8	長ネギ、タマネギ、赤ダイコン
明和町	1	0.1	ナス
千代田町	1	1.2	ハクサイ、ニガウリ
計	19	31.0	

加工に取り組む組織

市町村	組織数	加工品目数	加工品目
前橋市	1	5～7	弁当等
高崎市	1	2	ソバ、うどん
中之条町	1	7	饅頭、弁当、モチ、味噌、豆腐等

１４　「わが法人」の中長期計画（ビジョン）を作る

（１）「わが法人」が、これから進む方向性を考える

集落営農組織の中長期計画については、５割の組織が「機械の導入計画」を、４割が「規模拡大や新規作物導入計画」を、３割が「オペレーターの確保・育成計画」を立てていると回答しています。

法人運営を円滑に進めるためには、法人の進む方向について、構成員全員が共通認識を持つ必要があります。理事会で方向性を検討し、総会で協議・決定して、これから進む方向を共有しましょう。

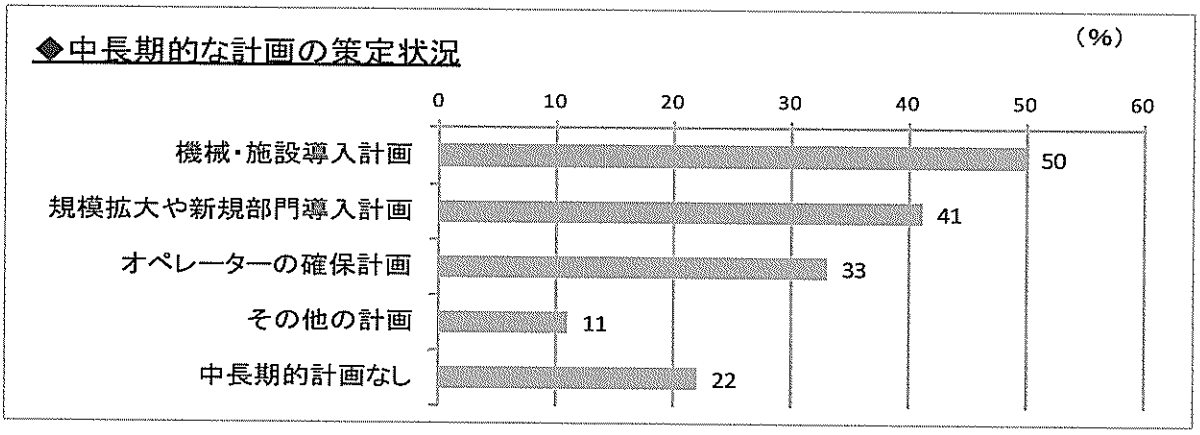

（２）検討されている新たなチャレンジ

新たな取り組みを検討している組織は、全体の３／４を占めています。「集落内での規模拡大」が最も多く、飼料米・米粉・野菜などの新規作物の導入が続きます。

中長期的な計画を持つことで、構成員の意識共有を図り、組織・地域に合った新たなチャレンジに取り組みましょう。

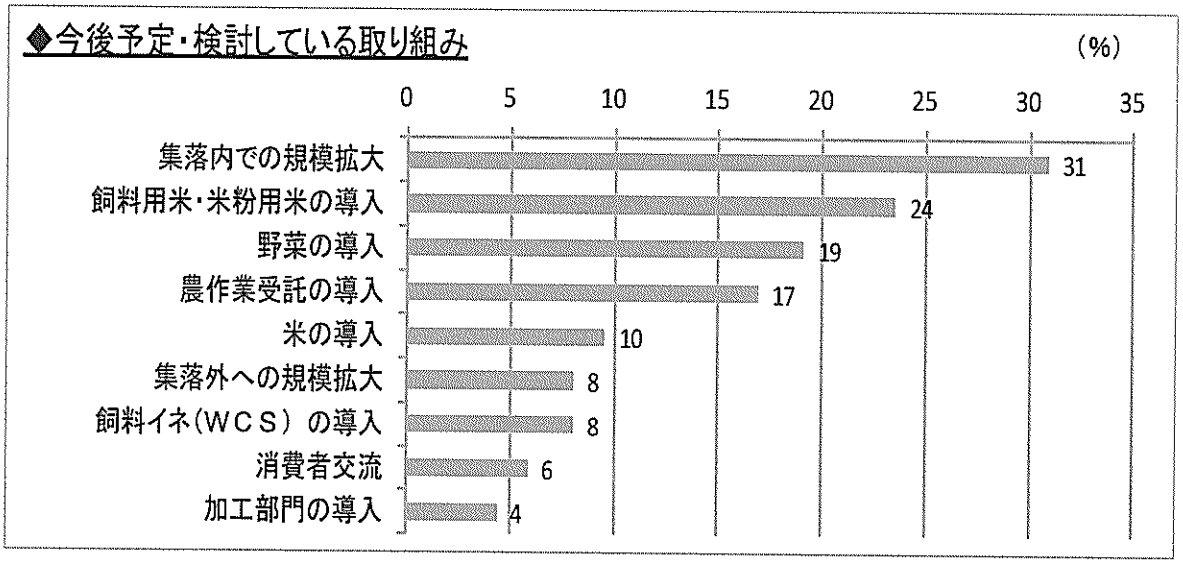

（３）「わが法人」はどんなタイプを目指すのか？

◆例１：みんなで米麦のコスト低減をめざす「地域農業維持型集落営農」

「米麦＋飼料用米・米粉用米」のように、米麦主体の集落営農組織の場合には、大型機械の効率的利用により、米麦作の生産コストを徹底的に低減させ、構成員や地域への利益還元を図ることが大きな目的となります。野菜などの手のかかる作物は導入せず、あくまでも、米麦部門の効率化による所得向上を目指します。

組織化して間もない場合や、兼業農家の多い場合などでの選択肢となります。

◆例２：野菜や加工を導入した「ぐんま型集落営農」

「米麦＋野菜（ブロッコリー）」のように、米麦作を中心とした体系に、野菜などの収益性の高い部門を導入した「ぐんま型集落営農」の場合には、米麦部門の効率化により、生産コスト低減を図るとともに、余剰労働力を野菜部門などに振り向けることで、「新たな働く場」を提供し、構成員だけでなく女性や高齢者も含めた地域への利益還元を図ることが大きな目的となります。

アンケート結果によると、現在１９組織が野菜（ブロッコリー、ダイコン、ジャガイモ、ニガウリなど）を、３組織が加工（まんじゅう、弁当、ソバなど）を導入しています。

◆例３：野菜や果樹等の専業農家と連携した「米麦作業効率型集落営農」

野菜や果樹などが盛んな地域では、大規模な野菜・果樹等の専業農家にとって、米麦部門との労力の競合などが負担になっているケースが見られます。このような場合には、専業農家と兼業農家や小規模農家が連携して、役割分担の下に、集落営農組織主体となって、米麦部門の効率化に取り組むことが考えられます。

◆例４：地域の畜産農家と連携した「耕畜連携型集落営農」

地域に畜産農家がある場合には、畜産農家が必要とする飼料生産（飼料イネや飼料米など）を集落営農組織が米麦経営に組み入れ、畜産農家と集落営農組織が連携した、ともにメリットある体制を構築することが可能です。

◆例５：近隣の集落営農組織が連携した「集落営農の広域連携」

近隣に複数の集落営農組織がある場合や、集落営農組織がない地域が隣接する場合には、組織間連携等により、より効率的な体制作りを行うことも可能です。

現在行われている取組としては、乗用管理機で近隣地域の麦の赤カビ防除作業を受託するケース、飼料イネ（ＷＣＳ）収穫機等を広域組織で導入して、効率的に収穫作業を展開するケースなどがあります。

（農）○○　　中長期計画（例）

基本方針（スローガン）	（農）○○は、米麦作業の効率化による構成員の所得向上と地域農業の活性化を目指します。

項目	考え方	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
ひと（役員・オペレーター等）	◆大型機械導入に伴って、オペレーターを確保する。	◆新たに大型特殊の免許を取ってもらう（5人程度）				
	◆法人運営の後継者を育成する。		◆○○さんに会計を引き継ぐ（準備）	◆○○さんに会計を引き継ぐ（サポート）		
もの（機械・施設等）	◆法人所有機械を徐々に導入する。		◆4条刈コンバイン導入（補助事業・近代化資金・準備金活用）			◆4条刈コンバイン導入（補助事業・近代化資金・準備金活用）
	◆個人の機械は使えるうちは使うが、絶対に個人で更新しない。					
土地	◆地図を活用して、農地を効率的に使えるよう、徐々に面的に集める。	◆関係機関と面的に集める検討を開始。	◆補助事業を活用して、できるところから畦抜きを行う。			
	◆集落内で農業を引退する人の農地は、積極的に引き受ける。	◆経営面積　30ha		◆経営面積　32ha		◆経営面積　35ha
生産・販売	◆米・麦の単収・品質の向上を図るため、栽培技術研修会を毎年開催する。	◆JA・指導センターに相談して、研修会を開催する。	◆JA・指導センターに相談して、研修会を開催する。	◆JA・指導センターに相談して、研修会を開催する。	◆JA・指導センターに相談して、研修会を開催する。	◆JA・指導センターに相談して、研修会を開催する。
	◆野菜の導入を検討する。	◆JA・指導センターに相談して、野菜の試験ほを作る。（10a） ◆野菜を導入した集落営農法人への視察研修を行う。	◆野菜の試験ほの結果を見て、作付の規模を検討する。			
備考						

第二部　集落営農法人等の取組事例集

取組別検索目次

取組内容	中部				渋川	伊勢崎			西部		吾妻	利根沼田	東部		県外					
	中部								西部	藤岡			東部	館林						
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	亀里	元気ファーム20	中	木瀬管内	行幸田ファーム	にしきの	波志江北部	田中島	浜川	西平井	たけやま	ほっちみずほ組合	休泊地域	大荷場	アグリ笹森	広谷営農	酒人ふぁーむ	二条窪	小松共同機械利用組合	中村集落営農組合
	前橋市	前橋市	前橋市	前橋市	渋川市	玉村町	伊勢崎市	伊勢崎市	高崎市	藤岡市	中之条町	沼田市	太田市	板倉町	岩手県	富山県	滋賀県	山口県	佐賀県	佐賀県
掲載ページ	59	61	65	67	71	75	77	79	81	83	85	88	91	95	97	98	99	100	101	102
ゼロ円リース型からの機械導入事例	○																			
機械利用の効率化・低コスト化															○	○	○		○	○
野菜導入事例		○				○	○				○			○			○			
加工導入事例									○		○									
効率的な農地利用				○	○								○							○
プール計算の導入事例				○							○									
スムースな世代交代事例			○									○						○		
女性パワー・高齢者パワー活用事例				○							○						○		○	
雇用による労働力確保事例						○					○			○						
積極的な地域貢献取組事例								○				○								○
後継者確保事例		○		○	○			○				○		○				○	○	
中山間地での取り組み事例											○	○			○	○		○		
法人間連携		○		○																
耕畜連携（飼料イネ等）		○																		
マニュアル化				○																
オペレーター有志型					○					○										
会計事務										○		○								

ゼロ円リース型の出発から機械を着々と共有化

農事組合法人　亀里

向井孝代表理事

「うちはね。出発のときは、個人機械の持ち込み、いわゆるゼロ円リース型だったけどね。今はね着実に共有機械を増やしているよ。計画的にね」穏やかな癒し系の笑いと共にこう切り出した向井代表理事だが、その目は自信と信念に溢れていた。

新たな個人機械の購入を禁止

聞き手：ゼロ円リース型から出発した法人は、なかなか機械の共有化が進まず、導入のタイミングに苦慮しているようですが、亀里ではその点はスムースに移行中と聞きますが。

向井　：うちは、新たな個人機械の購入をきつく禁止しているんだよね。これは、法人立ち上げのときに、これだけはみんなで守っていこうと言う集落営農の掟さね。そうじゃなかったら法人立ち上げの意味ないじゃん。法人立ち上げの目的の一つは機械貧乏をなくすことだからね。みんなで共有機械をうまく使って、少しでも手残りを多くするというのが目標だからね。

個人機械が壊れれば、共有機械が即対応

聞き手：法人内でそのような決まりを作ってもなかなか徹底されない法人もあるときますが・・・。

向井　：それは、法人と構成員の信頼関係に問題があると思うんだよね。うちの法人はね、今ある個人持ち機械をとりあげるなんてことじゃないよ。「今ある機械は、徹底的に使ってください。」と言っているんだよね。でも、その機械が壊れたら、「どうか共有の機械を使ってください。」ということなんだよ。だから、個人持ち機械が壊れれば、いつでも共有機械で即対応できるように準備しているよ。新たな個人持ち機械の購入を禁止している以上、なにかあったら共有機械が即登場できるようじゃなきゃ構成員から信用してもらえねぇもんね。一度ね、即応体制の共有機械を使ったら、壊れた自分の機械を直して使おうと

したり、ましてやこっそり新品を買おうなんて奴は１人もいなかったね。法人設立以来ね。

役員が裁量権を預かり、農機フェアにいざ参戦

聞き手：即対応できるように準備しているとのお話しがありましたが、機械を計画的に導入していくには様々な課題があると思います。実際にはどのような手続きで機械を導入していますか？

向井：　先ずは役員会で徹底的に話し合いをして、自分たちの組合でどういった機械が、いつ頃までに必要か良く検討して、優先順位をつけておくんだよね。最終的には、総会で了承を取るようにしておくんだけど、１年に１度の総会を待っていたら、間に合わないこともあるじゃない。そんなときの為に、理事会に機械購入の決定権をもたせているんだよね。この前も、農機フェアが間近にあり、優良な農機がリーズナブルに買えるようなチャンスがあった時は、急遽理事会を開いて、その場で了承を得たんさね。出かけて行った役員の判断で、６００万円までの額で良さそうなトラクターが出ていたら、即決して良いってね。まあこの前は、それに見合うトラクターは無かったけどね。

準備金の積み立てと制度資金の活用

聞き手：機械導入の資金繰りはどのようにしていますか？

向井　：農業経営基盤強化準備金は最大限活用しているよ。まあ、これは、事前に導入計画を盛り込んだ農業経営改善計画の認定を受けたり、群馬農政事務所（現、前橋地域センター）に書類を申請したりと、手間はかかるけど儲かった金(余剰金)を損金として計上できるなど、お金を積み立てる上では、有利なものになっているよね。この積立金だけで、間に合わないときには制度資金を借りているよ、近代化資金だね。今のところ、毎年のように機械を導入しているよ。いずれにしても、農協の資金担当とは良く情報交換をしておき、いつでも協力してもらえるようにしているよ。

名称	農事組合法人　亀里　（法人設立　H20 年）
所在地	前橋市　亀里町
代表者名	向井　孝　氏
構成員数	５３人
経営面積	５３ ha
経営内容	水稲、麦、野菜、飼料用米、米粉用米、農作業受託
主な機械・設備状況	トラクター２台、田植機１台、コンバイン１台 乗用管理機１台、播種機(10 条)、

集落営農法人の可能性に挑戦

農事組合法人　元気ファーム２０

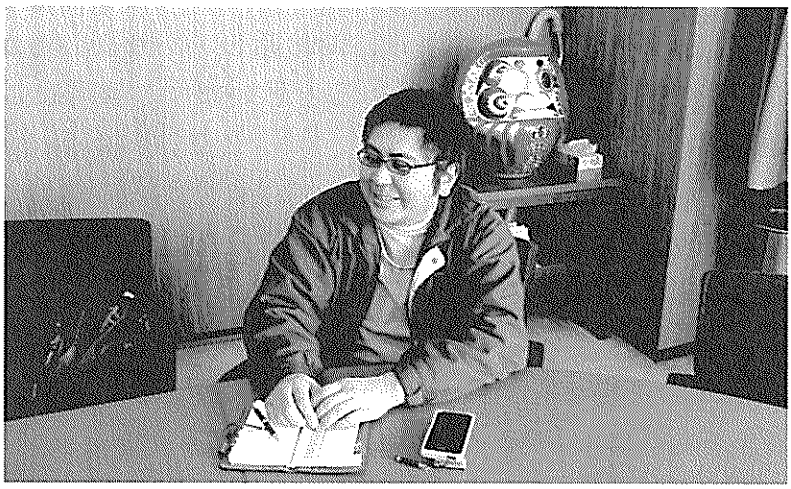

関根正敏　総務担当理事

「亀井和雄代表理事との二人三脚というか、亀井代表の地域からの信頼という基盤があって、自分はその基盤の上で、立案・企画・実行と法人運営にたずさわっている感じですかね。」と丁寧に受け応えをする関根正敏総務担当理事。しかし、その言葉の一つ一つには信念と実績に裏打ちされた自信もうかがえる。多角的な取り組みを進める元気ファーム２０の若きリーダーに話を聞いた。

集落営農法人に可能性を感じました

聞き手：失礼ですが、集落営農法人の総務担当理事という肩書からは、想像できないくらい、まだお若いですね。

関根　：そうですね。よく言われます。この業界の中では、一般的にまだまだ駆出し世代ですかね。でも、もう３０代後半なんですけどね。

聞き手：そもそも、集落営農法人に関わるきっかけは何ですか？

関根　：簡単に自分の経歴からお話しすると、もともと農家の長男で、農学系の大学を出た後、カネコ種苗に勤めていたんですけど、そこを辞めて実家でバラ農家をやっていたんですね。そんな状況で、地域にもなじんできたときに集落営農の話が舞い込んできました。そこで、集落営農や農事組合法人について、自分なりにいろいろと調べてみたんですけどね、結論からいうと、集落営農法人に可能性を感じました。もし、土地利用型農業を個人で行うとすると、長い年月をかけて周りの信用を得ながらコツコツと規模を大きくするしか方法がありませんが、集落営農法人ならば、やりようによっては、地域の人達と協力して、一気に大規模で合理的な農業も可能じゃないかってね。制度的にも優遇されて

いる点も多いですしね。そこで、一発やってやろうかという感じで加わったのが始まりですかね。

可能性を否定しない

聞き手：元気ファーム２０は、積極的にさまざまな分野に取り組んでいますが・・。

関根　：そうですね。他の集落営農法人に比べるとうち(元気ファーム２０)はいろんなことをやっているほうかもしれませんね。米麦に加え、飼料稲、ブロッコリー、加工業務用のジャガイモ、学校給食用のジャガイモ、ニンジンetc・・ですもんね。

聞き手：多角的な展開の秘訣は何ですか？何か特別なネットワークでもあるんですか？

関根　：アンテナを高く張って、情報収集ももちろんしてますし、サラリーマン時代(カネコ種苗)のネットワークも大切にしてますよ。まぁ、それも大切ですけど、もっと大切なことは、何か新しい事柄が持ち込まれたとき、その可能性を探る姿勢だと思いますよ。何かあると先ずは、何でもその可能性を否定してしまったり、出来ない理由ばかり探してしまうような人(組織)がいますが、それでは新しい進展なんて期待できないんじゃないのかなぁ。業務用のジャガイモ(ポテトチップス：カルビー)は、食品問屋さんと農協が間に入ってくれていますが、何軒か断られて、最終的にうち（元気ファーム２０）のところに話が来たみたいですよ。

机上の収支計算→試作検証→本格導入

聞き手：でも、構成員の中には、慎重な方もいるんじゃないですか？

関根　：もちろんいますよ。私だって十分慎重派ですよ。いろいろな新規の情報や誘いがある時には、先ずは机上で収支計算をします。そして、利益が見込めそうなときには、他の理事さんにも相談して、初年目は試作ですよ。面積もせいぜい１０～２０aかな。もし、こけてしまっても、致命傷にならない程度ですよね。また、契約栽培のときは、試作時のデータが次回の交渉材料として大いに役に立ちますね。実際作ってみて、大丈夫ということになれば、再度、収支計算をして､周りの構成員に数字で説明して本格導入を進めるようにしています。むやみやたらとやっているわけではないですよ。

一度動き出すと集まってくるもんです　情報も人も

聞き手：学校給食はどのような経緯で話が進んだのですか？

関根　：学校給食については市の担当者から声がかかりました。学校給食は、ジャガイモ、玉ねぎ、ニンジンなど年間を通して必要で、地産地消を進める認識は関

係者共通の考えらしいのですが、ロットの問題などもあり結構ハードルが高いんですよね。しかし、うち(元気ファーム２０)では、先ずジャガイモで契約を結びました。市の担当からは「ジャガイモができるんだったら、次はニンジンもどうでしょうか。」というような感じです。ちなみに平成２４年度の契約予定面積は、学校給食用ジャガイモ１ha、ニンジン１ha、加工業務用ジャガイモ２haになってますかね。一度動き出すと集まって来るもんですね。情報も人も。一つの仕事をきちっとこなしていると次にまた関連した仕事や情報が入ってくるんですよね。

協業栽培ジャガイモの選別作業

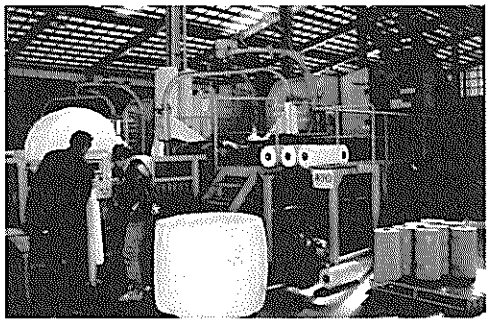

TMR（混合飼料）センターへの研修
（鹿児島）

地域の後輩をリクルート

聞き手：先ほど情報や人もとお話ししていましたが、若手オペレーターも入ってきているとお聞きしましたが？

関根　：そうですね、主力のオペ６人中、自分も含めて３名が３０代ですかね。昨今の不景気で若い人でも勤め先に事欠くような状況ですからね。昔から見知った地域の後輩をリクルートしてきました。機械のオペレートだけでなく、その中の一人に会計事務の仕事も一部引き継いでもらっています。正直言って、今まで、自分ひとりに事務仕事が集中しすぎていましたからね。

飲みニケーションも大切ですよ

聞き手：オペの半分が３０代とは随分若いオペ集団ですが、先輩方との世代間ギャップなどはありませんか？

関根　：今は無いですね。先ほど話したようにオペは３０代が３人、４０代が１人、６０代が２人という組合せです。親世代の人もいるので、始めは多少気を使いましたが、今はそんな年齢的な部分では気になりませんね。会社でも状況は同じじゃないですか。それに飲みニケーションも大切ですよ。人と人とのギャップを埋めていくには、飲んで腹を割っていろいろ話をすることも大切なんだと思いますよ。

更なる連携を模索

聞き手：法人の今後の方向性や課題などありましたら教えてください。

関根　：うちの法人があるＪＡ前橋南部支所管内には、法人化に至っていない集落営農組織も散見しています。具体的なお話はできませんが、そんな集落営農組織との連携の話も持ち込まれてきています。土地利用型農業はマスメリット(大規模有利性)を目指していかなければならないですし、このような状況は、必然的な流れと思っています。更なる連携の動きは、他の地域でも興ってくるんじゃないですかね。あともう一つは、耕畜連携の流れです。ＷＣＳ(ホール・クロップ・サイレージ)のコントラクタ組織を考えています。これはもしかしたら、従来の集落営農組織の枠組みだけでは、無理かもしれません。より広域的で効率的な組織を目指すために耕畜を交えた有志で、別法人を作っていかなければならないのかもしれませんね。いずれにしても、今後は前述のような集落営農間連携や耕畜連携が課題になってくるかと思います。

名称	農事組合法人　元気ファーム２０(法人設立　Ｈ２０年)
所在地	前橋市　西善町
代表者名	亀井　和雄氏
構成員数	２４人
経営面積	３５ha
経営内容	水稲、麦、飼料イネ、野菜（ジャガイモ、ニンジン、ブロッコリー)
主な機械・設備状況	トラクタ２台、コンバイン２台、田植機１台

定年帰農で新旧交代

中農事組合法人

須藤　勉　代表理事

深沢　良三　理事

法人化を果たしたが役員は旧態依然で交代が進まず、時に、組織の活性化にも影響してくると言った声もしばし聞こえてくる折り、前橋市北東部に位置する旧粕川村の中農事組合法人では定年帰農を果たした新農業者が新たな役員となり、旧リーダーから伝統や技術を継承しつつ新たな風を吹き込んでいるという。定年帰農を機に法人の役員に就いた須藤勉代表理事と深沢良三理事にお話しを聞いた。

ふるさとの農地は荒らしたくない

聞き手：中農事組合法人では理事３名中３人全員が定年帰農者と聞きますが、そのうような、いきさつは何だったんですか？

須藤　：定年帰農と言っても、もともと実家に同居していたわけだし、普段は勤め人をしていたけど。たまたま、そんな折に定年を迎え、地元の集落営農のお手伝いでもと考えていたら、法人化の話が進み現在のような状況になったんだよね。でもね、監事には旧の機械化組合から２名出てもらって新旧のバランスを取っているよ。

深沢　：自分も状況は同じだよね。早期退職して実家の農地で悠々自適な農業でもと思っていたら、いつの間にか引きずり込まれてしまってさぁ。でもね、かっこつけるわけでは無いけど「ふるさとの農地は荒らしたくない」という気持ちもあって、この法人に参加したのかな。

須藤　：同感。そう言う思いは自分の中にもあるね。

はじめは旧リーダー達からの実地指導

聞き手：今、新役員さんらがイニシアチブを取って法人運営をされているようですが、法人設立当初からこのような状況だったんですか？。

須藤　：いや、はじめは、旧リーダー達からの実地指導が待っていたね。長年の経験の中で培って来た技術だからね、納得のいく内容も多いけど、時に疑問を感じる物もあったよね。そんなときには、田んぼの真ん中で言い合いになった時もあるけどね。

深沢　：同じ地区の者同士だし、昔から知らない訳じゃないから、そうなっても大丈夫だったよね。今では、法人運営を任せてもらっているよね。なにせ、もう歳の人が多かったからね。

平等主義じゃなくて、公平・公正・効率主義

聞き手：新役員になって大きく変わったことや変えたことは何かありますか？

須藤　：今までの機械化組合時代は、いわゆる平等主義的な色彩が強かったんだよね。オペに出てきた人たちの間で手取りの差が出ないように調整をしていたりね。でも、法人化をした以上、効率化を目指さなきゃというスタンスだよね。平等主義じゃなくて、働きや仕事の内容に応じて支払う公平・公正主義に変えて来ているよ。

深沢　：昔のように、転作大豆の補助金が潤沢なころは、そのようなスタイルでも組織は運営できたかも知れないけどね。今は効率化も目指していかないとね。なにせ、法人の存続が第一だからね。昔からのオペからは、不満の声もあるかも知れないけど、理解はしてもらっていると思うよ。

大豆の採種圃に挑戦

聞き手：その他に何か新しい動きはありますか？

須藤　：今年度から大豆の採種圃を始めたんだよね。基本的には当面の間、米麦大豆を中心とした作付け体系で、現状維持と言ったところなんだけど、何か新しいことにも挑戦していかないとね。面白味がなくなっちゃうんだよね。

名称	中農事組合法人　(法人設立　H22年)
所在地	前橋市　粕川町
代表者名	須藤　勉
構成員数	２１人
経営面積	１４ha
経営内容	水稲、麦、大豆
主な機械・設備状況	(旧機械化組合の機械設備を利用)

プール計算で効率的な農地利用
～マニュアル化・標準化を進め連携を深める三法人～

農事組合法人　東上野　　農事組合法人　小島田　　農事組合法人　女屋

写真　左より（農）東上野代表　女屋昇氏　　（農）小島田代表　下田秀夫氏、　　（農）女屋　田代幸雄氏

「助け合いが出来る部分は助け合いをすればいいんだよ。仲間なんだからさぁ、細かいことは抜きにして、うまく連携すんのさ。」快活に口火を切る東上野の女屋代表。「そうだよな。」明るい相づちの声が続く、（農）東上野、（農）小島田、（農）女屋、三法人の合同幹部会議で話を聞いた。

連携を深める三法人

聞き手：（農）東上野、（農）小島田、（農）女屋の三法人は、機械の貸し借りなど相互の連携協力が進んでいるとお聞きしますが。

女屋　：助け合いが出来る部分は助け合いをすればいいんだよ。仲間なんだからさぁ、細かいことは抜きにして、うまく連携すんのさ。ちょっとトラクタが故障したときなんかはお互いに融通しあって、うまくやっていけばいいんだよ。

下田　：歴史を振り返ると元々はこの三法人の母体は、集落ごとにある機械化組合なんだけど、この機械化組合を更に遡ると昭和４５年の発足の永明東部機械化組合という麦作と稲の共同収穫作業の集団にたどり着くんだよね。だから俺たちは、元々は同じ組織という目に見えない意識が働いているんだよね。

田代　：そうそう、だから、三集落（三法人）の中身に大きな差がつかないように話し合いの場を作って、いろんな条件をなるべく揃えるようにしているんだよね。もしかしたら更なる合理化を求めて、将来的に合併とかあるかもしれないしね。

会社じゃあ、普通にあるよね。作業手順書だとかマニュアルだとか。

聞き手：（農）女屋を中心に三集落では「農場管理ルール・農作業マニュアル」の作成整備に取り組んでいると聞きますが・・。

田代　：そうだよ。今日はその内容検討がメインの集まりなんだよね。まぁ、担当の普及指導員の働きかけもあって、始めたんだけどね。考えたら当たり前のことだよね。組織で仕事をするんだから、無いのがおかしいんだよ。会社じゃあ、普通にあるよね。作業手順書だとかマニュアルだとか。

下田　：実はここにいる役員のほとんどが、いい歳になるまで勤めていたり、定年まで勤め上げてたりした人ばかりで、慣れてるんだよね、そう言ったマニュアルの類には。

女屋　：確かに、これから新たに入ってくる構成員はそんな輩ばかりで、マニュアルに慣れてるよ。オレなんかが昔の頃は、先輩が教えてくれたことを自分のノートに書いておいたもんだ。次の年にそれを見て忘れないようにね。昔はそうやって工夫したもんだが。その現代版で、法人でマニュアルを作ってもいいと思うよ。でも、マニュアルがあれば、オペレーター養成や圃場管理が、それだけで上手くまわっていくなんていう風には、俺たち、毛頭考えちゃいないよ。そういう基本を整理して、頭にたたき込んだ上で、現場で経験していくんだよ。それで、時に応用を効かせたりするんだよ。

聞き手：具体的にはどんな内容を盛り込んで行こうとしているんですか。

田代　：機械の作業手順だけでなく、圃場管理の手順書なんかも考えているね。例えば、今まで田んぼのヒエ抜きが大変だったんだが、除草剤をまいた後の水管理がうまくできていなかったんだな。刈り取りまでの水管理も人によってまちまちだし。これからは統一した水管理手順書を担当者に示していこうと思っている。その他にも田植だとか、麦まきの手順書なんかも担当の普及指導員と相談しながらまとめて行くつもりだよ。それと、作業日報の改善かな。今まで日報の記入のしかたが人によってまちまちで、労賃計算にしか利用していなかったんだよ。統一した様式にして、修理の記録だとか栽培の記録がきちんと残るようにして、次の年（役員）の参考になるようにしたいね。あとは、今までなにかと組合長に集中していた業務を各部に分担するように規約に盛り込んだり、法人運営の細かい事を文書化した運営細則なんかも整理していこうと話しているんだよね。労賃の細かい規定だとか、機械貸借の決めごとだとか慶弔規定とか。いっぺんに出来ないけど、追々整理していかなくちゃね。

プール計算に変わって、効率化が進んだね。作業のやり方自体も変わったからね。

聞き手：三法人では、プール計算方式が進んでいると聞きますが？

田代　：そうだよ。麦・大豆だけでなく、米も含めた全作目について、プール計算方式を取り入れているよ。働いた人は働いた分だけ、従事分量配当としてもらえる仕組みさ。作業に出てこない構成員は、地代分が入ってくるだけだよね。

下田　：プール計算に変わって、効率化が進んだね。作業のやり方自体も変わったからね。以前は圃場毎（地主）に刈り取りを行っていたから、コンバインのタンクやトラック一杯にならなくても圃場ごとに一度、カントリーまで搬入していたけどね。今は、圃場毎（地主）の収量を正確に把握する必要もないし、品種も水系別計画的にまとめてあるから、コンバインも地続きで連続で刈れるんだよね、常にトラックいっぱいでカントリーに搬入している。作業効率の良さは本当に実感できるね。

女屋　：本来、法人化のメリットは、そう言うところにあるんじゃねぇの？そうでもしなきゃ、水田農業なんて経ち行かないよ。合理的に効率よく仕事を進めて行かなくちゃ。

手順書の一例

水稲本田水管理　手順書　　農事組合法人　女屋

～　前略　～

【田植え補助者の役割】

田植えが終わったほ場は、田植え補助者が水口を少し開けて水が静かに入る様にしておく。水の勢いが強すぎると、水口周りの除草剤が流れ、除草効果が低くなる。

【田植え時の水当番の役割】

田植え後に、水深５cm程度になったら水口を止める。田植え後少なくとも３日目までは、丘が出ない様に水管理に細心の注意を払う。水尻から水が流れ出す「掛け流し状態」には絶対にしない。

【本田水当番の役割】（田植え終了後～）

田植え後１週間までは、なるべく丘が出ない様にする。落水や掛け流ししない。

～　後略　～

めぼしいオペ候補には、個人的にアタック

聞き手：地域の人材活用やオペの育成は、どのように進めていますか？

女屋　：内（東上野）は、さっきも話に出てきたとおり、水系別に品種構成を考えて作付けしているけど、水管理についても、水系別に地域の熟達者（高齢者）をお願いしているよ。全部で４人かな。高齢者はいつも自宅にいるし、水管理であれば軽作業だし、水系別に見て回れば効率もいいんだよね。

田代　：内（女屋）も水管理は、同じような状況だな。

下田　：小島田は、水管理と草刈りは地主に頼んでいて、一律の圃場管理料を支払っ

ているよ。

女屋　：夏の畦畔の草刈りは、日曜日や祝日など勤人の休日に併せて、構成員全戸へ出てきてもらうようにしているな。夏場の暑い時期だから、午前の半日だけとか時間は短く設定するんだけど、結構、同居しているサラリーマンの息子なんかが出てくんだよ。もちろん、手当ては出すよ。そんなとき、めぼしい奴にはつばを付けておいて、オペ候補として個人的にアタックすんだよ。収穫の時期になって、勤めの状況に応じて、有休が取れそうな奴には平日でも出てきてもらうようにするんだよ。人にもよるけどワンシーズンも乗り込めば、そこそこ出来るようになっちまうよ。

女性パワーも取り込んでいるよ。

聞き手：（農）小島田ではご婦人方の活動も活発とお聞きしますが？

下田　：そうなんだよ。内（小島田）は、女性パワーも取り込んでいるよ。田植えの時の根切り、苗出しだとか、育苗箱の洗浄整理だとか、いわゆる軽作業には、集落の女性にも出てもらっているんだよね。でも、労賃は男性のオペ賃と同額だよ。内（小島田）は、労賃については、一律同額にしてあるんだよね。オヤジ連中が田植えの後に「おさなぶり」をするのと同じように、ご婦人方もお食事会をしてるんだよね。今で言うところの「女子会」だいね。集落営農なんだから、そんなお楽しみもないとね。

女屋　：母ちゃんが明るく元気なところは、地域も明るく元気になるんだよなぁ。不思議と。

名称	(農) 東上野	(農) 小島田	(農) 女屋
法人設立年	平成２１年	平成２１年	平成２２年
所在地	前橋市　東上野町	前橋市 小島田町	前橋市 女屋町
代表者名	女屋　昇氏	下田　秀夫氏	田代　幸雄氏
構成員数	３９人	３４人	３２人
経営面積	１９ ha	２７ ha	２１ ha
経営内容	水稲、麦、飼料イネ	水稲、麦、飼料米、飼料イネ、ひまわり	水稲、麦、大豆
主な機械・設備状況	トラクター４台 田植機２台 コンバイン４台 乗用管理機１台	トラクター５台 田植機３台 コンバイン４台	トラクター６台 田植機２台 コンバイン５台 乗用管理機１台

法人化を契機に組織を再編
少数精鋭オペレーター型法人の挑戦

農事組合法人　行幸田ファーム

速やかな意志決定を目指したオペレーター型法人

聞き手：行幸田ファームは２つの組織が合併して法人化したそうですね。

伊藤　：行幸田地域には２０年以上前から麦作組合と大豆栽培組合があってね。別組織ではあったけど、構成員が重複している人も多いことから作業を共同で行ったり、機械を貸借したりと関わりは深い関係だったんだよ。法人化を契機に合併したと言うよりは、組織を再編したという感じかな。

聞き手：オペレーター有志型の法人になった経緯は？

伊藤　：もともと作業に出てくる人間は限られていたしね。名前ばかりの組合員を入れてしまうと、意志決定に時間がかかるし、会議にも出てこない人が多くなってしまう。その点オペレーター型だったら、意志決定がスムーズだろう。

「自分たちが目指す法人とは何か？」を追求

聞き手：六次産業化も検討したようですが？

伊藤　：行幸田集落には「そば工房」があって、原料のソバと小麦は麦作組合が提供していてね。その「そば工房」との３組織で法人してはどうかと薦められたんだ。

指導センター：経営の多角化や効率化に繋がると思ったんですよね。経理面でも合理化につながったり、いろいろと利点もあるかなと・・・。

聞き手：なんで六次産業化にはしなかったんですか？

伊藤　：主な理由は２つあるかな。

１つは、うちはオペレーター型の法人だってこと。実際に農作業に従事するメンバーだけが構成員になっているから人数が少ない。農事組合法人では常時従事者に占める構成員の割合が定められているから、その要件を満たすためにはそば工房のメンバーも従業員でなくて、構成員に加える必要が出てきてしまう。それでは当初もくろんでいた「速やかな意志決定」ができるオペレーター型法人からずれてしまうと思ったんだよね。

指導センター：農地法や農協法では構成員に占める農民の割合や常時従事者に占める構成員の割合などが細かく定められてますからね。行幸田ファームは構成員数の少ないオペレーター型の法人を目指したため、そこが壁になってしまいました。集落ぐるみ型の様に構成員が何十人もいる様な法人だったら問題にはならなかったんですけどね。

伊藤　：もう一つの理由は、法人運営の安定化を優先したこと。俺たちにしてみれば、法人組織を立ち上げることだけでも不安があるんだ。俺たちは生まれながらに農家だから栽培には自信があるけど、「会社経営」なんて言われてもピンと来ない。最初から大風呂敷を広げて六次産業化なんかしたら、共倒れになる可能性だってあるだろう？「節税対策になる」ってのも、まずは税金が払えるくらいの経営になってから考えることだ。「こんなに税金を払うんじゃ馬鹿馬鹿しい」と思えるくらいの経営になったら、六次産業化も考えるよ。

協議会が地権者、認定農業者とのパイプ役

聞き手：農地調整組織があると聞きましたが？

指導センター：行幸田地域新生産調整推進協議会のことですね。

もともと大豆はブロックローテーションで栽培していて、大豆栽培組合は「行幸田地域新生産調整推進協議会」と２枚看板を掲げて、ブロックローテーショ

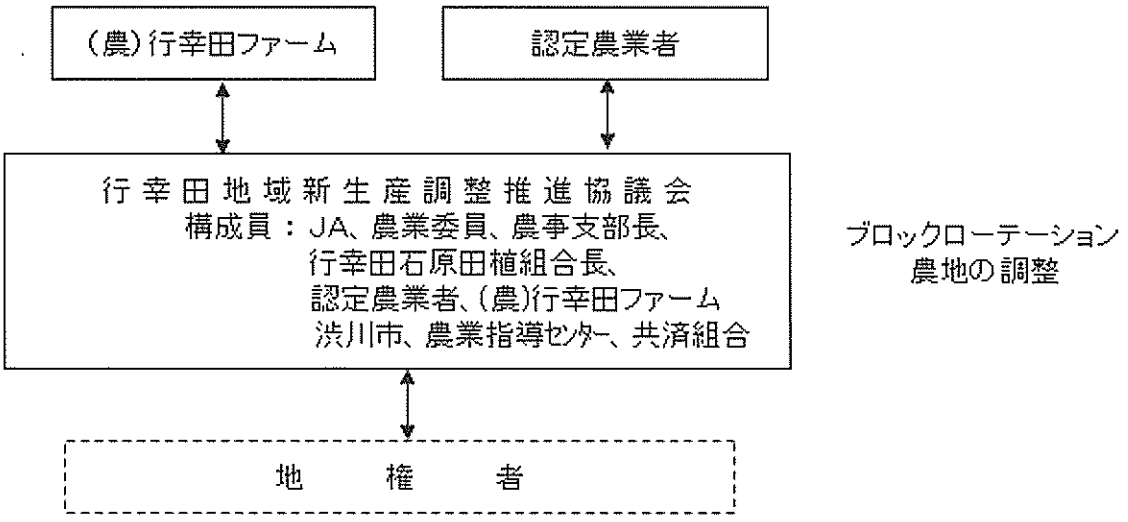

ンの調整をしていたんです。そこで、法人化する際に推進協議会を大豆栽培組合と切り離して、再編成しました。

聞き手：どういうメンバーなんですか？

指導センター：地元の農業委員、地権者代表の農事役員、認定農業者と行幸田ファーム。そのほか、ＪＡや行政機関が構成員です。
行幸田地域の農地の調整機能を目的としているので、再編成の際に認定農業者にも入ってもらいました。

聞き手：組織の役割は？

指導センター：これまで同様、ブロックローテーションに対する地権者の意向調査と農地の調整。それから今後は、認定農業者と法人（行幸田ファーム）との調整も重要な役割になってくると思います。

伊藤　：行幸田ファームの目的は行幸田集落の農地の維持。そのためには地域の認定農業者との連携は重要だ。同じ集落でやってるんだ、「そっちはそっちで勝手にやってくんない」なんてわけにはいかない。お互いに助け合わなきゃ。
法人設立の前に、認定農業者との話し合いをしたけど、いい意見交換が出来たと思うよ。これからも定期的に情報交換しながら、助け合ってやっていきたいと思うよ。

関係者や若手も交えた中で行われた法人化の検討

法人化を契機に若手が参入

聞き手：法人化して良かったことは？

伊藤　：新しいメンバーが加わったことだな。法人化の一番の目的は「組織の継続性」。そのためには後継者を入れていかなきゃならない。「今まで通りのメンバーで法人化するだけだったら意味がない」って思ってた。

聞き手：一般的には集落ぐるみ型の方が潜在的な後継者の確保がしやすいといいますよね。オペレーター型でどう後継者を確保したんですか？

伊藤　：法人設立前に地元に呼びかけをしたんだ。
農地を貸すだけの人はよく説明して断った。でも、今は別の仕事をしていてもゆくゆくは作業に出てこられる様な人は招き入れた。最終的には新たに５人が加わった。そのうち４０～５０代は３人。

聞き手：さっそく目的達成ですね！

伊藤　：そうだな。若い人たちは仕事があるから、即戦力ってわけにはいかない。休みの日とか、都合の付く時に出てもらって、機械の操作や組合の運営のことを少しずつ覚えていってもらえればいいと思ってる。これを契機に、地元の若い人たちがもっと入ってきてくれることも期待したいな。ゆくゆくは組織運営を若い人に任せて、柔軟な発想で経営してもらえたらと思うよ。正直、俺たちの世代で終わりかと思ったこともある。でも、終わっちゃったら、みんなが困るんだ。若い世代にタスキを渡して、俺たちが応援団に回る。それが俺たちの使命だと思ってこれまで組合を守ってきたんだ。法人に入ってくれた若い世代を大事に育てていきたいし、最高のコンディションでタスキがつなげる様に、地盤固めをしっかりやっていきたいと思ってる。

指導センターのコメント

行幸田ファームの特徴は構成員のまとまりが良いことでしょうか。法人設立のための会議をしていても「よくわかんないから任せるよ」という意識の人がいなくて、みんなが発言するし、みんながその意見を支持する。実際に作業にたずさわる人だけで構成する少数精鋭組織だからなんでしょうか。集落ぐるみ型法人の会議とは雰囲気が違っているのを感じていました。

六次産業化を検討したことも必要な回り道だったように思っています。六次産業化の法人で話を進めていて、設立総会の１ヶ月前でオペレーター型に方向転換したんです。でも、その経過の中で、自分たちがどういう法人にしたいのかを本気で考えるきっかけになったように感じました。それまではなんとなく他人任せの受け身姿勢だったのが、それを契機に主体的になって、会議の雰囲気もガラッと変わりました。

法人化を機会に若い構成員が加わったことも、構成員の士気向上に繋がったようで、今後の発展に大いに期待を寄せています。

名称	農事組合法人　行幸田ファーム
所在地	渋川市行幸田
代表者名	伊藤一秀
構成員数	１１名
経営面積	４９．５ｈａ
経営内容	小麦３０ha、そば１８ha、大豆1.5 ha、作業受託（収穫）１０ha
主な機械・設備状況	トラクター５台、自脱型コンバイン３台、汎用コンバイン１台 乾燥機６台、格納庫

雇用を活用して経営発展

農事組合法人　にしきの

定植間近のセロリ苗

飼料稲の乾田直播にチャレンジ

水田率が高い玉村町で、町南西部の水田を一手に引き受け、担い手として活躍している農事組合法人にしきの。法人の前身であるにしきの営農生産組合のころから、雇用を活用して、規模拡大を図ってきた。農地の守り手という役割に加え、雇用の受け皿という役割も果たしている同法人。地域の若手リーダーの一人であり、雇用活用で今後の事業展開が期待される内田代表理事に話を伺った。

雇用導入のきっかけ

聞き手：にしきのでは、法人化する前から雇用を活用して経営規模の拡大を図られているそうですが、きっかけはどんなことだったのでしょうか。

内田　：組織の経過からお話しすると、もともとうちは、昭和５０年頃に父が近所の農家２戸と共同で設立した機械利用組合が母体です。その後、品目横断的経営安定対策に対応するため、にしきの機械化営農生産組合となり、平成２２年１月に法人化しました。

雇用のきっかけは、構成員が高齢化して、作業ができなくなるという危機があったことです。周りに作業を頼める人はいない状況で、経営面積を縮小しようかとも考えましたが、人を雇い入れて急場をしのぎ、なんとか面積維持を図ることができました。

「高齢で作業ができないため、田んぼを引き受けてほしい」という人が年々増えていますが、雇用のおかげでそういった方々の要望に対応でき、法人の経営面積は平成１８年に比べて約６ha増加しています。

雇用にまつわるエピソードあれこれ

聞き手：雇用により経営規模も拡大してきたということですね。しかし、雇用者が定着するまで、いろいろな苦労があったとか。

内田　：はい、最初に雇用を始めたのは平成１８年ですが、当時は非常に苦労しました。農業をしたことがない人の場合、コンバインや田植え機の使い方を付きっきりで指導し、刈り取り手順の図を何回も書いて教えました。また、その日に作業する田んぼの場所の地図を毎日作成していました。普通、地元の人以外は、「○○さんの田んぼ」といってもわかりませんから、作業する田んぼを間違わないように注意しました。

聞き手：気を遣う部分が多く、一言で雇用といっても大変なんですね。

内田：そうですね。雇用したのに１年でやめてしまった人もいて、新たに雇った人に再び一から教えなければならないこともありました。でも今はほぼすべての作業をお願いできています。

労災保険に加入、農作業安全にも配慮

聞き手：法人化後は、労災保険にも加入されたそうですね。

内田　：はい、来てもらっている人には安心して働いてもらいたいですから。また、担当の普及指導員に相談したら、県の農林大学校を紹介してくれましてね、おかげで、関係者全員で農林大学校の農作業安全研修を受講したりもしています。

今後の経営展開は

聞き手：経営の柱である米麦は、作業時期が限られる季節性作業です。安定した周年雇用を実現するには、野菜などを組み合わせた経営の複合化が課題ですね。

内田　：はい、現在２名雇用していますが、１名は米麦の繁忙期だけお願いしています。法人でセロリの育苗作業をしていますが、今後は栽培全般にわたって法人経営に含め、周年作業体系で常時雇用できるようにしたいです。いずれはセロリのハウスを増やして、セロリと米麦の３本柱の法人経営としていきたいです。また、米麦ではできるだけ農地集積を進め、作業効率を上げてコストを削減するのが課題です。

名称	農事組合法人　にしきの
所在地	群馬県佐波郡玉村町上茂木
代表者名	内田　貴之
構成員数	４名（＋雇用２名）
経営面積	水稲　13.8ha、小麦　17ha、六条大麦　7ha、飼料稲　2.5ha、セロリ育苗
経営内容	水稲、麦類、飼料稲、セロリ（育苗）
主な機械・設備状況	トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機　他

米麦経営でも野菜導入でも、
まずは共同圃場を設けることだよ。

農事組合法人　波志江北部

共同ほ場でブロッコリー収穫

ＪＡ担当者とブロッコリーの目揃い

「北島代表の顔でうちの法人はまとまっているんだよね。」と石田副代表が口火を切ると「石田さんの企画力と実行力さ。」とお互いの個性を認め合う北島・石田コンビ。二人が牽引する農事組合法人波志江北部は、共有機械無しのいわゆるゼロ円リース型からの出発だが、今や2.5haのブロッコリー導入実績を持ち、来期はキャベツの契約も進めるという。確実にワンステップ、ワンステップと実績を積んでいく法人リーダーに聞く。

野菜導入初めは５畝でもいい

聞き手：法人設立時の計画案には野菜導入を入れている法人も多いようですが。しかし、現実には、なかなか計画通りに行かず、手こずっている状況も聞こえてきます。その点、波志江北部では、積極的な野菜導入に至っているとお聞きしますが。

石田　：まずは、始めてみることだよ。野菜導入は、５畝でもいい、まずは共同圃場を設けて始めてみることだよ。うちらも、初めは、たとえみんなが協力してくれなくてもいいから、北島代表と二人だけでもいいいから始めちゃえ。５畝だけでもいいから始めちゃえ、とそんな気持ちだったよ。

北島　：コンバイン導入を考えており、国庫補助導入にあたってのポイントを稼がなくちゃという気持ちもあったんだよね。とにかく新規作物を導入しなくちゃという切羽詰まった状況も実はあったんだよ。

農協が間に入り契約栽培

聞き手：簡単にただ始めろとおしゃいますが、それだけでうまくいくものなのですか？

北島　：段取りが大切さ。なんでも段取りをつけなくては。
石田　：その通り。個人でやるときはいいさ、儲からなければ自分ひとり泣きをみれば済む話だから。でも、法人となると話は違う。一応会社(組織) だもんね。売り先の確保と単価を決めた上で、計算上ペイするなぁと踏んだ上で事を運ばなきゃ。契約栽培がお勧めだよ。うちの場合は農協が間に入ってくれて契約に持ち込めたので助かったよ。来期のキャベツもそうさ。農協が間に入ってくれるおかげで事がスムースに進みそうだよ。

利益の確保とともに構成員の満足度も重視

聞き手：野菜部門の利益の配分はどのようにしているのですか？
石田　：野菜に関しては、全てプール計算で、出役した人に配当しているよ。ただ、現状ではまだ法人としては野菜部門の利益は少ない。今の段階で大事なのは、まず、皆ができるような仕事をつくって、出役した人が共同作業のメリットを感じて、意欲をもって働いてくれることだと思ってるよ。
北島　：そうそう。良い体制ができれば、自然と利益もついてくるもんだよ。
石田　：現在野菜栽培に６名が参加しているが、それ以外の者からも「仕事は無いの？」という声をかけてもらえるほどになっているよ。野菜の作付けに使ってくれという空き農地の情報もバンバン入ってくるしね。うちの構成員は協力的な人ばかりで助かってるよ。

一歩一歩、一段一段

聞き手：野菜導入を始めようとする法人に一言メッセージをお願いします。
北島　：一歩一歩進むことかな。一度に何でも解決するわけには行かないよ。
石田　：そうそう。一歩一歩、一段一段ずつだよ。うちらは、今まで会社(法人)経営なんてしてきたこと無いんだから、分からねぇのが当たり前。分からねぇことが出て来たら、立ち止まって、周りに聞いたり勉強したりして、一つずつ解決していくしかねぇよね。

名称	農事組合法人　波志江北部
所在地	伊勢崎市波志江町
代表者名	北島　勝義
構成員数	２８名
経営面積	麦４１ha、水稲３１ha、飼料用米4.3ha、米粉用米2.1ha ブロッコリー2.4ha
経営内容	水稲、麦、ブロッコリー
主な機械・設備状況　コンバイン　葉菜類移植機	

コスモス畑で地域貢献

農事組合法人　田中島

コスモス播種作業

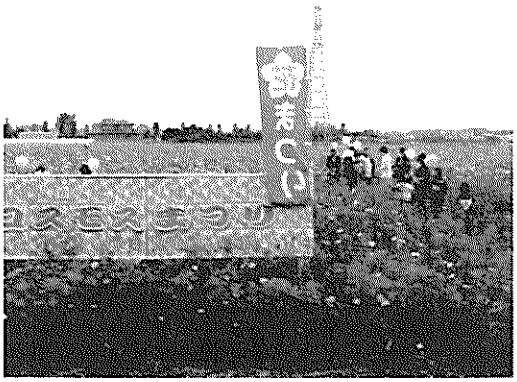

多くの人でにぎわうコスモスまつり

地域に根ざしながら、構成員相互の利益につながるよう注力するのが集落営農法人のあるべき姿との説明に疑問を挟む余地はないが、この枠を超えて地域貢献や地域活性化に取り組む集落営農法人も少なくない。伊勢崎市にある農事組合法人　田中島もそんな法人の一つかもしれない。農事組合法人田中島は現在の法人の核となっている任意の機械化組合の時代から、足かけ１０年も調整水田や休耕地を利用したコスモス畑づくりに取り組み、地域住民の目を楽しませている。謙遜しながらも楽しそうに語る代表の森村氏にお話しを伺った。

ご恩返しのつもりで始めたが

聞き手：コスモス畑づくりで地域貢献を果たしている田中島ですが、そもそものきっかけは何だったんですか？

森村　：平成９年に任意組合としてコンバインを導入し機械化組合を発足させ、その後平成１４年にも２台目のコンバインを導入した経過がありました。この２台目を補助事業を使って導入した際に、行政をはじめ様々なところにお世話になったんだから何か恩返しをしなくちゃということで、話が持ち上がったのがきっかけです。地域の公民館前に組合員の水田がまとまっていたので、調整水田として、そこが良いだろうとそんな具合でした。

行政・自治会・子供会も巻きこんだ地域行事

聞き手：でも、よくその後１０年も続きましたね。

森村　：そうですね。まるっきりの持ち出しというわけもでもなく、行政やらＪＡからの援助もあったり、農地・水・環境対策事業が始まってからは、農家

だけでなく自治会や子供会なども巻きこんだ地域行事になってしまいましたしね。地域からの期待もあって、いまさら止められるような状況ではないですよ。

地域資源の一つに

聞き手：大型直売所の周辺環境向上にも一役かっていると聞きますが。

森村　：そうですね。ＪＡの大型農産物直売所「からか一ぜ」の周辺でも遊休農地等を活用した1.3haの規模でコスモス畑づくりに取り組みました。地域外からの集客効果もあったと聞いていますよ。地主には僅かでありましたが小作料も支払えましたしね。

聞き手：もう、そうなってくると地域資源の一つですね。

イベントが巡り巡って後継者確保へ？

聞き手：その他に副次的な効果が何かありましたか？

森村　：確証を得たものではありませんが、もしかしたら後継者確保の手助けになるかもしれません。集落営農関係の資料やその他指導機関の方々の意見では、地域の人的資源を集落営農に取り組むべきとのアドバイスが聞こえてきます。その通りだと思いますが、ただ待っているだけで、そんな人が突然現れて来るわけでもないし、めぼしい者をスカウトしようにも、地域住民を網羅しているわけでもなく現実はけっこう厳しい状況です。

　そんなとき、このようなイベントを通して、後継者候補を物色したり、あたりを付けたりと、そんな接触のチャンスにもなっていますね。実のところ、目を付けている３０代の次世代候補も複数名いるんですよ。地域が活性化してこなければ、後継者も現れてきませんよね。

名称	農事組合法人　田中島
所在地	伊勢崎市田中島
代表者名	森村　逸夫
構成員数	２５名
経営面積	麦２７ha　水稲１３ha
経営内容	水稲、麦
主な機械・設備状況	なし

組合によるコスモスの除草作業

そば加工を柱に６次産業化を目指して

農事組合法人　浜川

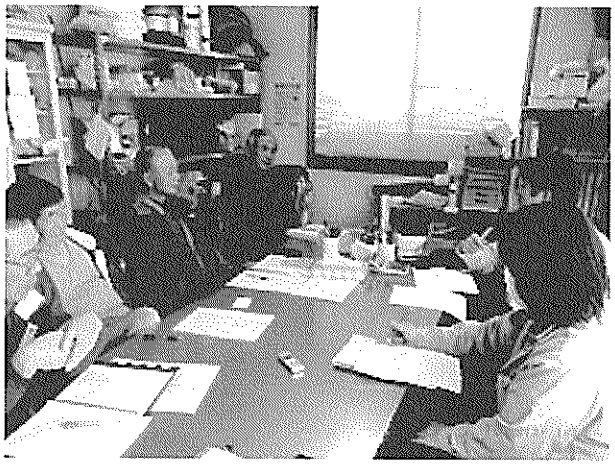

水田転作でソバの栽培を始める

聞き手：まず最初に、農事組合法人浜川でそばの栽培を始められた経緯についてうかがえますか。

中島　：農事組合法人浜川は平成２１年１１月に設立されましたが、元々は機械化組合として昭和５６年に活動を開始しました。当時、組合員の所有していたコンバインと乾燥機を全部整理させ協業組織を立ち上げました。そばの栽培を始めたのは平成９年からです。市役所とＪＡが麦転作の跡を空かせておくのはもったいないので、表作にそばを栽培したらどうかと話をもちかけてきたのがきっかけです。当時、浜川機械化組合は汎用コンバインを所有していたので、当時の組合長も取り組みやすいのではないかと判断しました。当時５ｈａほど栽培したところ思いのほか収量が穫れました。

男性も参加するそば加工

聞き手：そばの加工を始めたのはいつ頃ですか。

中島　：平成９年にそばの栽培を開始したときに、問題となったのが収穫したそばの販売経路についてでした。当時、経済連を通して玄そばの販売を行いましたが、これでは、収益性が低いため、自分たちで蕎麦打ちを始めることを考えました。

平成１０年度に県の補助事業を受けて、製麺機一式と加工所を建てました。当時、機械化組合員の女性５人と男性１人で蕎麦打ちを始めました。

現在、女性２人はリタイアして女性３人と男性１人で、週一回土曜日に蕎麦とうどんの製麺を行っています。

聞き手：男性が蕎麦打ちに参加しているのですか。

中島　：機械で粉をこねるだけでは、生地に充分な粘りがでないので、男性に生地を

練ってもらっています。

そばだけじゃない、うどんも評判に

聞き手：製麺している蕎麦やうどんは、全て農事組合法人浜川で栽培された蕎麦や小麦を原料としているのですか。

中島　：そうです。ちなみに、そば粉は栃木在来・小麦粉は農林６１号を原料にしています。うどんはどうしても農林６１号の評判がいいため、ＪＡに出荷する小麦とは別に、加工用に栽培しています。

うどんの評判も良く、蕎麦より値段が安いせいもあって、むしろ蕎麦以上に売れています。たぶん、茹で方が蕎麦ほど難しくないせいもあるのかもしれないですね。ちなみに蕎麦は１パック４００円、うどんは２５０円で販売しています。１パックは二食入りです。加工した蕎麦やうどんは口コミで直接買いにくるお客さんとＪＡの直売所で販売しています。

聞き手：現在のそばの主な販売は、製麺直売でしょうか。

中島　：いいえ、収穫した蕎麦の７割は、玄そばとして穀物商や蕎麦屋に販売しています。残り３割は製粉しますが、そのうち１トン程度をＪＡに販売し、法人や直売所などでもキロ当たり１０００円で販売しています。

今後は、６次産業（飲食業）に乗り出したい

聞き手：これから、そばの栽培面積は増やしていく予定でしょうか。

中島　：現在農事組合法人浜川では、そばを１０ｈａほど栽培していますが、この面積は殆ど変わっていません。面積的には、水田と畑がほぼ半分づつです。

浜川地区は生産調整を行っていますが、ソバは湿害に弱いので栽培を行う水田はほぼ定着しており、大麦とそばの二毛作体系をとっています。そばの作付跡には小麦を栽培できないので、どうしても作付けできる水田が制約されます。ただし、販路次第では、栽培面積の増加も視野に入れております。

現在、計画しているのは新たな試みとして、農事組合法人浜川としてそば屋を出そうとしています。

名称	農事組合法人浜川
所在地	高崎市浜川町２，１２７－３
代表者名	代表理事　中島幸雄
構成員数	１８人（他雇用３人）
経営面積	小麦：15.1ha、大麦：17.5ha、そば10ha、水稲：7.4ha、作業受託7ha
経営内容	麦類＋水稲＋そば栽培、作業受託（田植・稲刈）、そば加工販売
主な機械・設備状況	トラクター：(25ps～96ps) ７台、コンバイン：５条刈り３台 ６条刈り２台、汎用（刈り幅２m）１台、田植機：６条植え２台、保冷庫２基

気心知れた仲間で一致団結

農事組合法人　西平井

設立総会(H23.12.13)

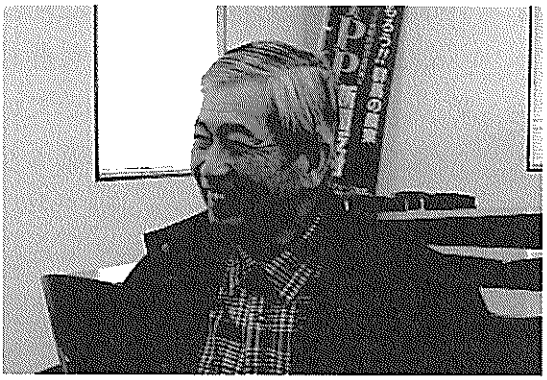

海澤勝利代表理事

水田経営所得安定対策により広域の集落営農組織も生まれたが、広域になったが故に意識統一の難しさを指摘する声も聞こえてくる。農事組合法人　西平井は広域の集落営農組織から分離独立した新法人。同法人の海澤勝利代表理事に法人設立の経緯と今後の方向性について話を聞いた。

法人設立には歴史的背景も重要

聞き手：広域の集落営農から分離し、新たに法人を設立した経緯について教えて下さい。

海澤　：もともとの集落営農組織は水田経営所得安定対策にエントリーするための数合わせ的な広域の組織だったので、意識統一が中々進まなかったんだよね。遅々として進まない大所帯の組織よりも、気心知れた西平井地区だけで話し合ったほうが盛り上るんだよね。そこで、西平井地区だけで水稲の営農組合を設立して、コンバインを導入したんだけど、その盛り上がりのまま法人化を進めた感じかな。集落営農の法人化は、ある意味運命共同体になる訳だけから、理屈だけじゃなく、集落の歴史的な背景だとか、帰属意識だとか、そう言ったものも重要になってくるような気がするね。

８人で一致団結

聞き手：西平井は構成員が８人で、理事監事も８人の体制と聞きますが・・・。

海澤　：そうなんだよね。うちの法人はね、まとまりがいいんだよ。８人の理事監事体制は、８人で一致団結して進めていこうという気持ちのあらわれでもあるのかな。会議ではみんなで意見を出し合って、作業での呼びかけには、みんなで調整しての出役。

でも、仲がいいからと言って運営は、なぁなぁであってはいけないと思うんだよね。追々、法人運営の細則や内規を整理していこうとは考えているよ。

オペの養成も重要だけど事務の養成も重要

聞き手：西平井では、法人登記や税務申告も自前での対応を考えているそうですが。

海　澤：構成員８人だけの小所帯だからね。正直に言うと、そう言ったものにお金をかけられないんだよね。３０～４０人も構成員がいる大所帯のところであれば、頭割りの負担はたいしたことないし、消費税の還付金などが、その費用に充てられるかも知れないけどね。とにかく、出来る限り自前でトライして経費を削減しようと思っているよ。だいたい米麦だけの法人ならば、お金の動きもそんなに激しくないと思うしね。

法人運営では、オペレーター養成の話ばかり出て来るけど、それと同じくらい大切なのは、事務労働が出来る者の養成だと思うよね。たまたま、自分の前職は事務職的な仕事（県職員ＯＢ）で、そう言ったものに慣れているんでね。後継者候補には、オペ養成を行うのと同じように、事務力の養成もやっていかないとね。昔の農家のスタイルはただ田畑で働くだけで、事務的な事は全部農協任せで済んでいたけど、法人化した以上そうは行かないよね。事務労働も自分の所でやっていかないとね。それが自分の考える法人運営だと思うんだよね。

目に見えて減少する麦に危機感

聞き手：当面の課題や方向性は何ですか？

海澤　：当面は米麦主体でやっていきたいけど、米粉用米、飼料米とかはうまく組み入れていきたいね。それと、もう少し麦作の規模を広げてもいいのかなと思うよ。地域の麦が目に見えて減少しているんだよね。少なからず危機感を感じるよ。まずは条件の良いところになってしまうと思うけど、麦作の減少を法人の力で阻止できればとも考えているよ。

名称	農事組合法人　西平井　（法人設立　Ｈ２３年）
所在地	藤岡市西平井
代表者名	海澤　勝利氏
構成員数	８人
経営面積	３ha
経営内容	水稲、麦、飼料用米、米粉用米、農作業受託
主な機械・設備状況	コンバイン１台、トラクター等他の機械は構成員からのリース

２５年以上も前から加工に取り組む６次産業化の草分け

有限会社　たけやま　（中之条町）

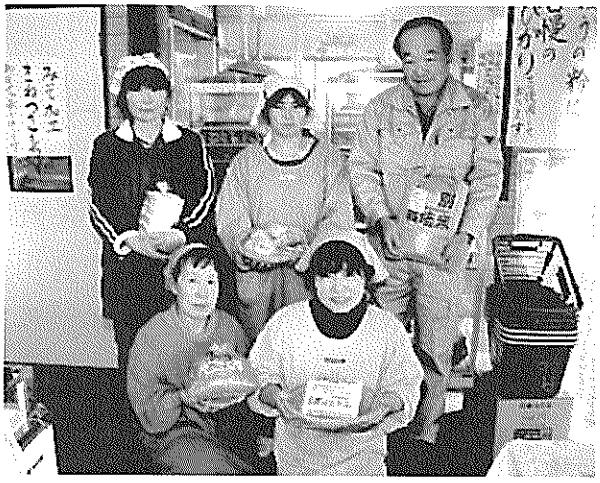

中山間地：中之条で、今、はやりの「６次産業化」に、２５年以上も前から取り組む、「(有)たけやま」の２代目の社長で、自らは専業で露地花き経営を行う斉藤千晴さんに、設立からこれまでのご苦労や、運営の考え方、今後の挑戦などについて、お話を伺いました。

直売・加工担当の女性陣に囲まれる斉藤社長

種子不合格の大豆を逆手に、ゼロからの出発

聞き手：たけやまは、生産ー加工ー販売という６次産業化を２５年以上も前から取り組んでいますが、始めたきっかけは？

斉藤　：この辺りは、昭和５０年代頃、大豆の採種ほをやってたけれど、種子の検査は厳しく、手選別をしても不合格の大豆が大量に発生してたんだよね。ある時、初代社長の斉藤栄さん達と、地区の仲間でワイワイやってたら、「規格外の大豆を加工してみね～かや～」という話が出て、地区の全戸（５１戸）に声を掛けたところ、７戸の有志が手を挙げたのが、「(有)たけやま」の始まりだいね。

聞き手：始めから大規模にスタートしたのですか。

斉藤　：当初の目的は、農家の手作りの味を伝承できるように、自家用味噌・豆腐の加工を考えていたんさね～。だから、小さな加工場からスタートしたんだよ。でも、自家用で消費できないものを、地元の直売所に出したところ良く売れたんで、注文を取って販売することにしたんだよね。大豆も、始めは、空いた畑を使って共同で栽培した３０ａだけだった。でも、うちは、スタートから、作業は全部共同、費用も利益も全部プール計算でやってきたんだよね。主に男性陣が農場を担当し、女性パワーが加工を担当する形だったね。

一生懸命やっていると、助けてくれる人がいる

聞き手：大豆加工をスタートに、その後どんな経緯で経営を拡大したんですか？

斉藤　：ひょんなきっかけから、「デパートのイベントで、まんじゅうを作って売って欲しい」という話が舞い込み、「やってみるか～」ということで、今度は「田舎まんじゅう」にも挑戦することになったんだよ。初めは、こんなもんが売れ

るんかな～と思ったが、まんじゅうは飛ぶように売れ、固定客も付き、お客さんから「店を出して欲しい」と言われるようになったんさ。そこで、平成３年に補助事業を活用して、加工所と直売所を併設した、「農家のお店たけやま」を建設し、本格的に生産・加工・販売に乗り出すことになったんだよ。

聞き手：大豆だけでなく、ソバや米、麦なども作ってますね。

斉藤　：大豆栽培が本格化した頃、連作障害が出始めたので、輪作にソバを導入したところ、今度は、ソバで地域興しを考えていた町役場の目にとまり、町を挙げて本格的にソバ栽培に取り組むことになったんだ。今では、ソバも農場の１つの柱になり、大豆－麦－ソバの２年３作体系が確立されている。周りの人も、我が社の取り組みを理解してくれ、毎年、「農地を借りてくれ」という話が来て、初めは３０ａだったものが、現在では農場が１２ｈａまで広がり、米、小麦、大麦、大豆、ソバ、サツマイモ、大根、露地ギクなど延べ１５ｈａを作付けしているよ。

一生懸命やっていたら、いろいろなタイミングで、同級生や地元の人、役場、ＪＡ、普及センターなど、みんなが助けてくれたんさね～！

ソバ栽培を始めた頃のスナップ

ずっと挑戦し続ける

聞き手：たけやまは、まんじゅうや味噌などの定番商品が定着していますね？

斉藤　：味噌・豆腐、まんじゅう、と加工品の柱ができたけれど、やはり、時代の流れがあり、売れ行きにも波があるから、売れ行きを見ながら、常に新しい商品や売り方を考えていく必要があるよね。平成８年には米を導入したが、当時はまだあまり売れなかった。そこで、モチ加工を始めたところ、お客さんが年々増え、本格的な機械を導入して注文販売を始めた。年末は、正月用のモチで大忙しだよ。

聞き手：新しい加工品目の導入検討は、どうやっているんですか？

斉藤　：毎年、１回慰労を兼ねて、従業員も含めて全国各地を視察しているんだけど、各地の新しい取り組みを見て、試行錯誤を繰り返す中から、いくつか売り物になってきたんだ。例えば、弁当がそうだよね。直売所にはバリエーションが必要だし、新商品を出すことで、客層が広がり、新たなお客さんが来るようになる。何もしないと、人は引いていくからね。

現在の加工品は、味噌、豆腐、納豆、モチ、弁当、乾燥芋など。

特別栽培だからといってすぐに売れはしない

聞き手：特別栽培の県の認証制度ができたと同時に取り組まれていますが、苦労はありませんでしたか？

斉藤　：普及センターの進めで、平成１４年から、特別栽培を取り入れ、試験を重ねながら拡大してきたんさね～。今では、米、麦、大豆、ソバで、県認証の特別栽培を行っていて、平成２０年には、環境保全型農業推進コンクールで農林大臣賞もいただいた。でも、初めは、栽培で苦労する割には、あまり売れなかったんだよ。それもそのはず、お客さんは、そもそも特別栽培自体を知らないのだから。

そこで、毎年開催している、直売所の感謝祭で、試食品を配ったり、アンケートを取ったりして、自分たちでＰＲしたら、何年かして、やっと定着してきたね。加工原料を買った方が、安いものもあるけれども、自分たちが特別栽培で作ったものを使って加工することに大きな意味があり、また、自分たちで作ったり地元産を使うことで、地元にもお金が落ちるからね。

雇用は、技術の伝承と通年の仕事の量がポイント

斉藤　：現在は、店舗で加工しながら直売する女性従業員が４人、農場は男性が２人で計６人。年齢のバランスを考えて、若い世代に徐々に技術を伝承できるように考えてるよ。今では、農場は、農林大ＯＢの３０代の青年が中心となって延べ１５ｈａを切り盛りしているんだ。もちろん、忙しいときには、構成員が出て作業も分担する。そもそも、法人の構成員５人は、たけやまとは別に、それぞれ、シイタケ・イチゴ・水稲・花・野菜などに取り組む専業農家なので、人手が必要なときには、構成員だけでなく、地元の人やシルバー人材センターも活用しているんだよね。

常時雇用を考えるときには、通年の仕事量をよく考える必要があるよね。我が社では、農場管理－加工－直売の中で、通年の雇用が成り立っているんさ～。

名称	有限会社　たけやま（法人設立　Ｈ１３年）
所在地	中之条町　青山（農場は美野原）
代表者名	斉藤　千晴氏
構成員数	５人
経営面積	１２ha
経営内容	水稲、麦、大豆、さつまいも、大根、露地ギク　など
主な機械・設備状況	乾燥施設１６５㎡、加工施設２６５㎡、直売所９９㎡ トラクター２台、乗用管理機１台、トラック１台、 汎用型コンバイン１台、乾燥機４台　など

中山間の果樹地帯で地域貢献する水稲農作業受託法人

農事組合法人　ほっちみずほ組合（沼田市、１号法人）

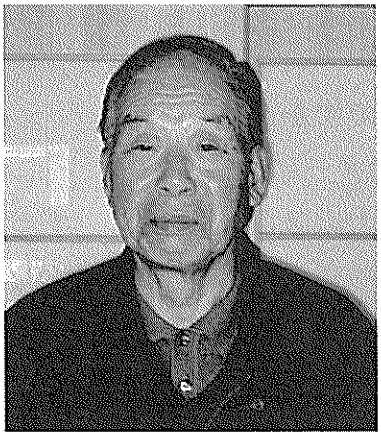

芝崎組合長

県内でも有数の果樹産地「フルーツランド池田」地区の水田作業を一手に引き受ける（農）ほっちみずほ組合の２代目組合長で、自らも、サクランボ経営を行う、芝崎　滋さんに、組織化のきっかけ、法人運営、基本方針などについて、伺いました。

全ての始まりは基盤整備

聞き手：沼田市という中山間地で、組織化したきっかけを教えてください。

芝崎　：平成８年当時、この地区は、基盤整備に取り組んでいたんだよね。だけど、平均耕作面積４３ａと小規模で、個々に機械を買ったのでは、機械化貧乏になってしまうことや、関係機関からの勧めもあって、地区の全員に声を掛け、個人の機械は買わずに、共同利用機械を導入することにしたんだよ。

それに、この時、ブドウ栽培も新たに導入され、現在では、プラム、さくらんぼ、ブルーベリー、リンゴなど観光農業で地域が活性化しているんだよね。おそらく、基盤整備がなかったら、今のような取り組みはなかっただろうね～。やっぱり、何事もきっかけは重要だね。

聞き手：振り返ってみて、組織化したことをどう思いますか？

芝崎　：ほかの地区で、１ｈａ規模でコンバインなどの機械を装備した人が、「採算が合わない」と嘆いているのを見ると、組合を組織して正解だったなと思うよ。

構成員全員が一丸となって取り組む

聞き手：ほっちみずほ組合が目指す、基本的な考え方は？

芝崎　：ほっちみずほ組合の基本方針は、

①うまい米作りを基本とし、共有機械の効率利用により生まれる余剰労力を果樹・野菜栽培に取り入れ、複合経営の確立を図る

②年２回の全組合員出役で、格納庫・農機整備を行い、共同の精神を養う

③総会で、経営内容・財務状況をよく説明し、経営の透明性を組合員全員に知らせ、組合員全員が組合の健全化と向上に努める　　などだね～。

この組合は、専業農家だけでなく、会社員、ＪＡ職員ＯＢ、公務員ＯＢ、元農業高校教師など人材も豊富で、構成員それぞれが技術と知恵を出し合うことでうまくいっているんじゃないかな。

組合内の人材を活用して、会計・税申告は自力でやっている

聞き手：法人としての会計・税申告はどのようにしているのですか？

芝崎　：設立当時、私が会計を仰せつかり、税務署や普及センターにお世話になって、何とか自力で初めての税申告を行った。その後も税理士の世話にならず、ずっと自力でやってきたんさね～。数年前、組合の皆さんから、「会計の後継者を育てなくては！」という話があって、公務員を定年退職して帰農した組合員に会計になってもらうことにした。その後、１年間は協力し合って会計・税務を行い、無事引き継ぐことが出来たんだ。組合員には豊富な人材がいるので、手分けして活躍してもらった方がいいね。

構成員が規模拡大して農地を吸収

聞き手：組合に「田んぼを借りて欲しい」なんて言う要望はありませんか？

芝崎　：員外は別料金の設定をしているけど、員外の面積が徐々に増加してきて、現在は、延べ作業面積６５ｈａ、うちコンバイン収穫が２７ｈａだね。最近は、「組合に水田ごと預けたい」という人が出てきているけど、その都度組合員で話し合って調整し、余裕のある組合員が個人として利用権設定して耕作・ほ場管理し、機械作業は、組合が受託する形で受け入れている。徐々に、組合員の耕作面積は増えてきているね。

当面は、このまま作業受託の１号法人で行こうと思っているよ。

オペレーターのバトンタッチ！これが組織の良いところ！

聞き手：若いオペレーターも確保しているようですね？

芝崎　：オペレーターは、体力に応じて出役してもらっているが、これまでの１５年間、順調に確保してきている。最近、ブドウ農家に若い後継者が入っているので、お願いしてオペレーターになってもらったんだよね。継続的にオペレーターを養成するため、大特・けん引の免許を取りに行く人には、組合から５万円を援助することにしている。

組合の良いところは、人が変わっても、組織は変わらないこと。個人経営では、後継者がいなければこうはいかない。これからも、次から次へとバトンタッチできるような組織にしていきたいね。

機械は、補助金を使わずに自力で更新

聞き手：機械導入の資金はどうされていますか？

芝崎　：組織を立ち上げた時には、国、県、市の補助金を活用して、作業所を兼ねた格納庫、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機などを導入したけど、その後の更新は、全て自力で、制度資金を活用しながら行っているんだよね。自力で更新・導入した機械としては、６条植え田植機３台、４条刈りコンバイン４台、フォークリフト、籾すり機２台などで、トラクター、乾燥機以外は、ほぼ更新したね。

オペレーターや出役の時給を高めに設定して、地元に利益還元しているけれど、法人経営も順調なので、機械の更新もこれまで問題なくやってきたよ。

果樹地帯・美味しい米の産地ならではの地域貢献

聞き手：池田地区は、県内有数の果樹地帯ですが、地域との関係はどうですか？

芝崎　：ここは果樹農家が多いけど、果樹の専業農家でも、水田面積は小規模。ほっちみずほ組合に水稲の作業を委託することで、田んぼの機械への投資はいらなくなるし、果樹の作業に専念できることもメリット。それに、直売所の固定客に果物だけでなく自家産の美味しい米も販売できる。組合の方では、機械の有効活用が図れ、受託収入が増えるということで、果樹地帯・美味しい米の産地ならではの連携体制ができているね。

名称	農事組合法人　ほっちみずほ組合（法人設立　H9年）
所在地	沼田市　下発知町
代表者名	芝崎　滋氏
構成員数	２３人
経営面積	（農作業受託面積　延べ６５ha）
経営内容	農作業受託
主な機械・設備状況	格納庫３６０㎡、トラクター１台、田植機３台、コンバイン３台、乾燥機７台、籾すり機２台、フォークリフト１台　など

担い手に対する農地の面的集積に向けて

休泊地区農用地利用調整組合

休泊地域の水田農業を考える会

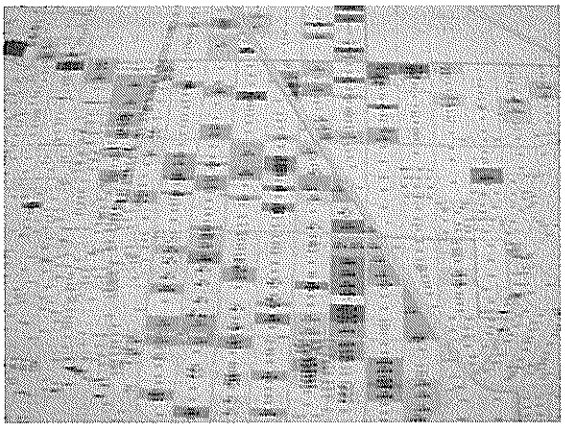

色別に塗り分けられた担い手農地

担い手リーダーの強い思いが形になった！

太田市休泊地区は、土地基盤整備後の３００ｈａを超える市内有数の穀倉地帯だが、集落営農組織や認定農業者等の担い手農地が分散し、作業効率の悪化や規模拡大の限界など問題を抱えていた。

「このままでは、将来にわたって休泊地区の水田を守っていけない」「担い手同士で農地の利用調整について話し合えないか」という強い危機感と思いを持ったリーダーの呼びかけにより、ＪＡ太田市休泊支所農事支部長協議会が中心となり、地区の水田農業の担い手、関係機関を一同に介した「休泊地域の水田農業を考える会」を開催、問題解決に向けた検討を重ねてきた。

検討の結果、担い手がお互いに農地の利用調整を話し合える場として、地区内に農用地利用調整組織を設立し、農地の面的集積に向けた活動を行うことになった。

皆も同じ思いがあった！（休泊地域の水田農業を考える会）

第１回目の「休泊地域の水田農業を考える会」は８月に開催され、休泊地域における水田農業の抱える問題点の意見交換を行った。担い手からは、「水田農業のビジョンが必要」、「ほ場が分散し、借り手が大変」、「農用地の利用調整組織の設立が必要」、「水系別に栽培品目の団地化が必要」などの意見が多く出され、農用地利用調整組織の必要性を認識した検討会になった。

第２回目は、９月に開催し、農用地利用調整組織のイメージや組織の取り組み事項、組織設立スケジュール等の検討を行った（図１参照）。一方、地域内で合意を得るため、水田所有者・耕作者へのチラシ配布やＪＡ広報誌への掲載も行った。

第３回目を１２月に開催し、組織設立の合意形成に向け検討を行った結果、２月

の設立総会開催と組織の役員構成が決定された。

組織で何を取り組むか（休泊地区農用地利用調整組合の取り組み内容）

休泊地区農用地利用調整組合は、休泊地域の水田農業が抱える問題点、①担い手の高齢化や後継者不足、②農用地の面的な利用集積の遅れ、③遊休農地の発生　等に対し、農用地の効率的かつ総合的な利用を図り、生産性の高い水田農業を実現するため、地権者の理解と信頼関係に基づく協力関係を深めながら、下図の取り組みを進めることにした。

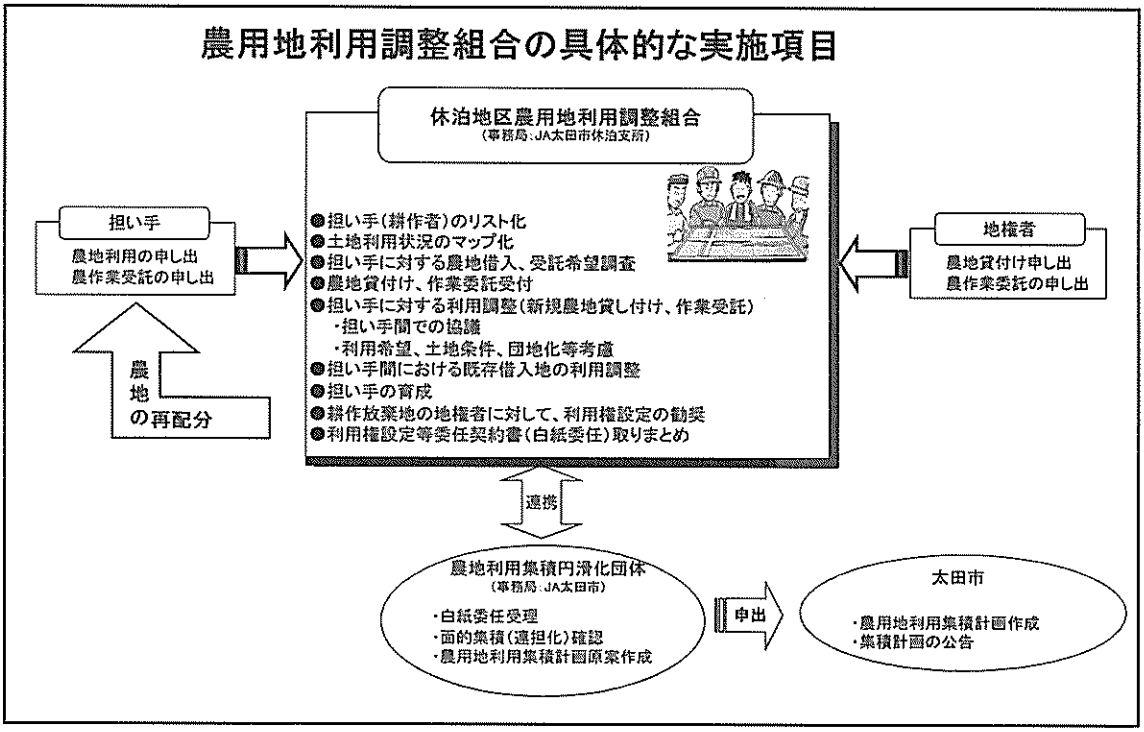

できる事からまずはやってみる（利用調整の方法）

利用調整により、担い手の面積が増えたり減ったりという利害が発生することも予想される。地権者は誰には貸すけど誰には貸したくないという希望もあるだろう。

でも、それを乗り越えないと利用調整はできないという役員の強い思いから、組合の利用調整会議において、色別に塗り分けられた担い手農地の地図を基にし、役員を中心とした担い手間で利用調整を行うことから始めることにした。調整が図られた場合は、地権者の同意を得ながら、農地利用集積円滑化事業の白紙委任を通じ、担い手に利用権設定を行っていく予定である（図２参照）。

名称	休泊地区農用地利用調整組合
所在地	太田市龍舞町2357-3（ＪＡ太田市休泊支所内）
代表者名	丸山　勝明
構成員数	約５０名

図 1

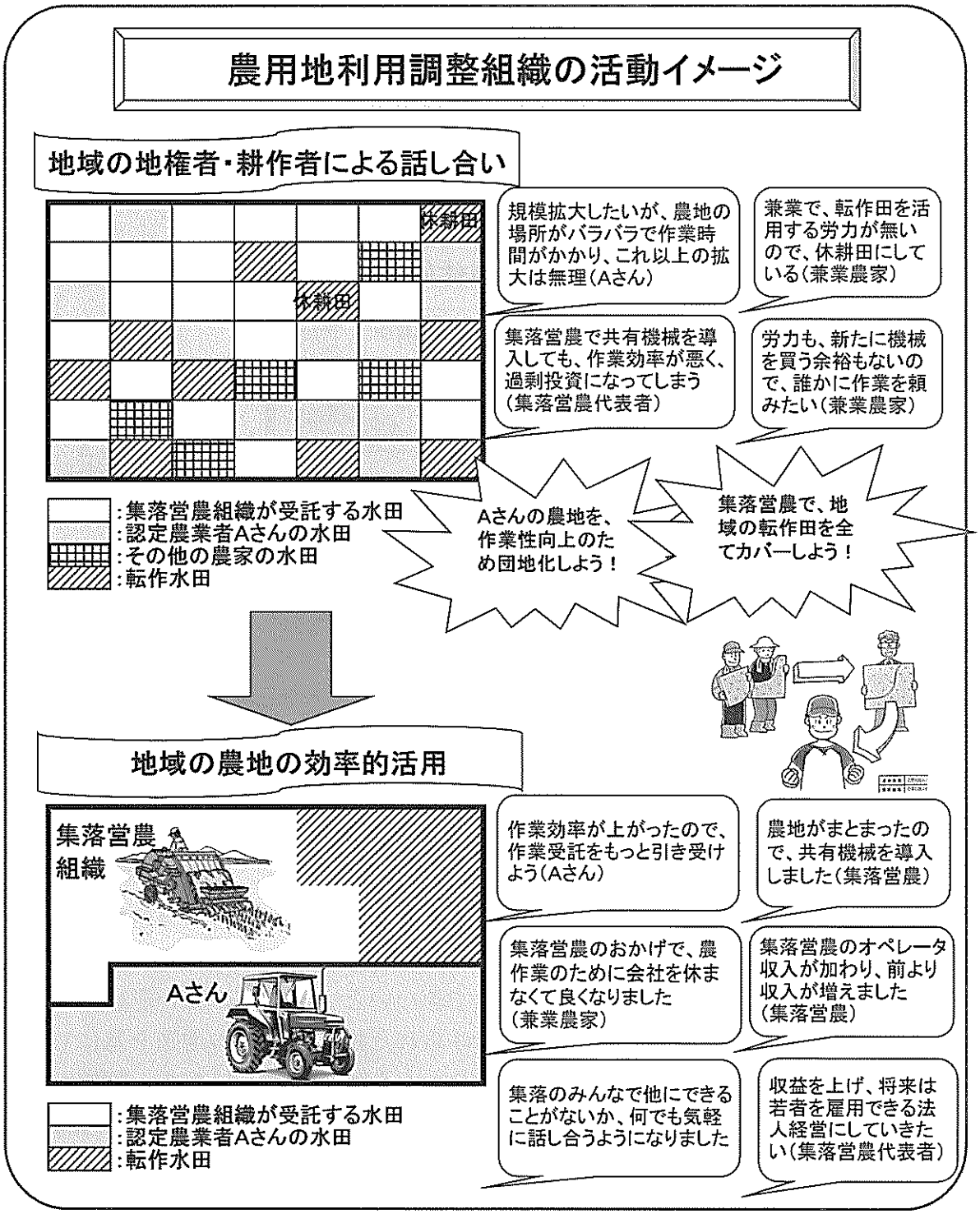
農用地利用調整組織の活動イメージ
地域の地権者・耕作者による話し合い
休耕田
休耕田
規模拡大したいが、農地の場所がバラバラで作業時間がかかり、これ以上の拡大は無理（Aさん）
兼業で、転作田を活用する労力が無いので、休耕田にしている（兼業農家）
集落営農で共有機械を導入しても、作業効率が悪く、過剰投資になってしまう（集落営農代表者）
労力も、新たに機械を買う余裕もないので、誰かに作業を頼みたい（兼業農家）
Aさんの農地を、作業性向上のため団地化しよう！
集落営農で、地域の転作田を全てカバーしよう！
：集落営農組織が受託する水田
：認定農業者Aさんの水田
：その他の農家の水田
：転作水田
地域の農地の効率的活用
集落営農組織
Aさん
作業効率が上がったので、作業受託をもっと引き受けよう（Aさん）
農地がまとまったので、共有機械を導入しました（集落営農）
集落営農のおかげで、農作業のために会社を休まなくて良くなりました（兼業農家）
集落営農のオペレータ収入が加わり、前より収入が増えました（集落営農）
集落のみんなで他にできることがないか、何でも気軽に話し合うようになりました
収益を上げ、将来は若者を雇用できる法人経営にしていきたい（集落営農代表者）
：集落営農組織が受託する水田
：認定農業者Aさんの水田
：転作水田

図 2

農地利用集積円滑化事業の活用による面的集積
（農地所有者代理事業）

内容

○地域内の農地を一括して引き受けて、まとまった形で担い手に再配分を行う仕組み
（農業経営基盤法第4条）
○農地の所有者の委任（利用権設定の相手方を特定しない白紙委任）を受けて、その者を代理して農地の貸付け又は農作業の委託を行う事業

制度の仕組み

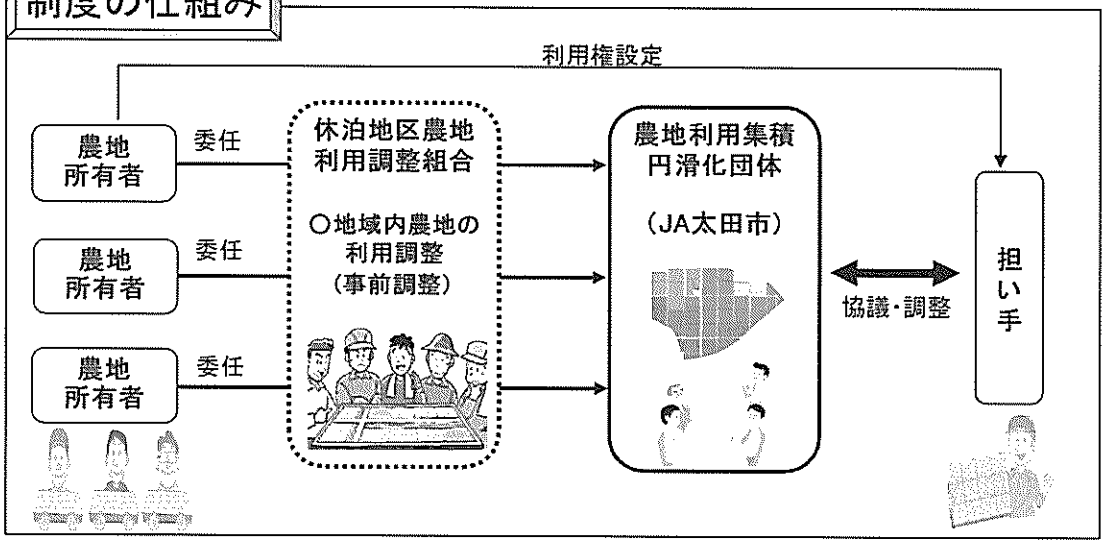

事業のメリット

○農地所有者
・自ら貸付先を探す必要もなく、安心して農地を任せられる。
・組合及び団体が調整することにより、近所の農家に貸したくないなどの心理的抵抗感や、軋轢を緩和することができる。

○担い手
・多数の農地所有者と交渉する必要もなく、バラバラになっている農地を面的にまとめることにより、効率的な農作業が可能となり生産性が向上する。
・面的集積により規模拡大と作業効率の向上が可能。

ポイント

○利用権設定の相手方を特定しない白紙委任のため、農地所有者の理解醸成が不可欠

県東端のリーディングカンパニー

農事組合法人　大荷場麦作組合

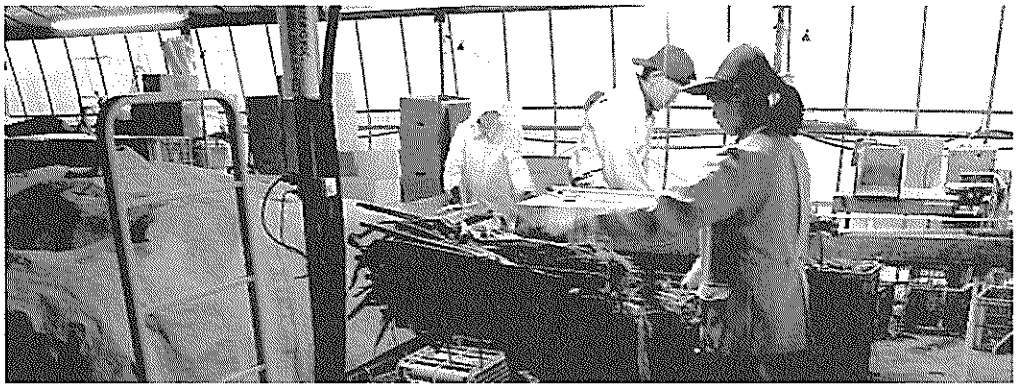

おそろいの制服でネギの出荷調整を行うスタッフ

「関係機関の言っていることをそのまま実践して来ちゃっただけんなんだよ。特別な事はしちゃいないよ。」と謙遜しながらも快活に話す石山清一代表理事。麦に始まり、飼料イネ、野菜導入と積極姿勢で躍進を遂げる県東端のリーディングカンパニー(先駆的牽引組織)に話を聞いた。

きっかけは、平成１２年秋のフェーン現象

聞き手：法人設立のきっかけはどういったものなのですか？

石山　：きっかけは、忘れもしない平成１２年秋のフェーン現象だよ。登熟期をむかえた水稲に乾いた熱風が吹いて、その年は乳白粒や死米がぐっと増えちまって、品質はガタ落ち、大きな被害を受けたんだよね。どちらかと言えば、生産調整の取組は低い地域だったんだけど、これを機に地域で話し合いをしたら、生産調整で所得を維持して行こうという流れになったんだ。その結果、任意組合の大荷場麦作組合が結成されて、現在の母体となったんだ。法人化は平成１７年だったかな。関係機関の勧めもあったし、いろんな情勢を考えると、これからは法人化するしかないかなぁ、という判断だったよ。

リーディングカンパニー（先駆的牽引組織）の辛さ

聞き手：大荷場では県内に先駆けて野菜導入や従業員の雇用など様々な取組を行っていますが・・。

石山　：いろいろ言われるけど、関係機関の言っていることをそのまま実践して来ちゃっただけなんだよ。特別な事はしちゃいないよ。まぁ、その決断が良かったんだか、悪かったのか、正直まだわからねぇけど、良かったと言え

るようにがんばって行くしかねえよな。でも、いろいろ問題もあったよ。農事組合法人自体がまだ珍しかったからというのもあるのかなぁ。税務署の調査が入ったり、この前は社会保険事務所の調べが入ったよ。まぁ一人前の会社として認められている証かも知れねぇけどね。新しい法人には、こういう指導もした方がいいと思うよ。

聞き手　：リーディングカンパニーの辛さですかね。

北陸金沢との業者とも契約

聞き手：野菜導入が進んでいますが、どんな状況ですか？

石山　：麦や飼料イネだけの稼ぎじゃ、先細りを感じていたしね。法人化した平成１７年頃からちょぼちょぼと始めていたんだけど、本格導入は平成２０年頃からかな。現状の野菜の経営面積は、ネギ3.5ha、赤ダイコン1.3ha、玉ねぎ1.5ha ぐらいだよ。青果問屋が間に入って、埼玉県のラーメンチェーンや遠く北陸の金沢の業者とも契約しているよ。名前は麦作組合だけど、出荷調製の作業所を2カ所にまで増設しちまったし、売上額が逆転して野菜の法人になっちまったよ。

新しく入ってきたうちの従業員は４大卒だよ

聞き手：従業員の方の揃いの制服が、なかなかきまっていますね。

石山　：そうだろ。いわば、会社経営なんだから、ビシッとユニフォームで決めねぇとな。今、従業員は１３名で、地域内のお母さんたちのパートがメインだけど、そんでも正社員は５名いるよ。最近は農業を志す若けぇのも増えているし、２０代の女の子もいるよ。新しく入ってきたうちの若い従業員はみんな４大卒でしっかりしていて立派だよ。うちの法人への就職希望の若者が増えててさ、全部は受け入れられないけど、ここで農業を学んで独立したいって言ってるから、しっかり支援をしていかなきゃと思ってるんだ。まだまだ農業も捨てたもんじゃないよ。

名称	農事組合法人　大荷場麦作組合　(法人設立　H17年)
所在地	板倉町
代表者名	石山　清一
構成員数	３５人　(周年雇用１３人)
経営面積	６３ha
経営内容	麦類、飼料イネ、加工用米、野菜類
主な機械・設備状況	トラクター1台、飼料イネ収穫機1台、田植機1台、乗用管理機2台、ブームスプレーヤ2台、ラッピングマシーン1台、他作業機数種所有

農作業の省力化による生産コストの低減

構成農家に個別経営の問題点、組織として合理化した場合のメリットなどを提示し、「枝番方式」から脱却。同時に、組織による農作業受託を加速化。

【類型】 水稲

【組織名】アグリ笹森（ささもり）（平成18年10月設立）
＜特定農業法人＞
【所　在】岩手県奥州市
【農業地域類型】中間農業地域
【構成農家戸数】　27戸

【経営規模】
水稲　　39ha

設立の経緯

○　ほ場整備事業の導入を契機に、農地の利用調整や計画的な作付を行うため、平成15年に農用地利用改善団体と特定農業団体を設立。
○　農家の後継者不足が深刻化する中、地域農業の担い手としての機能を強化するため、法人化計画を前倒しし、平成18年に法人化（特定農業法人）。

取組の特徴・効果

○　特定農業団体の設立当初は、水稲部門で個別営農スタイルが継続していた（枝番）が、構成員農家に対して、個別経営収支の実態（赤字）と組織として合理化した場合のコスト削減などのメリットを説明。
○　その結果、農家のコスト意識が芽生え、組織としての農作業受託が加速化した。農家個々で農業機械を更新しない取り決めを交わし、協業化が進展。
○　法人化の際には、初期投資の負担軽減を図るため、個別農家が所有していた機械を当面借り上げて使用。
○　水稲の栽培方法を統一し、全面積で特別栽培米に取り組んでいるほか、ＪＡを通じた外食業者との契約取引により安定的な収益を確保。

農水省HP　集落営農の組織化・経営発展取組事例より引用

農業後継者の育成

全ての組合員をオペレーターと位置付けることで各年代を確保するとともに、技術継承と世代交代をスムーズに推進。

【類型】 水稲 ＋ 大豆

【組織名】農事組合法人 広谷（ひろたに）営農（平成20年１月設立）
＜特定農業法人＞
【所　在】富山県南砺市
【農業地域類型】中間農業地域
【構成農家戸数】　29戸

【経営規模】
水稲　31ha
大豆　7ha

収穫の秋　稲刈り後のはさ掛け（乾燥）風景

設立の経緯

○　集落内のすべての農家（兼業農家）が参加し、任意組織を設立。その後、特定農業法人として平成20年に法人化。

取組の特徴・効果

○　全組合員の自宅にFAXを配置し、迅速に営農情報等を提供。これにより、組合員の技術を平準化するとともに、意思疎通を円滑化。
○　組合員全てをオペレーターと位置付けることで、多様な年代層の農家を確保し、技術継承や世代交代をスムーズに実施。
○　大型農業機械は全て組織所有。また、水稲直播栽培を取り入れ、省力化や低コスト化を実現。
○　土づくりのため、集落内畜産農家と連携して堆肥を調達。

農水省HP　集落営農の組織化・経営発展取組事例より引用

女性・高齢者の活用

年齢、作業能力等に応じた役割分担により構成員のやりがいを創出。集落１農場方式で土地利用を集団化し、作業効率を向上することで所得を確保。

【類型】 水稲 ＋ 小麦（さこうど） ＋ 大豆 ＋ 野菜（露地・ハウス）

【組織名】農事組合法人 酒人ふぁ～む（平成15年１月設立）
＜特定農業法人＞
【所　在】滋賀県甲賀市
【農業地域類型】平地農業地域
【構成農家戸数】　56戸

【経営規模】

水稲	22.4ha
小麦	13.7ha
大豆	14.7ha
露地野菜	2.5ha
ハウス野菜	0.3ha

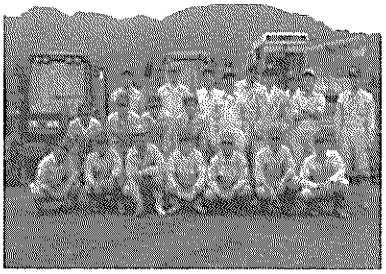

オペレーターグループ

ハウス野菜栽培

設立の経緯

○　高齢化・後継者不足が深刻化する総兼業の水田集落の担い手として、集落１農場方式による営農を実現するため、平成15年に法人を設立。

取組の特徴・効果

○　年齢、作業能力等に応じた役割分担により、構成員のやりがいや生きがいを創出しながら、集落の全員参加によって地域の農業と農地を維持（集落内農地の約８割を耕作）。

○　水田（水稲・小麦・大豆）の基幹作業については、青年・壮年男性がオペレーターとなり、土日を中心に大型機械を利用して効率的に作業を実施。

○　手間のかかるハウス野菜は、意欲のある女性・高齢者が担当。露地野菜と水管理、草取り等の作業は65歳以上の高齢者が担当（85歳以上もボランティアとしてごく軽い作業に参加）。各構成員に無理なく働いてもらい、かつ、充実感・満足感が得られるように工夫。

○　この結果、構成員１戸当たり平均0.7ha規模で、平均所得は約37万円（従事分量配当：約27万円、地代：約11万円）を実現（平成18年度）。
（参考）0.5～1.0ha規模の水稲作付による平均農業所得は14.5万円程度（平成18年産）。

農水省HP　集落営農の組織化・経営発展取組事例より引用

農業後継者の育成

構成員がそれぞれの得意分野を活かして役割分担（勤務先で経理経験のある兼業農家が経理事務を担当）。

【類型】 水稲 ＋ 飼料作物

【組織名】農事組合法人二条窪（にじょうくぼ）（平成18年12月設立）
＜特定農業法人＞
【所在地】山口長門市
【農業地域類型】中間農業地域
【構成農家戸数】 13戸

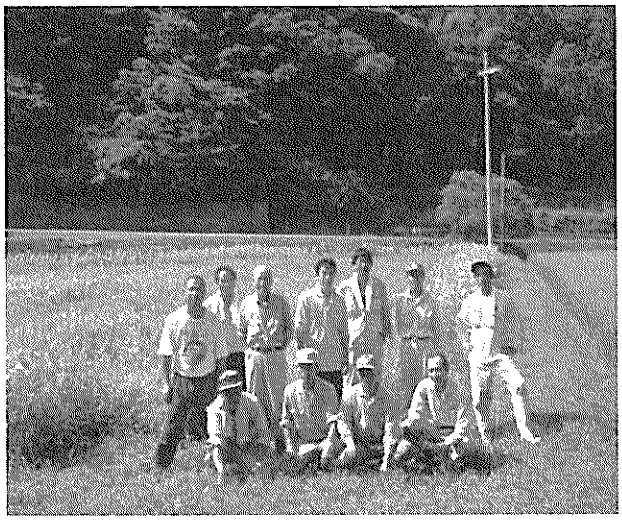

【経営規模】

水稲	9ha
飼料作物	0.6ha

設立の経緯

○ 高齢化等で、個人で農地を維持していくのが困難な状況となってきたため、集落内で話し合いを重ね、平成18年に法人を設立。

取組の特徴・効果

○ 経理面の精通者がおらず、事務処理に不安があったが、組織内の話し合いにより、勤務先で経理経験のある兼業農家を探しあて、経理事務を担当してもらうことに。

○ 水稲作については、組織としてエコファーマーを取得し、安全で高品質な稲作を展開。

○ 構成員の多くがサラリーマンであるため、作業は綿密な計画の下、短期集中で一斉に実施。

○ 今後は、近隣の畜産農家との耕畜連携を密にし、作物の作付面積を拡大させ、稲わらと堆肥の交換により地力を増進。

農水省HP 集落営農の組織化・経営発展取組事例より引用

農業後継者の育成

専業・兼業の区別なく30～50歳代のオペレーターを育成・確保。機械利用組合の設立により、他出した後継者の通勤農業も可能に。

【類型】 麦 ＋ 大豆 ＋ 水稲

【組織名】小松（こまつ）共同機械利用組合（平成16年7月設立）
＜任意組織（特定農業団体と同様の要件を満たす組織）＞
【所　在】佐賀県佐賀市
【農業地域類型】平地農業地域
【構成農家戸数】　33戸

【経営規模】

麦	42ha
大豆	15ha
水稲	30ha

（田植え・防除・刈取・脱穀）

農業用機械・格納庫

設立の経緯

○　麦・大豆の全作業受託や水稲の部分作業受託により、水稲・麦・大豆の団地化と輪作体系による効率的な農業を確立するため、平成16年に組織を設立。

取組の特徴・効果

○　個人所有の農業用機械の組織へのリースを進めつつ、個人所有のコンバインを全廃。補助事業を活用して計画的に高性能大型農業機械を導入し、コスト低減を実現。

○　基幹作業はオペレーターが担当するとともに、女性や高齢者は共同作業の補助員として出役。これにより、全組合員に利益を還元。

○　オペレーターは60歳定年制を導入し、専業・兼業の区別なく30～50歳代の15名を確保。他出した後継者の通勤農業も可能に。高齢者は若手の育成指導や作業補助員としての役割分担を行い、やりがいを創出。

○　稲わらは耕畜連携により堆肥として土壌還元、麦わらは全量を鋤き込む。側条施肥により化学肥料を２割削減するなど、環境に配慮した農業を実践。

農水省HP　集落営農の組織化・経営発展取組事例より引用

農作業の省力化による生産コストの低減

ＧＩＳを活用して、米・麦・大豆の団地化を行い、作業を効率化。

【類型】 水稲 ＋ 麦 ＋ 大豆

【組織名】中村（なかむら）集落営農組合（平成18年８月設立）
＜任意組織（特定農業団体と同様の要件を満たす組織）＞
【所在地】佐賀県佐賀市
【農業地域類型】平地農業地域
【構成農家戸数】 33戸

【経営規模】

水稲	53ha
麦	60ha
大豆	15ha

機械点検・清掃作業

設立の経緯

○ 従来からの機械利用組合（４つ）をベースとし、水田経営所得安定対策の導入を契機に、平成18年に組織を設立。

取組の特徴・効果

○ 地理情報システム（ＧＩＳ）を活用し、管内380筆のほ場情報を管理。これを基に、米、麦、大豆の作物品種別の団地化を進め、機械の移動時間の最小化や、生産資材の統一化などに取り組み、効率的な作業体系を確立。

○ 地理情報の活用によって、各ほ場の土壌分析、適性施用、生産資材の輸送などの作業が効率化し、コストが低下。

○ 従来、米、麦、大豆やその他の園芸作物（イチゴ、花卉、アスパラガスなど）を生産していた複合専業農家は、米・麦・大豆部門が集落営農組織による協業化によって省力化したため、その余力で各専門部門の生産に集中することが可能になった。

○ 畦畔にセンチピードグラス（芝状の植物で雑草が生えにくい）を移植し、草刈りなどの労力を軽減。非農家との交流を通じて、農地・水・環境保全向上対策にも取り組む。

農水省HP 集落営農の組織化・経営発展取組事例より引用

第三部　様式集

この様式集は、実際に使用されている様式等を参考に掲載してありますので、組織の実情に応じて活用してください。

（農）　中長期計画

基本方針（スローガン）	

項目	考え方	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
ひと（役員・オペレーター等）						
もの（機械・施設等）						
土地						
生産・販売						
備考						

年次別施設・機械導入計画（例）

農事組合法人◎◎

区分	導入機械・施設名	能力	数量	事業費（千円）	導入年月	導入資金の調達方法（千円）				備　考
						補助金	資金借入	準備金	自己資金	
機械	田植機	8条	1台	4,000	H24/1	1,800	2,000		200	○○事業、近代化資金
機械	自脱型コンバイン	6条	1台	12,000	H24/2		4,000	8,000		近代化資金
機械	トラクター	80PS	1台	10,000	H26/11		6,000	4,000		近代化資金

事業実施計画　　第１期～第５期　　農事組合法人 ◎◎

事業種別		型式・構造等	単価	数量	事業費	資金調達			借入資金				導入年度
						補助金	借入金	自己資金	借入資金名	年利率	据置期間	償還期間	
土地取得				㎡	円					%	年	年	年
農地造成				㎡	円					%	年	年	年
建物施設				㎡	円					%	年	年	年
				㎡	円					%	年	年	年
				㎡	円					%	年	年	年
				㎡	円					%	年	年	年
	小 計				円					%	年	年	年
機械	田植機	側条施肥8条植え	400万円	1 台	4,000,000 円	1,800,000	2,000,000	200,000	農業近代化	0 %	1 年	7 年	22 年
	トラクター	80ps	1,000万円	1 台	10,000,000 円	3,000,000	7,000,000	0	農業近代化	0 %	0 年	7 年	24 年
	コンバイン	自脱型6条	1,200万円	1 台	12,000,000 円	4,000,000	7,000,000	1,000,000	農業近代化	0 %	0 年	7 年	26 年
				台	円					%	年	年	年
	小 計				円					%	年	年	年
合 計					円					%	年	年	年

農作業日誌

月　日	作業内容				肥料・農薬・資材投入量		出役者	担当圃場（地番）
	内　容	利用機械名	面　積	時　間	品　名	使用量（kg、ﾘｯﾄﾙ、倍）		

個人ごとの農作業日誌集計表　平成　　年　氏名：

作業月日	作業内容	作業時間	就労時間	使用機械	備考
		: ～ :			
		: ～ :			
		: ～ :			
		: ～ :			
		: ～ :			
		: ～ :			
		: ～ :			
		: ～ :			
		: ～ :			
		: ～ :			
		: ～ :			
		: ～ :			
		: ～ :			
		: ～ :			
		: ～ :			
		: ～ :			
		: ～ :			
		: ～ :			
		: ～ :			
		: ～ :			
		: ～ :			
		: ～ :			
		: ～ :			
		: ～ :			

平成○○年産(○○年秋まき)小麦栽培計画兼作業日誌　No.＿＿＿

月	旬	作業項目	区分	作業内容	小麦作付ほ場(○○市◎◎町)			特記事項
				ほ場地番→				
				面積→	㎡	㎡	㎡	
				品種→				
10	下	排水対策	随時	排水溝や明きょ等設置	月　日	月　日	月　日	
11	上	土壌改良材散布	随時	土壌改良材を施用→作業前後耕耘 例)苦土石灰　60kg/10a				
		肥料の散布	共通	基肥を施用する→耕耘 例)高度200(12-10-10)　60kg/10a				
		種子消毒	随時	種子消毒として 例)登録の有る薬剤を確認し使用する				
		播種	共通	標準播種量を施用する				
		除草剤散布	随時	播種後から発芽前 例)登録の有る薬剤を確認し使用する				
12	下	麦踏み①	共通	麦が3葉期以降に第1回目の実施				
1	中	除草剤散布	随時	雑草が生育している場合に散布 例)登録の有る薬剤を確認し使用する				
		麦踏み②	共通	第2回目の実施				
2	下	麦踏み③	共通	第3回目の実施				
		追肥①	共通	茎立ち期前に実施する 例)硫安　10kg/10a				
		除草剤散布	共通	雑草が生育している場合に散布 例)登録の有る薬剤を確認し使用する				
		排水対策	随時	播種前にできなかった場合				
3	上	除草剤散布	随時	雑草が生育している場合に散布 例)登録の有る薬剤を確認し使用する				
4	上	追肥②	随時	茎立ち期前に実施する 例)硫安　10kg/10a 倒伏のおそれがある場合は実施しない				
		赤かび病防除	共通	出穂～穂揃い期に実施する 例)登録の有る薬剤を確認し使用する				
5	上	赤かび病防除	随時	赤かび病が多発にもう一度行う。 例)登録の有る薬剤を確認し使用する				
6	中	収穫	共通	収穫の目安は穂首が曲がったものがほ場全体の50%になった状態、穀粒水分では25%以下。				
	下	乾燥調整	委託					

※区分欄　共通:実施することを予定しておく作業。 随時:その年の気象条件・生育状況等によって行う作業。
農薬の使用にあたっては、ラベルを熟読して、登録内容をよく確認のうえ散布して下さい。

業務報告書(研修・会議等)

平成　　年　　月　　日
報告者：

1. 概況 （研修・会議概要等を記載、）	研修・会議名： 開催場所： 開催時間：　　～
	参加者 ・ ・ ・ ・
2. 内容（詳細） （研修・会議内容等を記載）	
3. 所見・考察、	
4. その他	

※添付書類などがあれば一緒に提出をお願いします。

トラクタ　運転日誌　型式・車番等

平成　　年

（ 平成　 年度　　事業導入）

使用月日	使用時間	運転者	ほ場地番	面積(a)	作業内容	資材種類・使用量（種子、肥料など）	アワメーター給油量
	:　～　:				耕耘・代かき・播種・施肥(ライムソワ)・その他(　　)		
	:　～　:				耕耘・代かき・播種・施肥(ライムソワ)・その他(　　)		
	:　～　:				耕耘・代かき・播種・施肥(ライムソワ)・その他(　　)		
	:　～　:				耕耘・代かき・播種・施肥(ライムソワ)・その他(　　)		
	:　～　:				耕耘・代かき・播種・施肥(ライムソワ)・その他(　　)		
	:　～　:				耕耘・代かき・播種・施肥(ライムソワ)・その他(　　)		
	:　～　:				耕耘・代かき・播種・施肥(ライムソワ)・その他(　　)		
	:　～　:				耕耘・代かき・播種・施肥(ライムソワ)・その他(　　)		
	:　～　:				耕耘・代かき・播種・施肥(ライムソワ)・その他(　　)		
	:　～　:				耕耘・代かき・播種・施肥(ライムソワ)・その他(　　)		
	:　～　:				耕耘・代かき・播種・施肥(ライムソワ)・その他(　　)		
	:　～　:				耕耘・代かき・播種・施肥(ライムソワ)・その他(　　)		
	:　～　:				耕耘・代かき・播種・施肥(ライムソワ)・その他(　　)		
	:　～　:				耕耘・代かき・播種・施肥(ライムソワ)・その他(　　)		
	:　～　:				耕耘・代かき・播種・施肥(ライムソワ)・その他(　　)		

田植機　運転日誌

号機　　平成　　年

（ 平成　 年度　　事業導入）

使用月日	使用時間	運転者	ほ場地番	面積 (a)	品種	植え付け株数 株/坪	使用苗箱数	肥料使用量	アワメーター 給油量
	: ～ :								
	: ～ :								
	: ～ :								
	: ～ :								
	: ～ :								
	: ～ :								
	: ～ :								
	: ～ :								
	: ～ :								
	: ～ :								
	: ～ :								
	: ～ :								
	: ～ :								
	: ～ :								
	: ～ :								

乗用管理機（ハイクリ） 運転日誌

平成　　年

（ 平成　 年度　　事業導入）

使用月日	使用時間	運転者	ほ場地番	面積(a)	作業内容	農薬名・倍率など	使用量・散布量など	アワメーター給油量
	: ～ :				病害虫防除・雑草防除 その他（　　）			
	: ～ :				病害虫防除・雑草防除 その他（　　）			
	: ～ :				病害虫防除・雑草防除 その他（　　）			
	: ～ :				病害虫防除・雑草防除 その他（　　）			
	: ～ :				病害虫防除・雑草防除 その他（　　）			
	: ～ :				病害虫防除・雑草防除 その他（　　）			
	: ～ :				病害虫防除・雑草防除 その他（　　）			
	: ～ :				病害虫防除・雑草防除 その他（　　）			
	: ～ :				病害虫防除・雑草防除 その他（　　）			
	: ～ :				病害虫防除・雑草防除 その他（　　）			
	: ～ :				病害虫防除・雑草防除 その他（　　）			
	: ～ :				病害虫防除・雑草防除 その他（　　）			
	: ～ :				病害虫防除・雑草防除 その他（　　）			
	: ～ :				病害虫防除・雑草防除 その他（　　）			
	: ～ :				病害虫防除・雑草防除 その他（　　）			

コンバイン　運転日誌

型式・車番等

平成　　年

（ 平成　年度　　事業導入）

使用月日	使用時間	運転者	ほ場地番	面積 (a)	アワメーター	給油量
	: ～ :					
	: ～ :					
	: ～ :					
	: ～ :					
	: ～ :					
	: ～ :					
	: ～ :					
	: ～ :					
	: ～ :					
	: ～ :					
	: ～ :					
	: ～ :					
	: ～ :					
	: ～ :					
	: ～ :					
	: ～ :					
	: ～ :					
	: ～ :					
	: ～ :					
	: ～ :					

個人所有機械使用記録簿

	年月日	使用者氏名	使用機械	作業内容	面積・ｱﾜﾒｰﾀ・時間	料金
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

農機点検整備記録

機械名（型式・規格・メーカー名）	識別番号
使用用途	保管場所

実施日	実施内容および部品名称	作業者 （委託業者名）	別紙明細	備考
			有・無	
			有・無	
			有・無	
			有・無	
			有・無	
			有・無	
			有・無	
			有・無	
			有・無	
			有・無	
			有・無	
			有・無	
			有・無	

故障修理記録簿

1	故障年月日	機械名	作業者	修理作業者 （依頼業者）	修理費用
	故障状況と修理内容				修理完了日
2	故障年月日	機械名	作業者	修理作業者 （依頼業者）	修理費用
	故障状況と修理内容				修理完了日
3	故障年月日	機械名	作業者	修理作業者 （依頼業者）	修理費用
	故障状況と修理内容				修理完了日
4	故障年月日	機械名	作業者	修理作業者 （依頼業者）	修理費用
	故障状況と修理内容				修理完了日
5	故障年月日	機械名	作業者	修理作業者 （依頼業者）	修理費用
	故障状況と修理内容				修理完了日

※業者に依頼した場合は明細がわかる伝票類を保存する。

緊急時連絡先(関係者／警察／救急車／病院／消防署など)

連絡先(担当者名)	電話番号	備考

関連業者など（JA／種苗／農薬／肥料／機械／その他）

連絡先（担当者名）	電話番号	備考

集落営農組織（法人用）運営セルフチェック表

NO	チェック項目	チェック	
1	法人としてのスローガン（合い言葉・基本方針）がある	はい	いいえ
2	理事会（役員会）を定期的に開催している	はい	いいえ
3	規約・内規などの取り決め事項を文書化している	はい	いいえ
4	理事会を通じて、理事の間で「法人運営状況」を十分共有している	はい	いいえ
5	総会を通じて、「法人の経営状況、今後の方針」を、構成員の間で十分共有している	はい	いいえ
6	構成員全員が参加する、作業や行事等を行い、法人構成員の仲間意識を養っている	はい	いいえ
7	集落内の得意分野を持つ人材（まとめ役・経理・事務・機械操作等）を把握している	はい	いいえ
8	将来の理事やオペレーターの候補を把握している	はい	いいえ
9	法人としての作付計画を構成員が共有している	はい	いいえ
10	「個人所有機械の更新をせず、共有化を進めること」を申し合わせている	はい	いいえ
11	具体的な機械・施設の導入計画を作って、構成員が共有している	はい	いいえ
12	補助事業や支援施策等の活用について、関係機関に相談している	はい	いいえ
13	機械・施設の導入・更新のための内部留保を行っている	はい	いいえ
14	内部留保には、農業経営基盤強化準備金を活用している	はい	いいえ
15	栽培技術や機械作業技術向上のための研修会を開催（または参加）している	はい	いいえ
16	栽培技術や圃場管理の申し合わせを構成員が共有している	はい	いいえ
17	法人が耕作する農地の地図を作成している	はい	いいえ
18	農地の効率的利用について、法人内部で検討している	はい	いいえ
19	農地の効率的利用について、認定農業者や関係機関も含めて検討している	はい	いいえ
20	若い人や女性が参加しやすい雰囲気作りができている	はい	いいえ
21	若い人や女性の意見を積極的に取り入れている	はい	いいえ
22	女性の力を活用している	はい	いいえ

※理事会等で集まった時などに、法人運営についてのセルフチェックを行い、今後の運営の参考にしてください。

※一度に全てをクリアーする必要はありません。組織・地域の状況に応じ、できるところから始めましょう。